

福島郡東村文化財報告第1集

平 台

1982.3

福島郡東村教育委員会
阿波摩城平台探跡調査会



上空から見た阿波崎集落の全景

→印 阿波崎城跡



上空から見た阿波崎城跡

→印 阿波崎城跡



地上、北側から見た阿波崎字平台
→印 平台



発掘現場の全景

序 文

わたしたちの愛する郷土東村には、恵まれたすばらしい自然と、先人の残された立派な文化が沢山あります。

西地区の台地に数多く残されている3千年前の貝塚、多数の古墳、また、北地区に残る中世紀の南北朝の遺跡、更には、土岐家の旧跡等々、他村に誇れるすばらしい遺跡があります。加えて、利根川、霞ヶ浦に囲まれた緑豊かな関東一の田園風景があります。

私達は、この美しい自然を維持しながら、先人の文化を守り、更に、すぐれた文化を発展させ、明るく豊かな郷土東村をつくるために村を挙げて努力しているところであります。

さて、この度、東村の客土、土地改良事業の土砂採掘のため、東村大字阿波崎字平台の開発行為の申請がなされ内審査の結果、その場所が南北朝時代の北畠親房ゆかりの阿波崎城北の一部、平台城遺跡ではないかということになり、急遽本村教育委員会で発掘調査を実施いたしました。

発掘の結果は、南北朝時代のものもさることながら、更に、さかのぼって1万2千年以上も前からの貴重な遺物や遺構が数多く出土し、本村の歴史を知るうえで非常に有意義な結果が出たわけであります。今回、その資料が冊子にまとめられ、茲に発刊されるわけであります。今後郷土を理解する貴重な歴史資料として活用されるものと存じます。

これも単えに本調査のために大変御努力、御協力を賜りました伊東先生、人見先生、そして、茨城県教育庁文化課、東村文化財保護審

議会の皆様を始め多くの関係者皆様のお陰であると心から感謝致すものであります。

今後はこれらの発掘結果を充分活用しながら更にまた御指導、御協力を賜りました皆様の期待を裏切らないよう、村民一同力を合せ、より美しい心豊かな文化村東村を建設してゆきたいと存じます。

以上、御約束を致しますと共に今後の御指導、御協力を更にお願い致しまして御挨拶と致します。

東村長 成毛 平昌

阿波崎城・平台城跡発掘に伴う 調査報告書発刊に際して

東村の北側台地には、先住民時代よりの遺跡が所々に存在し、古墳等もいたるところに存在しています。台地の東端に阿波崎城跡があり、県の指定地区として、地域の方々による保存会が組織され、その保存顕彰に努力されて居ります。

今回高柳商事株式会社の土採取に伴い同社の委託をうけ、遺跡の発掘調査をおこなうこととなり記録保存を図ることを目的として、その発掘をいたしました。発掘も完了し、貴重な資料が数多く出土いたしました。その資料を学問的に検討して、記録として、永久的に保存する出来ることは限り無いよろこびとするところであります。

今回の発掘に際し、発掘に参加されました関係各位、並びに調査主任である茨城県教育庁埋蔵文化財指導員である伊東重敏先生に心からなる御礼を申上げる次第であります。

東村教育長 吉田英夫

刊行にあたり

このたび当社が、土採取を計画しました東村阿波崎平台地内は、阿波崎城本丸の跡があったと伝えられていたため、地元関係者はじめ村教育委員会より調査をするようとの申し出があり、終了後土採取するようとの指導があった。

県教育庁文化課及び村当局の行政指導のもと伊東重敏先生に依頼し、地元関係者の御協力を載き調査を実施致しましたが、城跡関係のものは発見されず、古代の住居跡であったことが証明された。

いまここに、調査報告の刊行に至り、心からお喜こびを申しあげます。

これまで関係各位から寄せられた御理解と御協力に対し感謝申しあげるとともに、この報告書が郷土の歴史を理解するうえで、広く活用されることをお願いする次第です。

昭和57年3月

高柳商事株式会社代表取締役 高 柳 弘

凡 例

1. 本書は、茨城県東村阿波崎地区に、所在する阿波崎城跡平台の遺跡調査の報告である。
2. 調査は伊東重敏が担当し、その一部を国学院大学史学科学生塚本師也が協力した。
3. 出土品の整理については当村眞谷とみ子さんの協力を受けて、伊東と塚本が担当したが、土師器の一部については仙波卓が、また石器については増田一裕・久江夫妻が金子進の協力を受けて担当した。
4. 繩文土器の整理と記録について、自発的に担当を申し出た者の作業が当報告編集までに完了せず、その者たちに依頼したいわゆる十玉の作業も終了を見なかつたので、その項については割愛せざるを得なかつた。
5. 当報告の図については、石器を担当した増田夫妻が、土師器の一部を仙波が作成し、石器についての説明についても増田夫妻が担当した。ただし、すべての文責は伊東にある。
6. 図のうち、特に説明のないスケールについては10センチメートル、レベルについては29.00メートルである。
7. 調査に当たっては、下記の方がたのご指導をいただいた。深甚の謝意を表させていただく。

樋原考古学研究所調査課長 石野博信

茨城県文化財保護指導委員 人見久左衛門

同 埋蔵文化財指導員 結東光義

同 教育庁文化課文化財第二係長（当時）

川俣吉之助

同 県南教育事務所社会教育課社会教育主事（当時）

川村一郎

8. 調査の実施に際しては、公私にわたって高柳商事株式会社社長高柳弘氏とご家族、および同社従業員の各位に大変お世話になり、あるいはなみなみならぬご援助を受けた。また、村当局をはじめとする関係各位のはげましと協力、またはご助力をいただいたおかげで、非常な困難を伴った調査に対して、あるいは非力にすぎたかもしれぬ調査体制で臨みながら、どうやら本報告をまとめるまでに至ることができた。

なお、現地調査にご協力いただいた各氏に対しては、別記して共に本文ながら感謝の辞にかえさせてもらいたいと思う。

目 次

1. 調査の経過	1
2. 遺跡の概要	1
3. 遺構と遺物	
a. 石 器	8
b. 繩文土器	15
c. 土師器と遺構	17
0 1号住居址	17
0 2号住居址	22
0 3号住居址	25
0 4号住居址	27
0 5号住居址	30
0 6号住居址	30
0 7号住居址	35
0 8号住居址	35
0 9号住居址	36
1 0号住居址	38
1 1号住居址	38
1 2号住居址	38
1 3号住居址	45
1 4号住居址	47
1 5号住居址	51
1 6号住居址	51
1 7号住居址	52
1 8号住居址	55
1 9号住居址	57
2 0号住居址	60
2 1号住居址	62
2 2号住居址	65

2 3号住居址	65
2 4号住居址	66
2 5号住居址	67
2 6号住居址	69
2 7号住居址	73
2 8号住居址	75
2 9号住居址	77
3 0号住居址	78
3 1号住居址	80
3 2号住居址	83
3 3号住居址	84
3 4号住居址	89
3 5号住居址	89
3 6号住居址	89
4. まとめ	89
(調査にお手伝いいただいた方がた)	95
阿波崎城平台城跡調査会	96
特別寄稿	102

平台をとりまく古代と中世の問題点

東村文化財保護審議会

委員長 永 長 市左衛門

図 版 目 次

第 1 図 遺跡位置図	2
第 2 図 遺跡周辺地形図	5
第 3 図 遺跡総体実測図	6
第 4 図 地籍対比図	7
第 5 図 打製石器実測図	9
第 6 図 磨製石器実測図	11
第 7 図 古墳時代の石製品実測図	13
第 8 図 グリッド配置石器出土位置図	14
第 9 図 地山層東西断面図	15
第 10 図 地山層南北断面図	15
第 11 図 0 1号住居址実測図	18
第 12 図 0 1号住居址出土遺物実測図	19
第 13 図 0 2号住居址実測図	20
第 14 図 0 2号住居址出土遺物実測図	21
第 15 図 0 3号住居址実測図	24
第 16 図 0 3号住居址出土遺物実測図	25
第 17 図 0 4号住居址実測図	26
第 18 図 0 4号住居址出土遺物実測図	28
第 19 図 0 5号住居址実測図	29
第 20 図 0 5号住居址主土遺物実測図	30
第 21 図 0 6号住居址実測図	31
第 22 図 0 6号住居址出土遺物実測図	32
第 23 図 0 7号住居址実測図	33
第 24 図 0 8号住居址実測図	34
第 25 図 0 9号住居址実測図	36
第 26 図 0 9号住居址出土遺物実測図	37
第 27 図 1 0号住居址実測図	39

第28図	1 1号住居址実測図	40
第29図	1 2号住居址実測図	41
第30図	1 2号住居址出土遺物実測図	42
第31図	1 3号住居址実測図	43
第32図	1 3号住居址出土遺物実測図（1）	44
第33図	1 3号住居址出土遺物実測図（2）	45
第34図	1 4号住居址実測図	46
第35図	1 4号住居址出土遺物実測図	47
第36図	1 5号住居址実測図	48
第37図	1 5号住居址出土遺物実測図	49
第38図	1 6号住居址実測図	50
第39図	1 6号住居址出土遺物実測図	51
第40図	1 7号住居址実測図	52
第41図	1 7号住居址出土遺物実測図	53
第42図	1 8号住居址実測図	54
第43図	1 8号住居址出土遺物実測図	55
第44図	1 9号住居址実測図	56
第45図	1 9号住居址出土遺物実測図	57
第46図	2 0号住居址実測図	59
第47図	2 0号住居址出土遺物実測図	59
第48図	2 1号住居址実測図	61
第49図	2 1号住居址出土遺物実測図	62
第50図	2 2号住居址実測図	63
第51図	2 2号住居址出土遺物実測図	63
第52図	2 3号住居址実測図	64
第53図	2 4号住居址実測図	65
第54図	2 4号住居址出土遺物実測図	66
第55図	2 5号住居址実測図	68
第56図	2 5号住居址出土遺物実測図	68
第57図	2 6号住居址実測図	69
第58図	2 6号住居址出土遺物実測図（1）	70

第 5 9 図	2 6 号住居址出土遺物実測図（2）	7 0
第 6 0 図	2 6 号住居址出土遺物実測図（3）	7 2
第 6 1 図	2 7 号住居址実測図	7 4
第 6 2 図	2 8 号住居址実測図	7 6
第 6 3 図	2 8 号住居址出土遺物実測図	7 7
第 6 4 図	2 9 号住居址実測図	7 8
第 6 5 図	3 0 号住居址実測図	7 9
第 6 6 図	3 0 号住居址出土遺物実測図	7 9
第 6 7 図	3 1 号住居址実測図	8 0
第 6 8 図	3 2 号住居址実測図	8 2
第 6 9 図	3 3 号住居址実測図	8 4
第 7 0 図	3 4 号住居址実測図	8 5
第 7 1 図	3 5 号住居址実測図	8 6
第 7 2 図	3 6 号住居址実測図	8 7
第 7 3 図	3 6 号住居址出土遺物実測図	8 8
第 7 4 図	昭和 1 4 年に発表された平台城跡想定図	9 2
第 7 5 図	昭和 1 8 年阿波崎城跡図面	11 5

1. 発掘調査の経過

昭和 55 年 7 月 8 日に、当村伊佐部の高柳商事株式会社社長高柳弘から、土砂採取の申請が提出されたが、この地域は阿波崎城跡をはじめ史跡や埋蔵文化財包蔵地も多く、当該地も平台城跡の一部との言い伝えもあり、また、地域の人たちは文化財愛護の意識が強く、阿波崎城跡保存会も結成されて、地域ぐるみの活動がなされていたところであった。

そのような状況から、本村教育委員会では文化財保護審議委員会を中心協議を重ね、そのうえで茨城県教育庁文化課と同県南教育事務所の指導のもとに、高柳商事株式会社に対して文化財保護の理解を求めると共に、止むを得ず工事を行うときは発掘調査等に協力するよう要望した。

同年 12 月 4 日に至って、土地関係に対する先行投資などの問題もあって、止むなく工事を実施しなければならなくなった経緯についての説明があり、当教育委員会の行う発掘調査には全面的に協力する旨の回答があったので、再度県の指導を受けて調査体制を整えることになった。

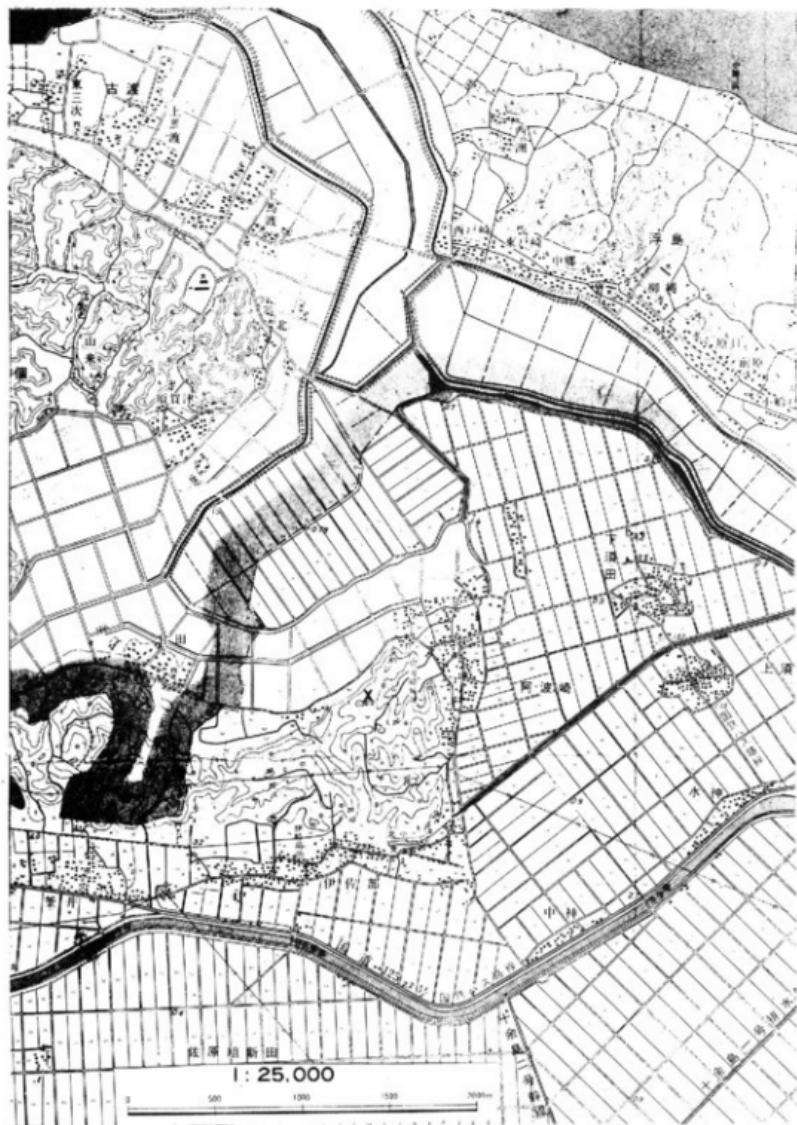
その間、茨城県埋蔵文化財指導員伊東重敏氏によって、城館跡の存否はなお不明ながら、埋蔵文化財包蔵地に該当する地であることが確実になったので、昭和 56 年 1 月 17 日に吉田教育長を調査会長とする別掲のような組織の調査会を発会し、伊東氏を主任調査員として、翌 18 日から調査を開始し、同年 5 月 1 日に現地調査を終了した。

調査の実施に際して、村民各位特に区長さん、阿波崎城跡保存会をはじめとする阿波崎地域の皆さんなど、深いご理解とご協力をいただいた方がたに感謝を申しあげます。

(真下 俊昭・青木 美明)

2. 遺跡の概要

利根川の北、霞ヶ浦の南に展開する台地を、単にその郡名をとって稲敷台地と呼ぶだ



第1図 遺跡位置図

けでは、その複雑に開析された地形や、ここでふれなければならない長い時代を説明するのには充分ではない。

現在の筑波郡谷田町や新治郡桜村方面の、筑波山麓の広大な平野の水を集めて、東南流してくる小野川は、西浦に入る下流域に、深い入江状の古古渡（こ・ふっと）湾を作り、いわゆる稲敷台地を信太台地と乗浜（のりはま）台地に分離し、乗浜台地は同じ西浦に面した古阿波湾を抱いていた。

こうした古成湾の形成には、汀線が現在よりも70～120メートル低かった最終氷河期にまでその思いを至さなければならぬし、以後にもいくつかの曲折があるが、ともかく、現在に至る温暖期に入ると、汀線は次第に上昇する。

と同時に、大地は色濃い緑を回復し、東アジア的石器文化の周辺に位置していた人びとは、ようやく大陸と隔絶された地理的環境のなかに、すぐれた造形感覚の土器文化をメルクマールとする縄文文化複合を開花させていったのであった。

古渡湾の方が阿波湾よりも、より内陸深く入っていたことは、縄文貝塚の分布によって知ることができる。阿波湾では現在の広い水田面周辺の台地上に限定されて、小谷の奥にまでは立ち入っていないが、古渡湾の方の現在知られる限りの上限貝塚は、阿見町福田貝塚なのである。

気温とよく対応する汀線の上昇は、縄文時代早期末あたりを頂点にして、現在の海水面より数メートル高かったといわれるが、それまで谷を深くする作用した流れは、逆に搬んでくる土砂で古成湾を埋め立ててゆくことになる。

小野川というより有力な流れを持つ古渡湾は、ほとんどそのようなものない阿波湾よりも、このようにいち早く陸化してゆくが、と同時に、その湾口が狭いということもあって、西浦の沿岸流の搬ぶ流砂によって、歴史時代に入るまでにはほとんど閉鎖されるような状態だったらしい。

諸説はあるが、信太古渡の言葉のとおりに、信太（の郡衙）に至る渡しとしての、重要な交通上の拠点的地位を占めていた時期が、かつてあったのだろうと思われる。ひきかえて、幅広い湾口に浮島を控するという地形的特性の阿波湾は、長く波静かな内水湾として止まっていた。

これには、西浦沿岸流に利根川水流が強く干渉した、という条件も思い併せる必要があろう。浮島は、その東に妙岐の鼻を先端にする比較的長い砂州を発達させるが、西の洲岬はそれほどではなく、それらに対向する湾の北を限る乗浜台地突端にも、また、南を限る阿波崎の半島の先にも、ほとんど砂州の伸長は見られないである。

沿岸流についての考察は、繁雑にすぎようから、これ以上はとりあえずしひかえさせてもらうが、『常陸國風土記』（以下の文中で、この書は単に「風土記」とすることにしたい。）『行方郡条をうかがうまでもなく、現桜川村須賀津あたりに比定される信太郡条乗浜里の説明を見るだけで、水産物の豊富さは理解できよう。

まして、浮島に近いあたりは例外にして、比較的軽量で簡単な構造の舟での交通と、魚撈が可能だったのであった。そのうえ、外洋船や霞ヶ浦・利根川水運船などにとっても、あるときは避難の、ときには中継点としての船だまりとしての重要な拠点ともなり得たのである。

「風土記」の乗浜の記事が、海苔をたくさん乾していたから、という地名説明であったことから、この内湾の水産物の豊饒を考えたのだったが、ヤマトタケルがここに上陸したとされること自体は、行方郡条のタケカシマ伝説が、「安婆（アバあるいはアンバと読まなければならないだろう）嶋」からはるか東を望んだとされることと共に、水上交通の拠点という事実を反映したものということができよう。

「安婆嶋」は現桜川村阿波や、ここ東村阿波崎の地名を見るまでもなく、古阿波湾のどこかということだけで、厳密な地点考証の要はないであろうが、これら伝説のたぐいによるまでもなく、より確実な史料を中世に見ることができよう。

いわゆる「南北朝動乱」に際して、北畠親房は親王を擁して、東北地方に向う途中に難破して、止むなく常陸の地に上陸したという通説には、反論する向きもないわけではないが、この地がはじめからの目的地であったかどうかは置くとして、そのこと自体が避難拠点であったことの証しとすることができる。

上陸は有力な南朝方の東条氏に迎えられて、東条浦におこなわれるのだが、そのまま東条城に入るのではなく、北朝方との戦いがこの湾の北岸、神宮寺城をめぐっておこなわれ、続いて、南岸突端のここ阿波崎城に転ずる、という事実の方がより重要だと思われる。

当時まだ阿波湾は、海上交通と内水交通の中継的拠点としての特性を失ってはいなかかったろうし、少くとも、西浦や利根川水運の要衝を扼するという戦略的目的があったことだけは否定できないだろう。

今回調査の平台遺跡は、この古阿波湾の南岸を形成し、利根川とのあいだに、半島状に長く突出する台地の、先端に近い湾岸側に営まれてきたものであり、これまで、あるいは冗長にすぎたかもしれない言葉を連ねて言及してきた各時代に關係し、あるいは関係すると思われてきたのである。



第2図 遺跡周辺地形図



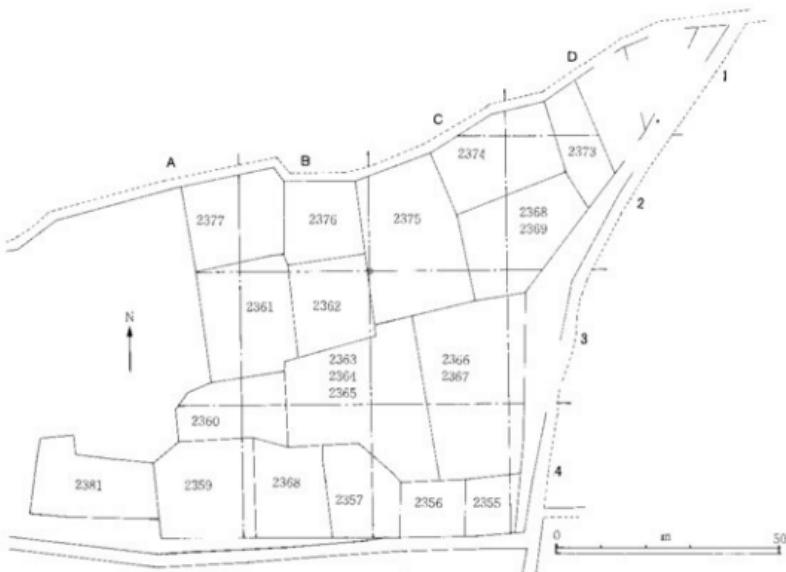
第3図 遺跡総体実測図

当遺跡の所在する行政区画は、稲敷郡東村大字阿波崎字平台であり、今回の調査は、その遺跡の東半分約8,000平方メートルであるが、なお、遺跡自体の地形的特質に言及しておく必要があろう。

平台の丘陵は標高29.73メートルを最頂点にし、北へは1メートルと高差を減することなく続いたのち、高差2.5メートル以上の急崖になって、現水田面の古阿波湾岸沖積低地に続くのである。

利根川側から入ってくる深く長い遠谷の谷は、湾岸側低地にある満願寺の裏で二カ所にわたって丘陵を切る如くに迫り、ためにこの寺院自体は独立丘陵を背負っているような印象さえ受けるほどであり、当遺跡も独立した地形上に所在するように見えるのである。

遠谷の谷の支谷は、さらに遺跡の南に入ってきて、丘陵先端方面からの思河の谷とそ



第4図 地積対比図

の頭を接するのであり、丘陵は狭い鞍部で伊佐部の裏の丘陵へと続き、遺跡総体は南に緩く傾く地形を呈している。

遺跡の東もこの思河の谷頭に限られ、この谷とノッコミドーの浅い谷とに狭まれた、馬の背状の丘陵が、問題の、そしてこれからも、報文中でしばしば問題にしなければならない、県指定史跡「阿波崎城跡」の所在する丘陵へと、東方向にのびるのである。

3. 遺構と遺物

a. 石 器

ここでは、いわゆる石器時代に属する石器・剥片・石核の総数98点のうち、報ずるにたえる代表的なものを、図示しながら説明し、他時代に属するものは、それぞれの遺構の項においてふれることとしたい。

1. 石 (第5図1~7)

計9点が出土しているが、そのすべてが凹基無茎式で肉厚に仕上げられている。

1はチャート製で長さ2.7、幅1.5、厚さ0.6各センチメートルである。

2もチャート製で長さ1.9、幅1.5、厚さ0.5各センチメートルである。

3は黒耀石製で長さ1.5、幅も1.5、厚さ0.4各センチメートルである。

4はメノウ製、長さ2.6、幅は1.6、厚さ0.5各センチメートルである。

5はチャート製で長さ1.8、幅1.5、厚さ0.5各センチメートルである。

6は頁岩製、7は黒耀石製、長さ1.2、幅0.9、厚さ0.2各センチメートルである。

2. 石 核 (第5図8)

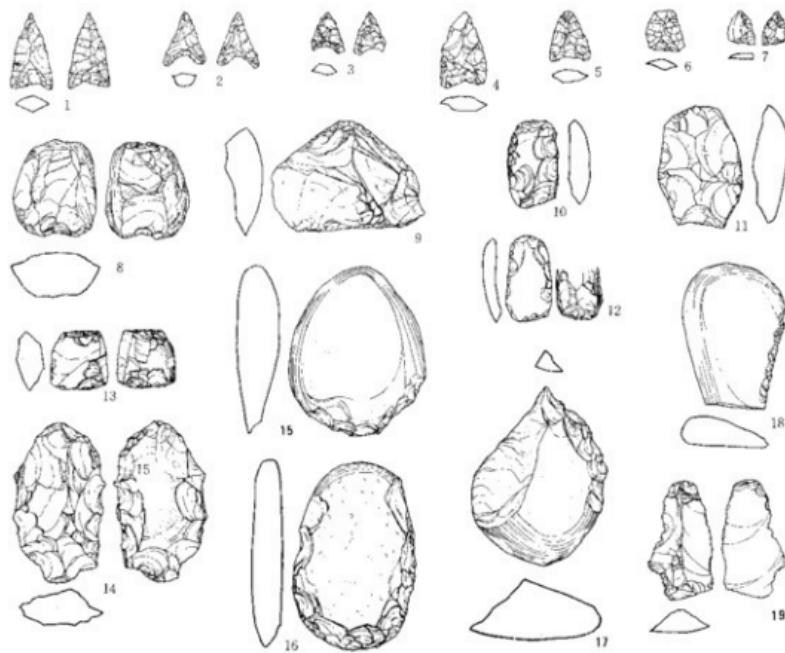
チャートの小亜円礫両面を剥離しているが、剥離枚数そのものは多くない。それによつて剥取された剥片の大きさは、充分に石鎚の素材となり得るものであり、当遺跡の特色といふほどのことではないが、同質石材の鎚の多い点も示唆的と思われる。長さ3.5、幅3.0、厚さ1.6各センチメートルのものである。

3. 削 器 (第5図9)

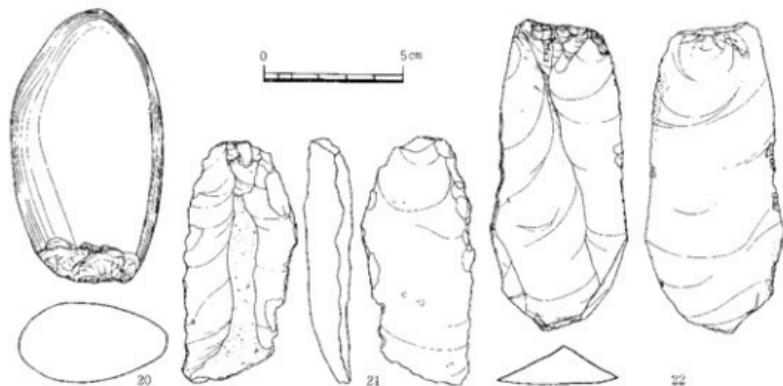
安山岩製と思われるが風化が著しい。長さ3.8、幅5.5、厚さ1.4各センチメートル上辺には原礫面を残し、下辺を細かく加工するが、刃はつぶれている。

4. 片面加工石器あるいは円礫器 (第5図10~12)

小亜円礫を半截し、剥離面側を加工したもので、縁辺部には細かい調整がなされる。



0 5cm



第5図 打製品石器実測図

10はチャート製で長さ3.1、幅1.8、厚さ0.7各センチメートルのものである。

11はメノウ製、長さ4.2、幅3.0、厚さ1.2各センチメートルのものである。

12のみは自然面側の一部にも剥離面が認められるが、基本的技法は他と異なるところがない。チャート製で長さ3.1、幅1.6、厚さ0.4各センチメートルのものである。

5. 横形石器（第5図13）

ピエス・エスキュー、截断面ある石器、楔状石器などとも呼称されている。

チャートを用い、片面に残存する自然面から、小円錐を素材としていることが判明する。長さと幅2.1、厚さ1.0各センチメートル、上下両辺より剥離し、縁辺部には細かい階段状剥離が顕著である。片側辺部には截断面が2枚認められる。

6. 未製品（第5図14）

あるいは石核かとの疑惑もあったが、一応石器の未製品に分類してみた。長さ5.7、幅3.3、厚さ1.3各センチメートル、両面とも周縁から荒く打ち欠いたもので、二次的な調整は認められない。

7. 磨器（第5図15～18、20）

偏平な円錐を素材にして、各様の石器を作出しているものを集めてみた。

15は長さ6.0、幅4.9、厚さ1.5各センチメートル、16は長さ5.7、幅4.4、厚さ1.1各センチメートル、共に磨の一側辺部に片面から加工をして、刃とした片刃磨器である。

17は長さ6.4、幅4.8、厚さ2.1各センチメートル、同じく片面からのみの整形加工されたもので、角錐状の尖端を持っている。

18は長さ5.1、幅3.7、厚さ1.0各センチメートル、細かい加工により刃縁部を形成する削器である。

20は長さ9.8、幅5.4、厚さ2.8各センチメートル、長円錐の片側先端部にのみ加工の認められるものである。

8. 剥片（第5図19、21、22）

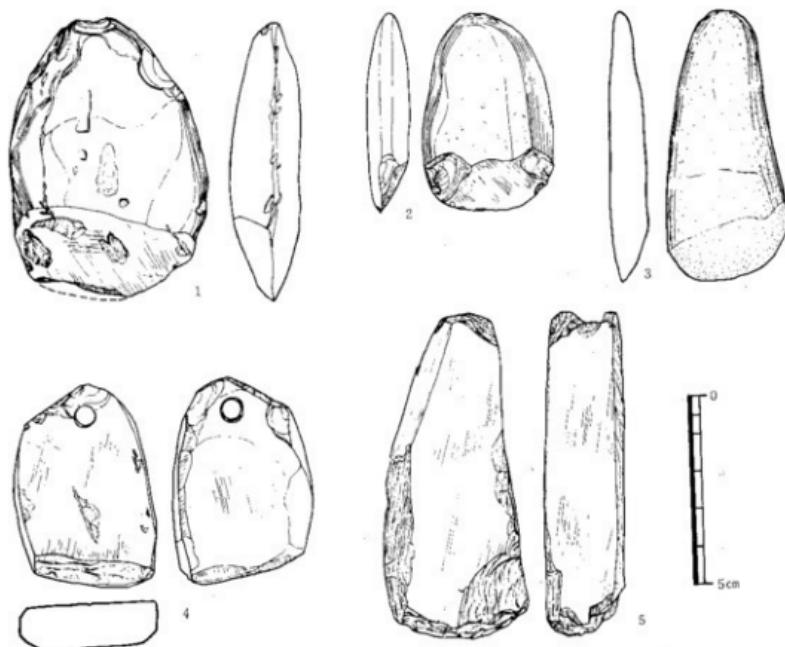
19は長さ4.2、幅5.4、厚さ1.0各センチメートルのメノウを原材にする小形品である。

21は長さ8.8、幅4.0、厚さ1.6各センチメートルの流紋岩の大形品である。

22は長さ11.1、幅5.0、厚さ1.4各センチメートル、頁岩の当遺跡では、例外的大形品である。

これら三者のいずれにも、側縁部の一部に細かい刃こぼれ状かと思われるものが認め

られるのは、あるいは、使用痕かとも考えられる。



第6図 磨製石器実測図

9. 局部磨製石斧（第6図1～3）

扁平な礫の下縁を片側から研磨して、刃部を作出する局部磨製の片刃石斧であり、合計5点が出土しているが、素材は必ずしも一定してはいない。

1は長さ5.3、幅5.2、厚さ1.9各センチメートルと最も大きく、刃部に原礫面の凹凸を残すが、良く研磨され、その一部に欠損が認められる。

2は長さ5.3、幅3.4、厚さ1.1各センチメートルの粘板岩製で、刃部両側に剥離痕が認められ、その上を片側から研磨して刃を作り出るが、裏面にも幅1.0センチメートルほどの調整研磨痕が認められる。

3は長さ7.2、幅3.3、厚さ1.0各センチメートル、上部幅の狭い綫長の扁平線を素材にしたものである。

他に、図示できなかったが、円錐を剥離したものを原材にし、その剥片の側縁部を研磨によって整形したのち、その下縁に片刃を作り出するもの、扁平線の片側と下部を打ち欠いて形を整えたのち、その下部を研磨して片刃としたものも含まれる。

これまでふれてきた石器や石片に共通することだが、適當な遺構に属するものや、適確にその時期を特定できるものは、ここであげた石斧についても全くない。従って、個体ごとに見てきた技術の差異は、あるいは時差をもって論じなければならないかも知れないとも思う。

しかし、適當な形状の石材があれば、当然片側研磨による刃部作出するとしても、打撃を加えるか剥離するかはその原材によるが、ともかく、刃部だけは少なくとも荒調整した上を研磨して刃部を作るのが、局部磨製石斧と呼ばれてきた石器の、基本的製作技法ではなかったかと考えられるのである。

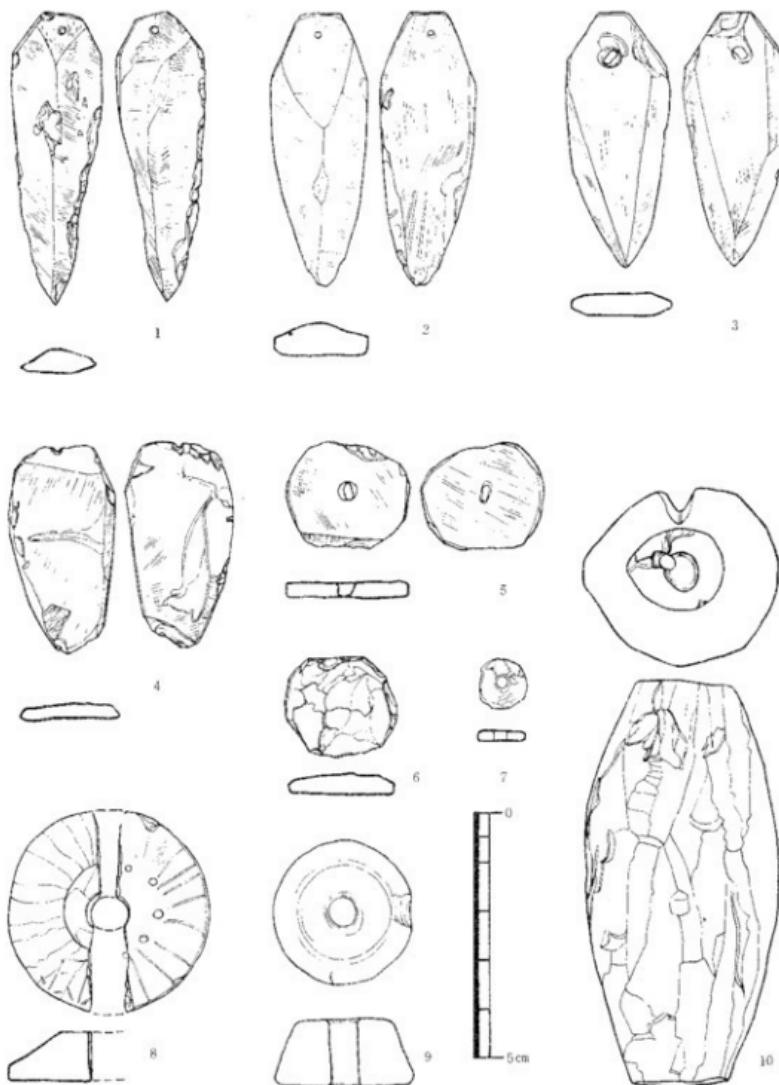
10 考 察

はじめに述べたとおり、これまでふれてきた石器と石片は、石器時代のものとはいえ、その大部分はこの列島における新石器文化、つまり、縄文時代に属するものであろうことは、ここで改めて論するまでもないことであろう。

しかし、編者の乏しい体験からすれば、通常の遺跡では検出し得ないような資料もあり、図示したものも含めて、18号住居址のほとんど床面ともいうべきあたりからの出土が最も多く、他も地山層を掘り込んだ遺構の覆土中からのものが大部分であった。

こうしたことから、その地層中のどこかに石器包含層のある疑いが持たれたのであり、これまでの調査区画をさらに細分して、地山層の掘り込みを実施してみたが、見るべき成果をあげることはできなかった。

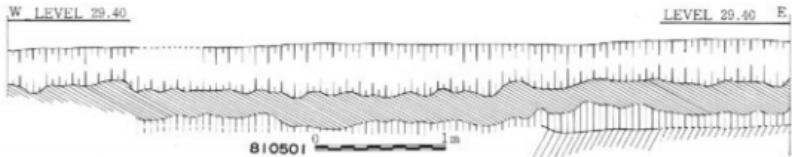
ただ、いわゆる地山層は、やや暗色を帯びて、砂を含みながら粘度が高く、長年見なれてきた関東ローム層とかなり異なり、むしろ、沖積性低地の再堆積ロームに近似する印象を受けたが、認め得た三層が不整合に重なり、その第二層に、主として凝灰岩質の指頭大盤磧、いわゆるイモ石が含まれることなど、関東ローム層に共通する性格もあった。



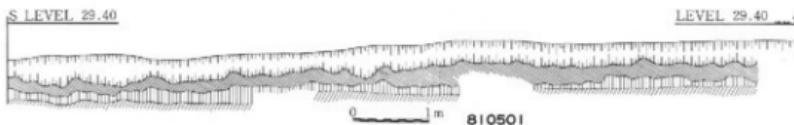
第7図 古墳時代の石製品実測図



第8図 グリッド配置石器出土位置図



第9図 地山層東西断面図



第10図 地山層南北断面図

また、第一・二層不整合面は18号住居址の床面とよく対応することでもあったから、あるいは、これら石器群がひとつの文化層に属する疑いも無視できないようにも思われた。

b 繩文土器

○考 察

石器の出土量に比して、土器は広い時期にわたっているにもかかわらず、その量は少ない。もともと、土器片が散発的に出土するが遺構は伴わないという場合、近くに遺跡があるのであろう、と考えられることが多い。

たしかに、そのことに誤りがあるわけではないが、偶然拡散したまま混入して現在に至った、と考えるだけではすまされないものがある。今回の場合は、その破片がA～B地区に多かった、という現象が認められるから、集落跡か、少なくとも何らかの遺構を伴う縄文時代の遺跡は、未調査の西側にあるのだろう、と予想することは許されるだろう。

しかし、C～D列地区の、100メートルかそれ以上も離れたところにも、土器片は

時期を限定せずに出土したし、石器もまた発見されている、ということは、そこが縄文人にとっての生活領域であったことを示すとしなければならないのである。

ただ、母体遺跡とその性格が知られぬ以上、生活領域であったというだけに止めておくべきだろうが、比較的の跡が多く、それも小形である点からすれば、中形以下の鳥獣を対象にしたハンターグラウンドにされた時期が、比較的に長かったのではないかろうか。

また、局部磨製石斧は早～前期の石器とされるから、その時期にこの器具を用いた作業が、ここでくりかえし行われていた事情も察することができる。が、この石器の本来の用途が必ずしも定説を見ず、石斧と呼ばれながら、アクスとしての機能を疑問視する向きも少なくない。

これは多分に現在の鉄斧と対比されての、いわゆる常識的解釈にすぎない側面を持っており、土俗例を参考にするという文化人類学的立場において、いわゆる焼き切り技法を用いれば、鉄斧とそれほど遜色ない能率性を發揮するという古い実験考古学的成果が、今日すでに忘れ去られているように見える。

同じことは、発火石などと呼ばれるものにもいえるのだが、ともかく、局部磨製石斧は削る・割る・裂く・切るなどの機能に適している点だけは認められないだろうか。とすれば、その対象はあくまで木材であり、あるいは樹木であろうとするのが、より常識的ではあるまい。

つまり、土器の形式を参照して、早期末から前期終末にかけてここはまた住居の建設補修のためにも、あるいは日常生活における燃料としても重要だった木材供給の場としても、活用されていたと見ることができる。

おそらく、集落の東を限る森林帯がここに広がっていたのであろうが、原始景観といい、その復元といえば鬱蒼とした密林を考える人が多い。しかし、植物には草から灌木を経て樹までの低高の他に、陽性と陰性という基本的な性格があり、それらの組み合わせでモザイク模様の景観を作り、大地全体が一様の植生によって占められることはないとある。

のちになって、集落を営むことのできた部分が、この時代には生活資材と物資を得るために活用されたということは、ここが開けた森林地帯であり、その低い鞍部を超えた南の台地上か、おそらくはここに続く西に集落を営むに適した草原が広がっていた、というのが最も妥当な考察であろう。

最近各地で低湿地性遺跡の知見がいちじるしく伸長し、そのために、縄文農耕論もま

た確実な地位を占めつつあるように見える。しかし、原始農耕は焼畑耕作だというような短絡的な論説に私は強く反対したい。

焼畑農耕そのものは、その文化段階的分類では、たしかに原始的・初期的であることには異論はないが、そこを経由しなければ畑作農耕段階に至れないものかどうか、焼畑は畑作から転落した進化論的論法でいえば、進化の袋小路に入ってしまったものである可能性も否定できないのである。

そして、これは多分に心情論めくけれども、すぐれたハンターであり、すぐれたフィッシャーマンである側面の縄文人が、自然形態を損うような試みを持つはずはないし、事実持たなかったからこそ、まだ自然の恩恵を享受できる今日の私たちがあるので、思うのでもある。

最新の知識では、北陸の前期末縄文人はすでにヒョウタンとマメの栽培植物を入手していた。これらの原産地は遠く西アジアからアフリカとされており、事実、そこで完成されたサバンナ型農耕文化においては、ウリ類とマメは雑穀と共にその主要作物になっている。

そして、中国大陸の奥地、雲南半月弧などと呼ばれる地帯を中心に完成したとされる、照葉樹林帶型農耕文化は、そのウリとマメを取り入れ、南島で成立した根栽型農耕文化からタロイモを受け、なお、ヤムイモをそこと共有して成立するのである。

このウリとマメを縄文人が持っていたということは、想定される縄文農耕は、やはり照葉樹林帶型に属する可能性が高く、彼らの主要食用植物のなかに、やがてヤムイモやタロイモが加えられることも充分考えられるのである。

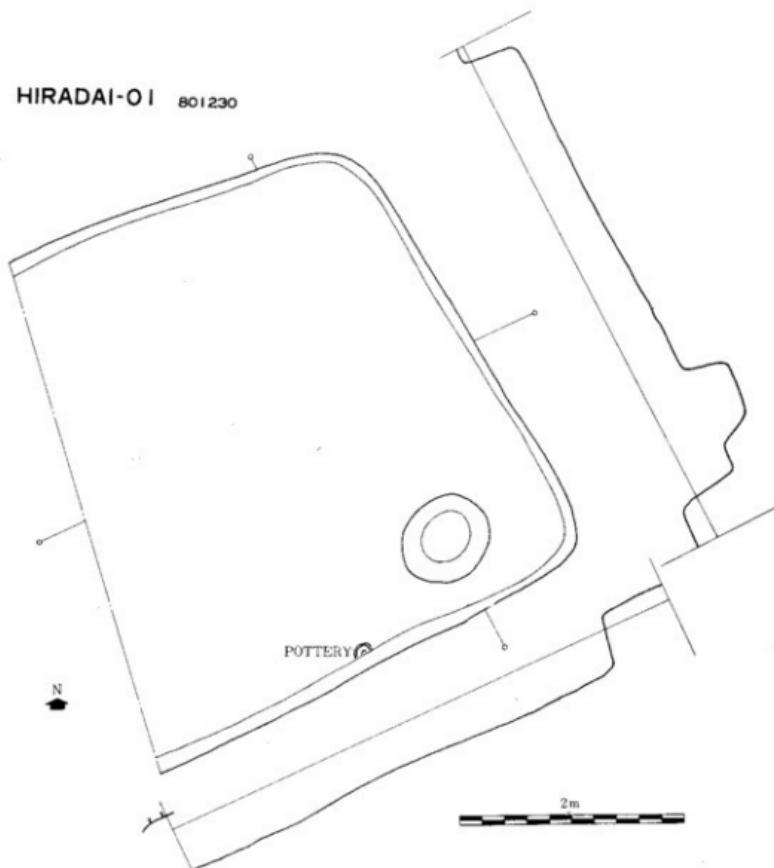
現在、野生の姿で認められるヤマのイモ＝ジネンジョは、この列島における唯一のヤムイモだし、サトのイモはタロイモの仲間である。

c. 土師器とその遺構

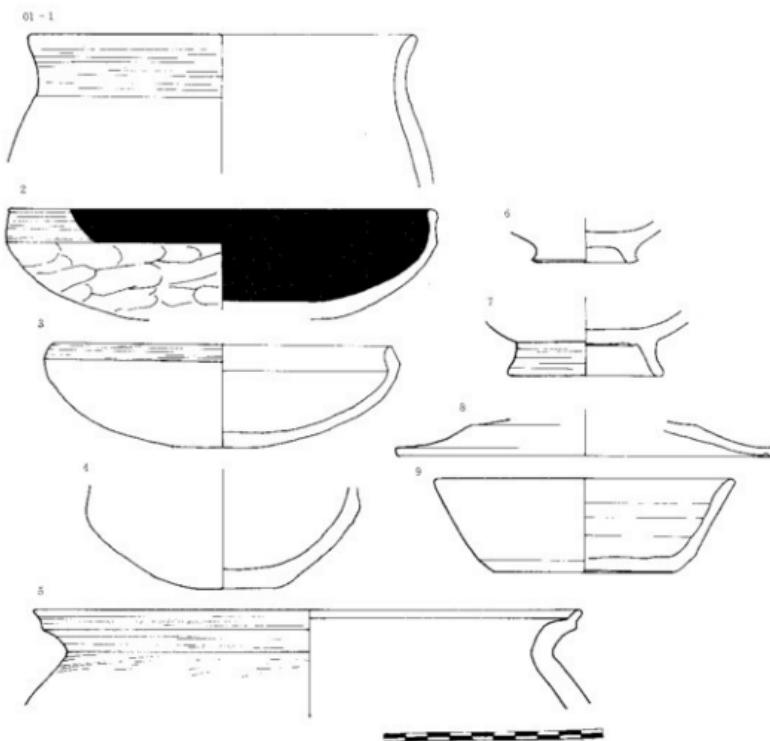
01号住居址

今回調査区の西端に近く、隣接地との関係でその全容を検出できなかったが、袖線を西へ25度偏せて営まれるものである。東壁の長さ約4.3メートル、中央部では4.7メートルを計るが、検出し得た限りの南壁は約4.5メートルであり、予想されるプランは02、03、05などと同じく長方形を呈していたように思われるが、なべて工房関係のような特殊な堅穴がこのような平面を持つのであり、当遺跡においても後述するよう、02、03住居址は明らかにこの例外ではなかった。

とすれば、それらと同じく東南コーナーに近く、U字形の切り込みや焼土が認められてよいはずだが、そのことはなく、また、正方形プランのものとすれば、当遺跡の通常住居が例外なくその北壁にカマドを持ち、当住居もあるべき壁のあるべき中央部は検出し得たと思われるし、例外としての可能性のうかがわれる東壁はその全部を見ることができた。



第11図 01号住居址実測図

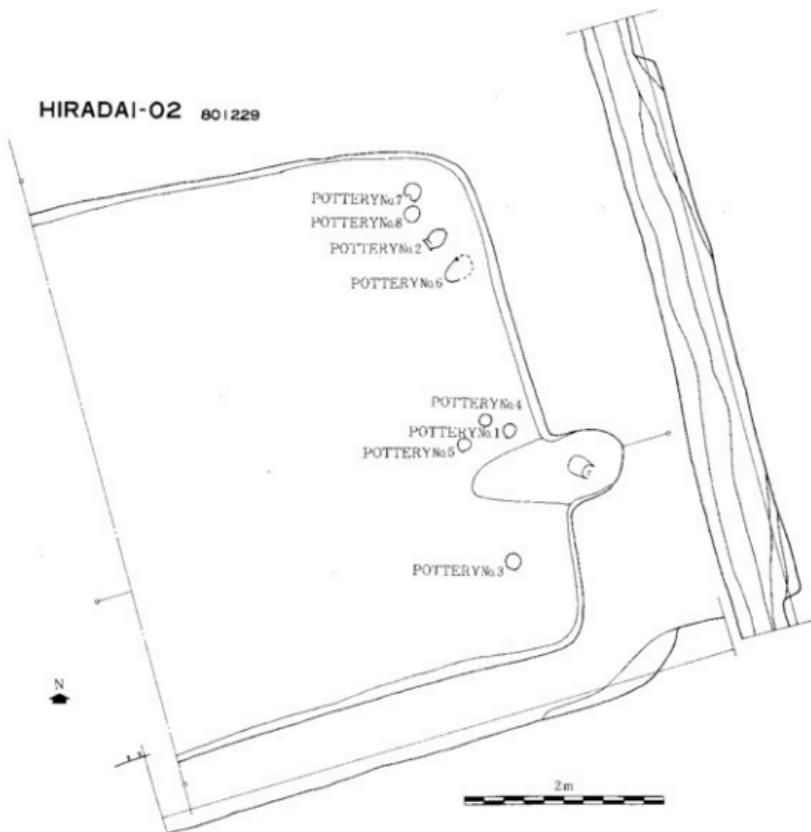


第12図 01号住居址出土遺物実測図

以上の点からすれば、やはりカマドを持たぬ特殊な用途のための竪穴と思われるし、当然の帰結として、長方形のプランを持つものであろう、ともしなければならないのである。そして、02、03穴と一致したい点は、別の種類の生産活動のための遺構とすることもできるが、近い過去に調査したことがある石岡市鹿の子遺跡において、その成立や時期に違いはあるが、少なくとも、鉄器を扱ったという一点では、共通する遺跡の性格のそこには、長方形プランの竪穴に二種があることを、知ることができたのであった。

そのことからすれば、当竪穴は、その位置からしても02、03住居に関連する生産活動のなかの、火熱を要しない段階を担当したものと考えられるのである。さらに、語

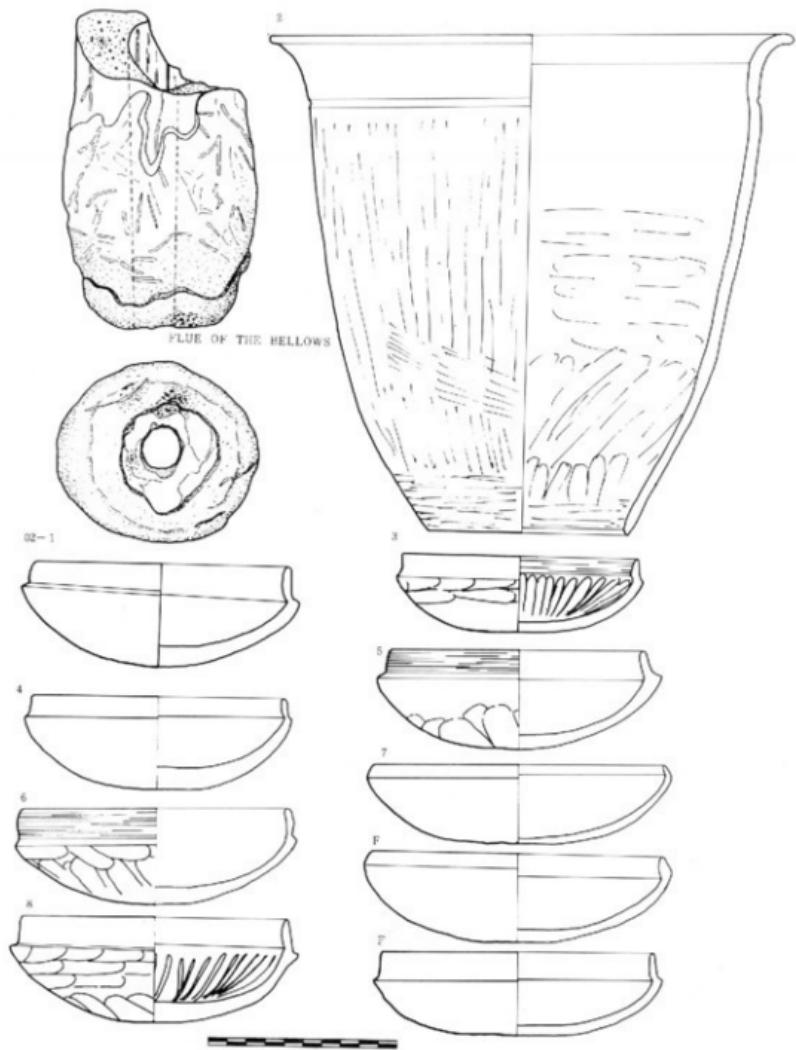
HIRADAI-02 801229



第13図 02号住居址実測図

を眺ぐとすれば、裏付けあるいは支援してくれる資料は何ひとつとしてないながら、研磨などの製品の仕上げ段階がここでおこなわれたのであろう、とするのが最も妥当性を持つ見方のように思われるるのである。

出土土器は番号を付してはいるが、すべていわゆる覆土の土器であり、特に5号土器以下は統一様相を見せるものではない。ちなみに、8、9号土器は須恵器である。



第14図 02号住居址出土遺物実測図

02号住居址

前号住居址と同じく遺構の東半を検出し得ただけであるが、軸線を西へ16度傾けて営まれ、その全容を知ることのできた東壁は5.2メートル、見得た限りの南と北辺は、それぞれほぼ4.3メートルであり、前号でふれたように、長方形プランを持つものであろうと思われるものである。

この遺構の著しい特色は、東壁の東南コーナーに近く、おびただしい焼土を伴った舟底U字形の切り込みがあり、その上からフイゴの羽口が出土した点である。羽口は径約10センチメートルと通常見なれたものに比して太いが、他例のその時期の明らかなものが国分期である点からすれば、地域的あるいは時期的特色を特定できないのであり、今後の類例の出土を待たなければならないであろう。

この太さに対して、中央を貫く穴は、その先端で径2センチメートルと、他例に比しても細く、その破損断面から観察すれば、ほとんど調整していないらしい自然状の粘土上に、そのためであろうか、スサ入りにし、棒状のものに巻き付けて成形したものと思われた。

外面は、ヘラ削りによる調整痕が認められ、当然のこととして、強い火熱を受けているが、その対策のためであろうか、砂粒の多い同じスサ入りの粘土を、さらに、外側に巻いてあり、先端には、ガラス質に融解（あるいは、ガラス質の融解物が付着）している。

この例は、次にふれる住居址（実は、想定する点からいえば、住居と呼ぶことは、あるいは正しくないのであろう。）例と思い合わせるとき、ときとして、フイゴの助けを借りなければ得られないほどの高い火熱を必要とする、いわゆる工房であろうと思われた。

このような場合に、通常考えられるのは製鉄関係の作業であるが、実は、こうした面に対する考古学的研究、ないし考察は、特に県内においてまだ不充分であり、素材としての砂鉄、あるいは鉄鉱石から鉄製品に至る工程はもちろん、その素材さえ特定するには至っていない、と承知している。

ただ、乏しい自身の体験と考察からいって、また、常識的な見地からしても、製鉄という工程には、おびただしい量の素原材料を必要とするのであり、果して、このような面積の工房において、しかも、認め得たような施設だけで可能であったかどうか、はなはだ心もとない。

加えて、その素原材料の量に比例して、得られる鉄に対する残材の量は大きい。従来、

その時期を特定できないながら、製鉄遺跡と呼ばれるものの、その理由となるスラグの量は、表面観察からしても多量である。

それに対して、当遺構にはスラグはほとんど認められていず、遺跡総体からしてもその量は微少にすぎないながら、大部分は次に述べる遺構に集中的であった。以上の点からすれば、鉄に関する工房であることには違いないが、製鉄に関するか、あるいは、そこから仕上げまでの全工程に係わるものでなくして、その最終過程かそれに近い鍛造工程だけを担当したものだったろうと考えられたのである。

ここで検出し得た土器の器形と、その数と位置も興味ある問題を提供してくれる。図示したもののすべては、いわゆる床面の土器であり、つまるところ、この住居址に属し、この住居において使われたものである。このうち、7号としたものと覆土としたものの上段のものは、本来の用途は蓋であり、上下を逆にして示すべきものであった。

現実にそのように図示した前例が、私の作業にもなかったわけではないが、そうした製作側の意図にもかかわらず、使用者の側からいえば必ずしもいわゆる身と蓋を対にして使ったわけではなく、身の方だけを単独に使っただけではなく、蓋さえも容器として使っていたと思われる例が少なくない。

そのような意味では、図示の方法は必ずしも厳密を要しないようにも思われるし、その用途が確定した場合に限ってその取り扱いも正しくしてよいと考えられる。それはともかくとして、その大部分が杯およびその代用としての蓋であり、その用途が食器である点と、残る唯一の器形が瓶であることである。

瓶はこれ単独で使われるのではなくて、甕と組み合わされて米を主にした穀類を蒸すための土器であることは今さら論ずるまでもないが、そのセットとなるべき一方を欠くことは、ここでその調理が行われたのではなく、この住居外で蒸された穀物が上器ごと持ち込まれたことを示している。

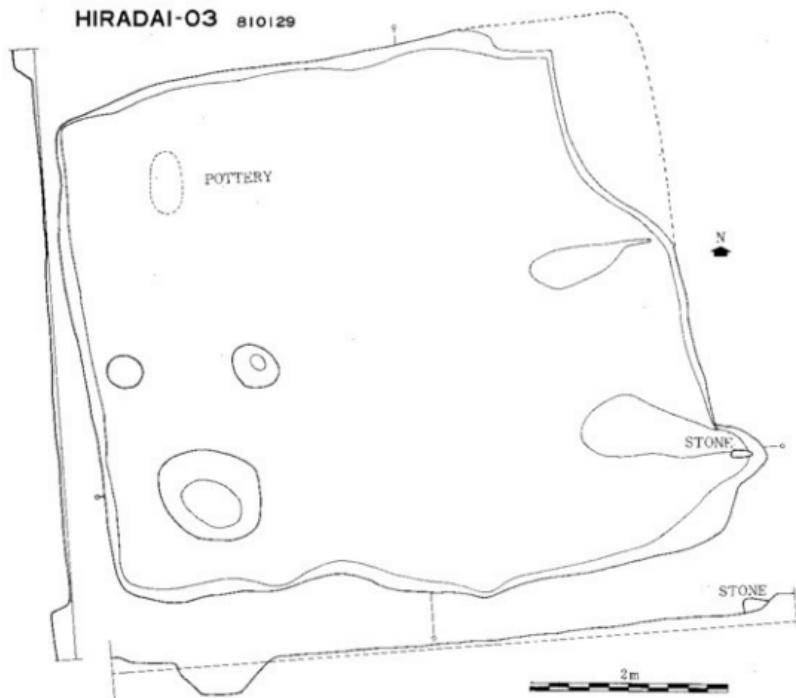
このことはまた、さまざまの考えを導くが、こうした工房でもそのなかで飲食、少なくともその後者はおこなわれるものであったが、その調理までは及ぶものではなく、他の煮沸用土器がないことからいえば、調理そのものはあるべきではなかったと考えることができるだろう。

たとえここに火があっても、その用途については厳密な区別がなされることを示していると思われるし、ここで作業した人間にとては、独立した単位を構成するのではなく、少なくとも最少としての、いわゆる消費の単位としては他に所属していたことが考

えられる。

もちろん、飲食と単純に言ったが、これはただ飢渴を充す行為だけを考えるわけにもゆくまい。ここが工房であり生産という作業を思うとき、これはまた、神人共食の祭りの行為を示すものかもしれないである。

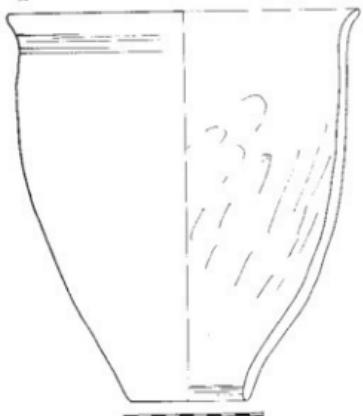
また、単に瓶という土器としての用途を考えてみても、鬼高Ⅲ式土器以降の須恵器を含むこの種器形に、しばしば上向き牛角状把手の付せられる例があることの理由も、調理したままか、少なくとも調理された食物を収めて運搬するという、別の、そして本来



第15図 03号住居址実測図

の用途からいえば、その延長としての使途があったことによって、その疑問は氷解するのであろうと思われる。

03



第16図 03号住居址出土遺物実測図

あり、U字形の切り込みは排気施設にすぎず、カマドのようなものとは根本的に違う、と思われたのであった。

そこに立てられた石は、あたかも瓦窯における分炎柱のように、排気をよりスムーズにするための、いわばロストルの役割りを持たせるものであったろう。そして、この焼土を中心にして若干のスラグの出土を見たのであり、こうした考察の結果、これらに適合する行為は鉄材の鍛造成形過程よりないことに思い至ったのである。

発掘調査期間が嚴冬期を経由するという最悪条件のなかで気付いたのだけれども、遺跡の北側は高差2.5メートルの急崖になっていることはすでにふれたが、西高東低の冬型気圧配置になると、遺跡北側を直接襲うのであり、南に低くなっていく地形のなかの遺跡中央では、崖の露出した地層から吹き上げられる砂が、雪のように降りそそぐのであった。

こうした体験は、同じ種類の前号住居とは一直線に、01号を除けば遺跡の最北端に位置する理由や、いわゆる排気施設が南東に寄せて作られることと思い合わせると、必ずしもフィゴのみに頼るのではなく、むしろそれは補助手段にして、冬期卓越風を利用して高い火熱を得ていたのであろうと考えたのである。

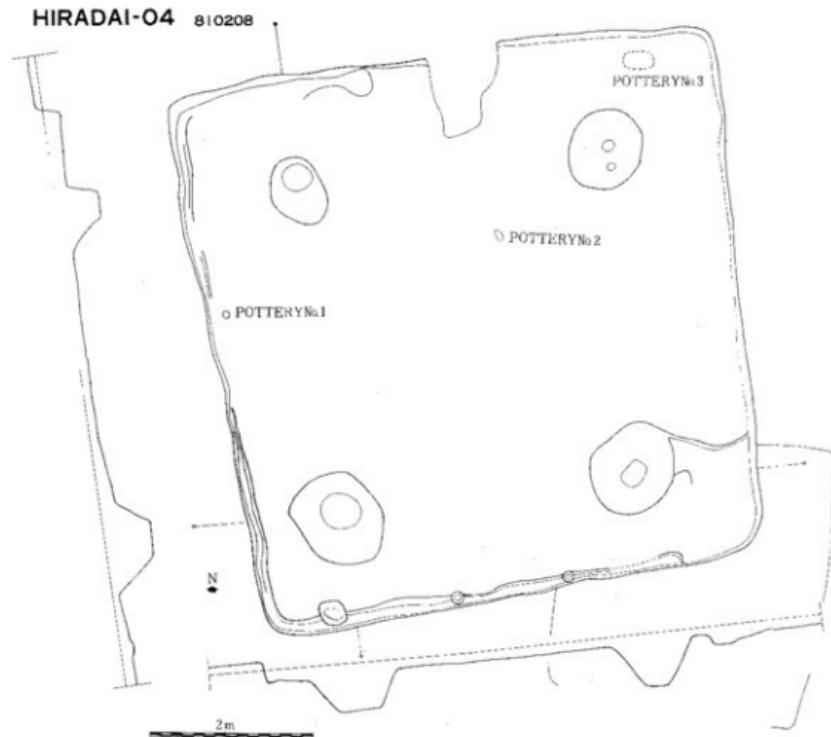
03号住居址

軸線を西に11° 傾せて営まれ、北壁推定6メートル、南壁6.3メートル、東壁推定5.5メートル、西壁4.8メートルの、やや不整形の長方形プランを持っている。前号住居址との共通点はカマドを持たず、東壁のこの場合は、より東南コーナーに近く、舟底U字形の焼土の充ちた切り込みがあり、床面では、より顕著にそこから住居中央の方向に焼けていた。

その長さは1.5メートル以上に及んでおり、U字形切り込みの中央には板状の石が縦に立てられていた。それらのことからいえば、床の長く焼けた部分こそが主体部で

床面における土器は概1個のみであるが、この点も前号住居例とよく一致する。この器形が穀物を蒸すという形で調理するだけではなく、それを収めたまま、たとえ住内であろうとも運搬するために使われ、そのために実はあまりよくわからなかった把手が次の時期に出現するのであろうという考え方をすでに述べたが、かつての農家の土間に構えられたカマドを知るもの、あるいは固定観念があったので、さして不思議なことはなかつたのかもしれない、という反省はある。

しかし、住居間にも運搬する例があることと、工房が他から給食を受けるという発見は重要と思われる。このことは、ここの人々が隸属民であったかもしれない、という



第17図 04号住居址実測図

考えを持つことができることに気付くだろうが、現段階では私はそのことには同調しない。というのは、ここにおける工人はフル・タイムの存在ではなくて、冬期を主にしたパート・タイムとしてあると考えたからである。

それに、現代でも刀工は作業中は世俗的生活と隔離するのであり、さまざまな祭礼儀礼が生産活動に伴うであろうことも予想することは容易であろう。鬼高式土器使用期になると、瓶は各住居に必具の土器になるけれども、主食が常にこれによって調理されたかどうかは別である。飯は炊くものであり、蒸飯はあくまでもハレのケである、という今日的風習がどこまでさかのぼれるか定かではないが、この二つの工房に持ち込まれたものが蒸された穀物であったろうことは、はなはだ示唆的に思われるるのである。

04号住居址

軸線はほぼ磁北に一致し、10.4メートルの北壁のはば中央に、通常よりは幾分大きい程度のカマドが構えられる。当然そこは住居の奥壁であり、出入口のある南壁は9.5センチメートル、東壁は9.9メートル、西壁は10.2メートルの当遺跡唯一最大の住居址である。

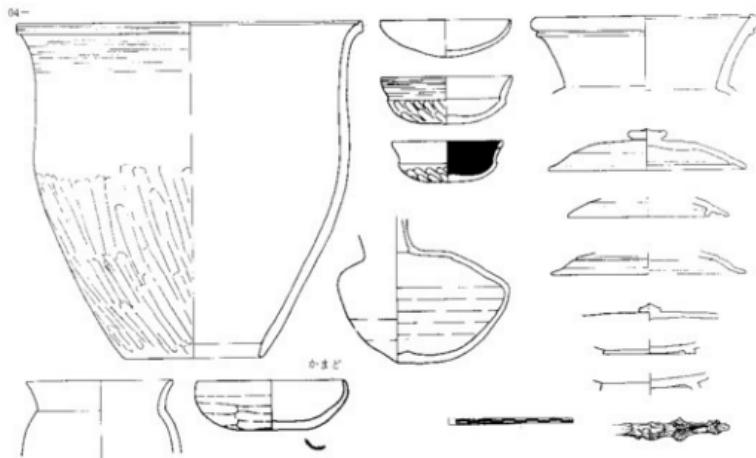
この住居に明らかに伴う土器は、かまど内から検出した杯と、須恵器の平瓶であり、それに刀子と思われる鉄製品である。大形住居については、つとに問題があり、床面にそれらしい土器の検出できない例が少なくないことから、集落の集会や祭礼などの公共的行事用の建造物であろうという考察がある。

しかし、通常形や小形の住居で当遺跡もそうであったが、床面上器を持たない住居がないわけではなく、それも決して少ない数ではないことを考え、また、本例のようにわずかではあっても床面上器を持つ大形住居が全く無いわけではないことを考えるとき、この考え方の根拠そのものが成立しないのである。

もちろん、もし屋内における祭などの必要性があれば、こうした大形住居が利用されたことの可能性までを否定するものではないが、果して、そのような屋内の行事が要求される社会構造なり、体制であったかどうかの前提条件がまず満たされなければならないだろう。

また、富の蓄積の可能だった集団によってこうした大形住居が営まれた、という今日的、常識的見解も根強い。住居址という単位が私たちの認め得る最少の人間単位である、というのは私のかねてからの口ぐせであるのだが、最近住居に括られる集団は消費の単位であるとする見解が表明されている。

私もそれに異存はないのだが、もし消費が再生産のための手段にすぎないとすれば、



第18図 04号住居址出土遺物実測図

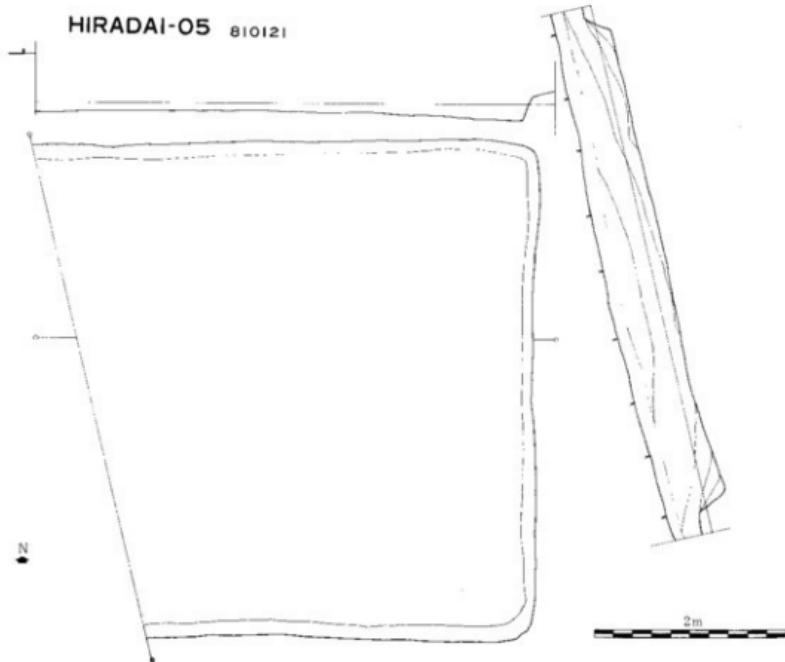
消費はそれよりも大きいかもしれません、少なくとも、単位基準の違う生産のための集団もまた消費の単位になり得るものであることを考えるとき、条件つきでなければこの考えに従うわけにはゆかない。現在の家族という観念をはるかに越えたように見えながら、そこにはやはりその呪縛を解いてはいないのであろう。

それはともかくとして、大形住居が富の蓄積の具現であるとするためには、住居単位集団が消費の単位であると同時に、生産の単位でもあり、しかも同様な集団から独立していかなければならない。そのような社会の構造的図式を描き得ない私は、各住居はその形がどうであれカマドを構える限りにおいて、寝食を共にするという意味での消費の単位であり得るが、その住居間に富の偏在が極立って認められない以上、集落こそは生産の単位であり、そのなかには富の分配に平等の原則が貫いており、その点では首長層と呼ばれる者もその例外ではなかったと考えたのである。

私たちが住居や集落の調査において、古墳に見るような集中的権力者としての存在を特定し得ないのは、自己共同体と未分化の段階にあり、そのような意味での多分に「英雄時代」的色彩を持つとして、死の時期において自己の世代を閉鎖し、次の世代との交替の場においてのみ、共同体に対する権能を物質的に具現し得た当時の社会体制と、首

長層自体の私たちの理解の浅薄さに思い至るのである。

あだことばはさておくとして、当住居に見る、古墳の副葬品にしか見られないような須恵器や鉄器の存在は、あるいは富を示し得るものであるかもしれないし、事実、私はあとでも再三ふれる予定のように、富の蓄積の具現と見ている。しかし、かかる富の存在は他のいくつかの住居においても指摘できるのであり、当住居の特殊現象ではなくて、当集落の他集落に対する特異現象として理解しようとするのである。



第19図 05号住居址実測図

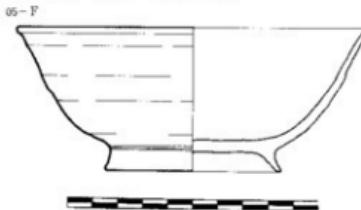
05号住居址

軸線をほぼ磁北に向けた住居址であるが、調査区の関係でその全容を知ることはできなかった。ただひとつ全掘した東壁は5.2メートル、見得た限りの北壁は5.3メートルであり、その西端は曲るきざしを見せないところからすれば、この住居もまた、長方形プランを呈するものであろう。そこにはまたカマドのような施設は認められなかつたので、01～03号住居のような工房などの特殊な用途の豊穴であろう。

ただ、02、03両住居のように、東壁に施設を持たないので、むしろ01号住居のようなものを考えた方がよいように思われる。ちなみに、検出し得た限りの南壁は約4メートルである。

ここから出土した遺物は数少なく、床面土器を持たないので、この遺構の時期を特定することはできず、図示し得た土器もその時期は相当に遅るものであろうと思われ、調査区の西方にものびて、今回はそのほぼ東半を見得たにすぎない当遺跡の下限を示す資料のひとつとすることができるよう。

器形や成形技法から、いわゆる山茶碗の影響を考える向きもあり、あるいはこの種器形が鹿島神宮寺跡から出土していることから、十二世紀の土器と考えている向きもあって、それらの当否は後考にまつとしても、私たちの抱く今日的課題のひとつにかぞえることができるものであろう。



第20図 05号住居址出土遺物実測図

06号住居址

次にあげる07号住居を切って営まれたものであるが、その土質や色調から遺構と覆土および重複関係の識別に、調査の比較的早い時期からその最終に近い時期に至るまで、かかわり合わなければならなかつたものである。

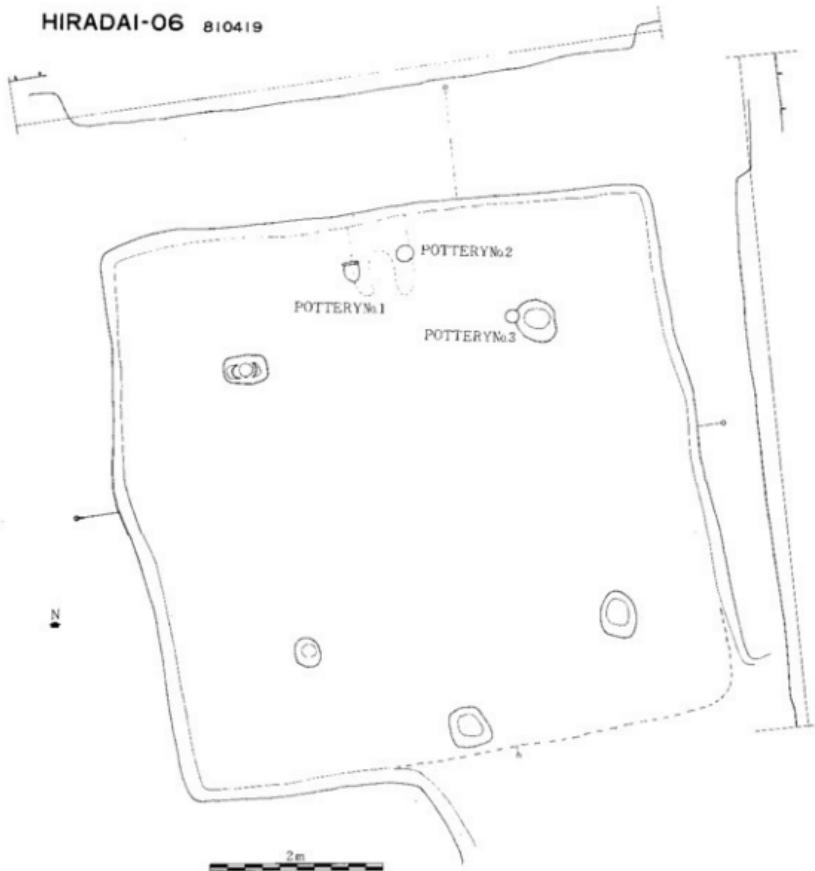
それはともかく、軸線を東へ8°傾け、6.3メートルの北壁にカマドを持っている。南壁は推定6.5メートル、東壁は推定6.2メートル、西壁は6.4メートルの整った中形の住居址である。図示した土器のうち、1・2号土器はカマドから、3号土器は東北柱穴に落ち込むような形で、出土したものである。

他の遺物として特記しなければならないのは、鉄鎌の出土を見たことだが、残念ながら出土地点は不明である。しかし、すでにふれたように、鉄器の存在を富の蓄積のひと

つの具現と見ることはできるが、遺構ごとの特色と見るよりは、当遺跡の場合は集落全体の特質としておきたいと思う。

以外の図示土器はすべていわゆる廃棄土器であるが、そのなかに、完形の甕が含まれる点にここでは注目しておきたい。通常甕とセットになる器形は径や器高の近似する、例えば、ここで図示した1号土器のようなものを想定するが、あとで具体的に図示し得

HIRADAI-06 810419



第21図 06号住居址実測図

るけれども、本例かそれよりも小形の甕であるのが事実である。

この甕もまた、図示した瓶のどれかとセットになるものであろうし、さらに重要なことは、充分使用にたえるまことに当住居の廃墟に投棄されたものと見得る点である。このように、廃棄された住居のくぼみに投棄された土器群の最も典型的な例を、私はかつての鹿島神宮境内遺跡の竪穴で見たように思っている。

この調査例は「祭器庫」などと性格づけられたことがあるけれども、調査された限りにおいての竪穴は、鬼高Ⅲ式土器使用期の通常住居址にすぎず、強いていえば、「風土記」香島郡条に見るよう、神宮のめぐりをト部の住むところ、という記事を連想させるものであった。

その特色は、スリバチ状に埋没してゆく廃絶住居に、再三にわたって手づくり器台状土製品を混じた完形土器群が投棄されているのであり、そこにはまたハマグリや魚骨も混じるのである。この遺跡を性格づけ、あるいはそうした所説を容認した人びとに、短絡思考や論理の飛躍があるけれども、この、ほとんど使用による摩耗のない杯や甕を祭器としたことは、すぐれて卓見であったと思う。

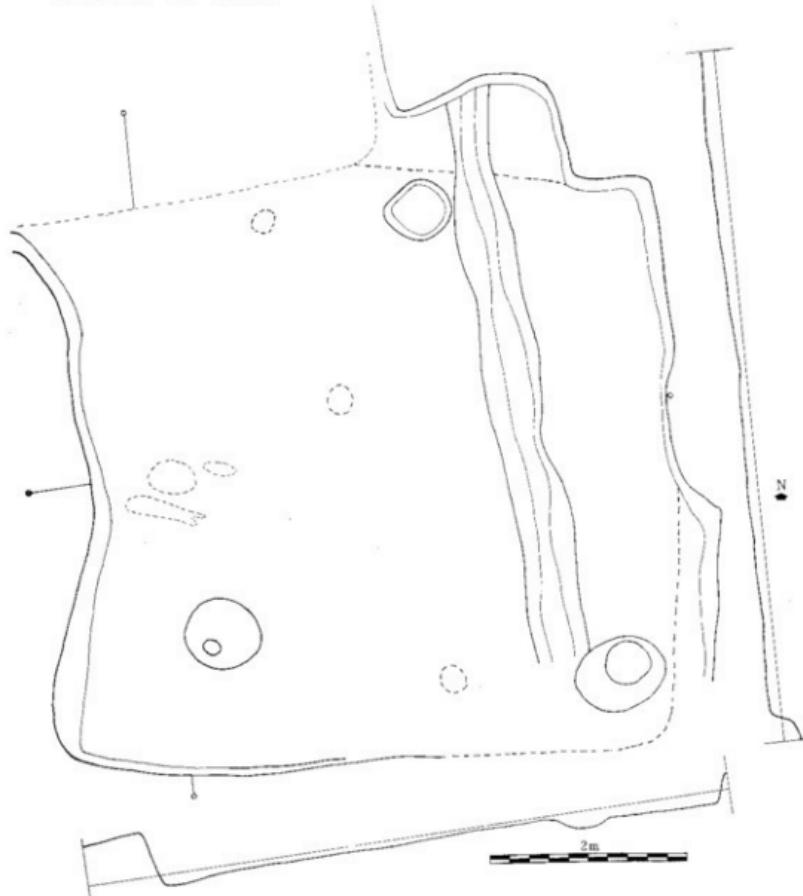
呪術的な祭りで後に影響を及ぼす場合は、私が石岡市餓鬼塚遺跡で見たように、その



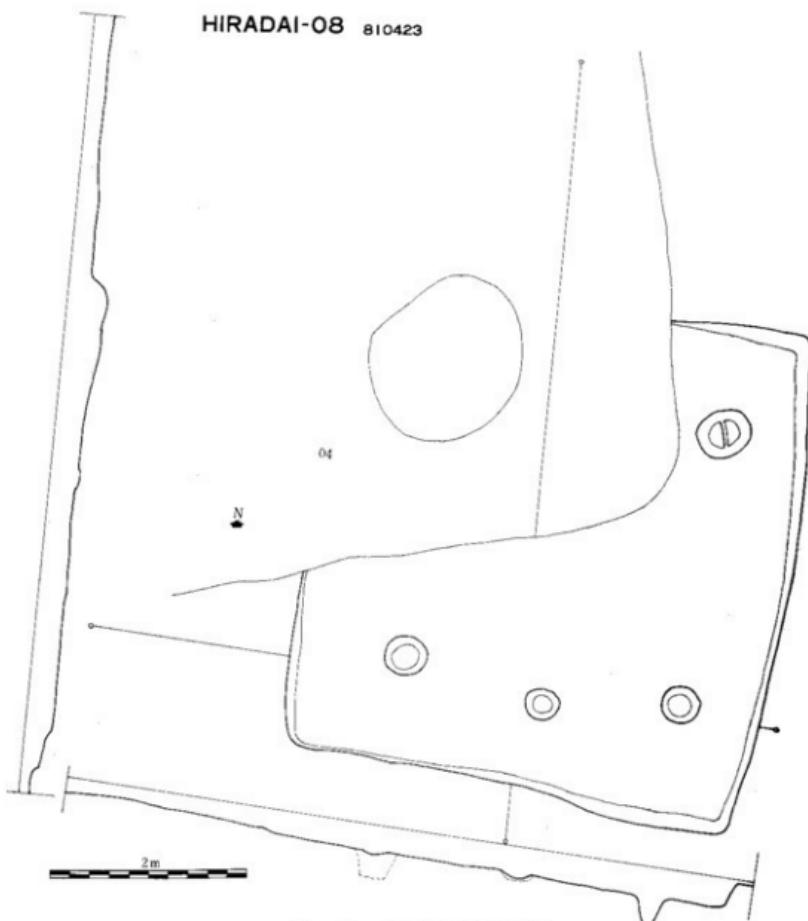
祭器を埋納する場合もあるが、ほとんどの場合、祭りに使われた土器は、他に転用したり再三使用するのではなく、その都度祭りの行為が終われば廃棄されるのである。

いわゆる廃棄土器といわれるもののひとつの実体は、こうしたものであったろうと思う。さらに、もうひとつの理由についても考えたことがあるが、逆に、極めて単純に廃

HIRADAI-07 810419



第23図 07号住居址実測図



第24図 08号住居址実測図

棄住居が集落の残芥の投棄場所に定められ、破損した土器もまたそこに棄てられた、とすることもできるし、いわゆる覆土の土器といわれるものの大部分は、こうしたものであったことを否定するものではない。

しかし、完形土器が投棄されているとなれば、問題は再びもとにもどらなければならぬだろう。瓶は火にかけられたり降ろされたりという、調理のたびの移動の激しい土

器であるし、食物を収めて特殊な例にしても、住居間を移動することもあったことはすでに考えた。その点では大形土器のうちでは破損率の高いものであったろう。

ここに三個の甕があることの理由は、多分そのようなものだったとしてよいが、甕とセットであったろううちの一箇は少なくとも別であろう。すでに考えたことと充分に関連するが、セットとして廃棄されたということは、穀物を蒸すという調理の行為が、祭りに関係することがあったことを示すとはし得ないだろうか。そして、そのことが事実だとすれば、カヌチ工房とした02・03号の両住宅において、甕があったことをもって、ただ単にカマドを持つ他住居からの給食があったというだけには止められないだろう。まして、給食の事実を指して隸属関係とするのも過度にすぎると考えられるのである。

07号住居址

前号住居によって切られるうえに、後世の溝によっても攢乱を受け、そのプランは必ずしも定かではない。東西5メートル前後、南北6メートルに近い方形プランのものと考えられるが、明確な床面土器も持たず、その所属する時期も不明である。

ただ、覆土の土器片に、いわゆる古式土師器片が比較的多く含まれるので、そのような時期に営まれた可能性がうかがえるし、調査者としての印象からすれば、時代を異にするほどのものとは思われない。

この住居を切る溝は南で東西に走る二重の大溝に合し、それらの遺構が何を意味するかに苦慮した。というのは、別にふれるとおり、平台には「南北朝の動乱」に名があり、その故に県指定史跡とされてもいる阿波崎城跡の、実は本城跡だという由々しい意味を持つ考察があるからであった。

従って、調査は常に中止と以後の保存を考慮する、いわば和戦両面に備えながら、慎重に進めなければならなかったからである。溝からは近世の陶片が出土し、地籍図を参照すると、ここを切る溝は東の2,3,7,5番地と、西の2,3,6,2番地と、その北の2,3,7,6番地の間に設けられたものであり、南方の大溝もそれぞれに現行地番とよく一致するので、耕地の排水溝であることが判明したのである。

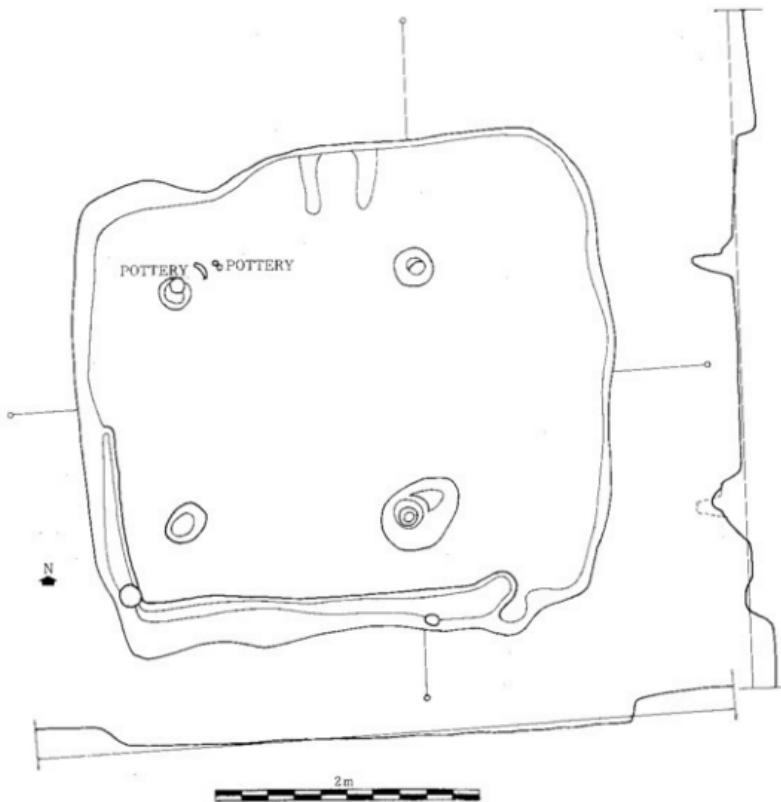
08号住居址

04号住居によって切られるもので、軸線を東に13°ほど傾け、その東壁は5.2メートル、南壁は4.8メートル、東西壁の中央の張る方形プランを持っているが、床面土器を持っていないので、その所属する時期は不明であるが、覆土の土器からすれば、いわゆる古式土師使用期に属するものであろう。

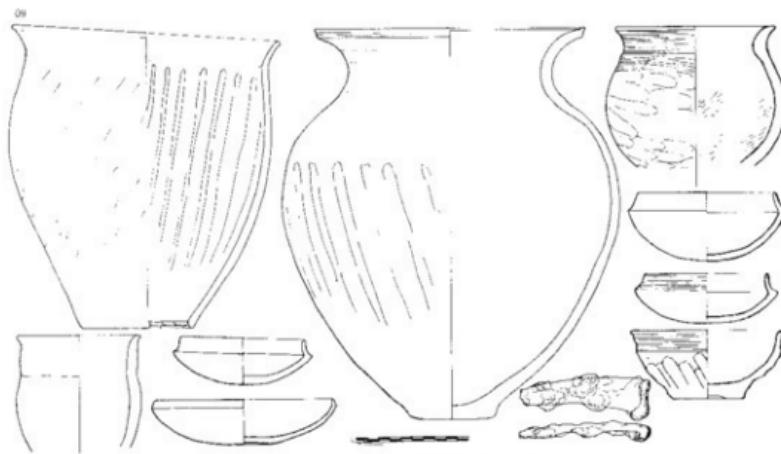
09号住居址

軸線をほぼ磁北に向け、3.8メートルの北壁にカマドを構えている。南壁は3.7メートル、東壁は3.5メートル、西壁は3.2メートルのやや不整形な小形住居である。この床面から鐵鎌が出土している点が注目される。

HIRADAI-09 810130



第25図 09号住居址実測図



第26図 09号住居址出土遺物実測図

前にもふれたように、大形住居が富を象徴すると通俗的に考えられるのに対して、小形住居は貧困の具象とされがちであるが、この住居が06号住居と同じく鎌を持っていいる点からしても、これらは否定さるべきであろう。

これらに対して、現場のザレゴとにすぎないけれども、小形住居は新婚家庭というのは、あるいは、言いて妙、という程度の側面的事実を伝えているのであろう。もちろん、私どもの見る住居ごとが、今日的観念の家族というものであったかどうか、また、ここに生活した単位集団が結婚とか夫婦というものを前提とした家庭というような今日的概念に適合するものであったかどうかについては、厳重な検証なり考証なりが必要なのであろう。

04号住居に見るような刀子が、ときに武具ともなり得るにしても、基本的には日常的利器にすぎないと理解されるのに対して、鎌はあくまで農具であり、これらの管理は古墳を営み得るという程度の豪族、私の規定する意味での在地首長層の手にあった、とする論があることからすれば、当小形住居に生活した集団こそはその首長層そのものであった、ということにもなりかねない。

要するに、住居の大小はそこに生活する集団の大小によるにすぎない、という私の主張はそうした意味でまだ正当性を失なってはいないと思考する。ちなみにいえば、私の考える古墳における「世代閉鎖論」、集落における「世代交替論」それらを要約する在

地首長論においては、土地所有の観念はほとんどなく、逆に、人こそは所有の対象として、他のいわゆる財物と同一視される傾向が認められるから、その意味では単位集団の大小は富の大小であるかもしれない。

10号住居址

軸線はほとんど磁北に一致し、3.9メートルの北壁中央にカマドを持ち、南壁4.2メートル、東壁3.7メートル、西壁3.6メートルの小形住居である。床面土器を持たないのとその時期は不明であるが、覆土の細片土器からすれば、他の特記しない住居のそれと大差ないものであろう。

この住居の床面には3柱穴が認められるが、多くの人が気付いているとおり、特別な上部構造を示すものでないことは、他の1~2柱穴より検出できないものと同様であり、4柱のなかのいくつかを掘立ではなく、置き柱にしたものと考えられる。

これを省略形とするかどうかにはいささか問題がある。たしかに、4柱をしっかりと掘り立てた方が上部構造はより堅固に造られるだろうことは、だれしもが思いつくことだけれども、長年のあいだにはその構造がゆがむことは避けられない。

そして、そのゆがみを正すためには、固定された部分がより少ない方が容易なのであり、省力という他に、より合理的意味を含んでいると考えることもできるのである。

11号住居址

軸線をほぼ磁北に向けて営まれ、その西壁は5.9メートルであるが、住居総体の2/3ほどは次に述べる12号住居址によって切られており、明らかな床面土器を欠いて、その属する時期も判然とはしないが、両住居にまたがる覆土の土器に、古式の土師器片が少なからず含まれるところからして、あるいは、その営まれた時期を推定する資料となり得るものかもしれないと考えられる。

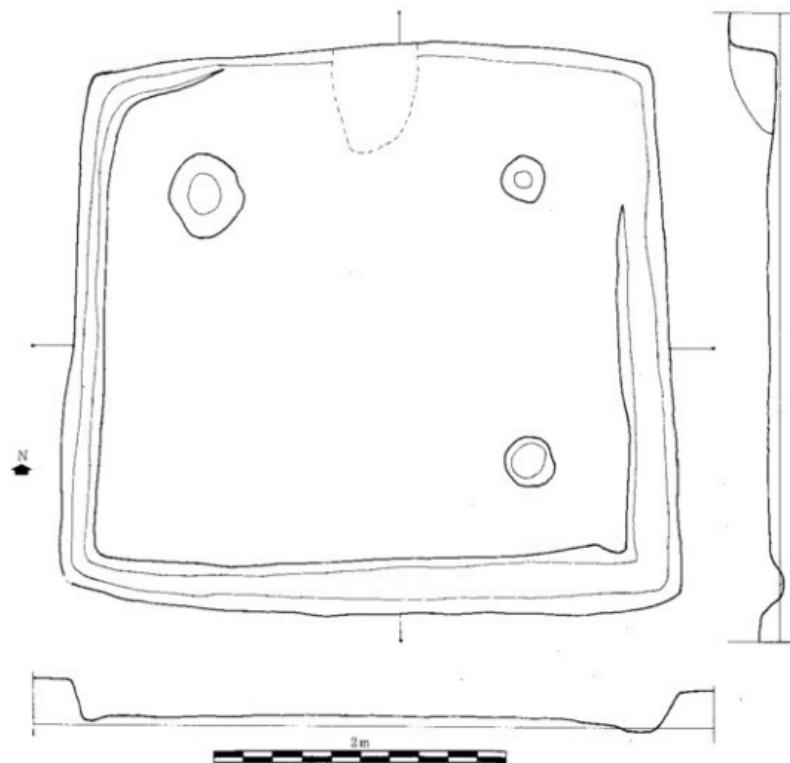
12号住居址

軸線は前号住居址と同じく磁北に向いており、5.9メートルの北壁にカマドが構えられている。それに対向する南壁はほぼ同じ長さであるが、東壁は8.3メートル、西壁は7.9メートルと異状といえるほどに長い。

床面に残るいわゆる壁周溝の痕跡や、柱穴と思われるピットの位置から見て、初期のプランは5.5メートルほどの東西壁を持つものだったと思われる。それが第一次拡張で6.7メートルほどに伸び、さらに第二次拡張で検出時の長さになったと見得るのである。

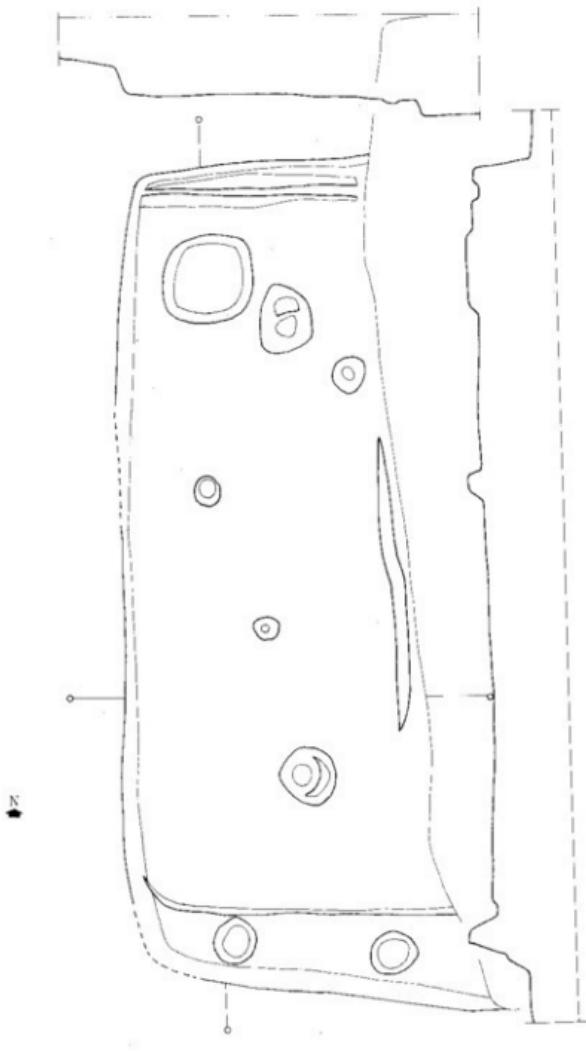
これまで述べてきた方規は、実はローム面における、つまり、上面あるいは外面の測量値であり、床面の面積を概算すると、この住居の初期面積は31.6m²、第一次拡張面

HIRADAI-10 810125

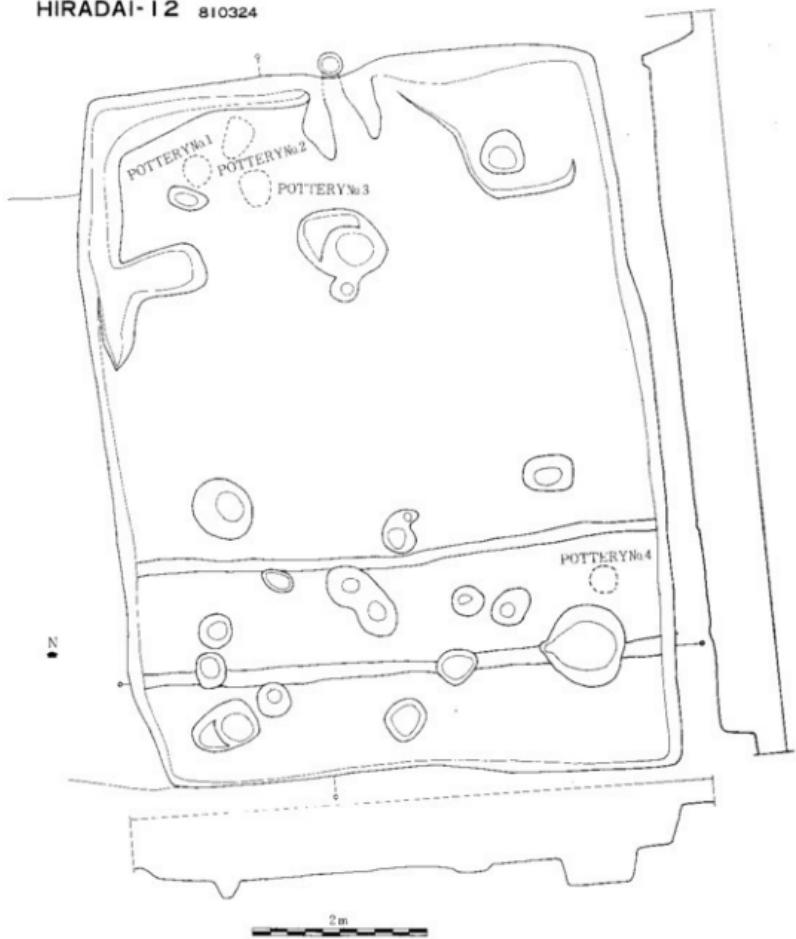


第27図 10号住居址実測図

HIRADAI-11 810326

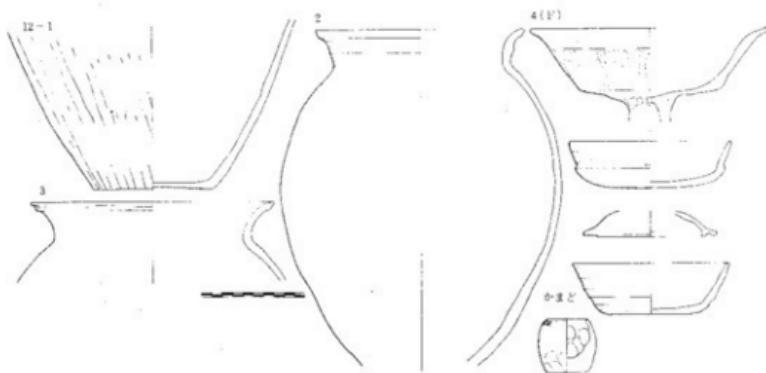


第28図 11号住居址実測図



第29図 12号住居址実測図

積は 7.7 m^2 、第二次拡張面積は 7.1 m^2 であるから、このことから、ある程度にこの住居の拡張理由や、居住員数が割り出せはしないかと考えてみたが、これまでいろいろな方面や観点から、いろいろな人によって考えられてきた以上のこととは得られないようである。



第30図 12号住居址出土遺物実測図

このことはあとでまたふれることとして、この現象が考えられるように家屋の拡張だとすれば、その上部構造についても、いさかの発言ができるようと思われる。しかし、それにも前提となる条件がある。

当遺跡の検出し得た限りの住居址のうち、カマドを持つものはすべて北壁に構えられている。これほどに統一的ではないにしても、北から西にかけての壁に持つ例が多く、南壁に造られた例を私は知らない。

カマドを持つ壁に對向する壁は、当遺跡でもそのいくつかで指摘できるが、微妙にカープしたり、ほぼその中央附近の内外に柱穴様遺構のいくつかを認められるものが少なくない。また、時期が下降するとカマドの近くに移動するけれども、對向壁の中央かそのコーナー部に、柱穴よりは大きいピットを持つものがあり、そのなかには土器の混入しているものがあって、いわゆる「むろ」などというようなある種の食糧の貯蔵穴であろうと思われている。

当住居の時期、従って当遺跡の多くの住居の時期は、このピットがカマド附近に移動する傾向を示すときに当たっているが、ともかく各種の現象からカマドを構える壁に對向する壁に出入口があったと思われるのである。もっとも、カマドを持つ壁が奥壁であることには異存がないが、出入口はその左右の壁に設けられているとする説がある。

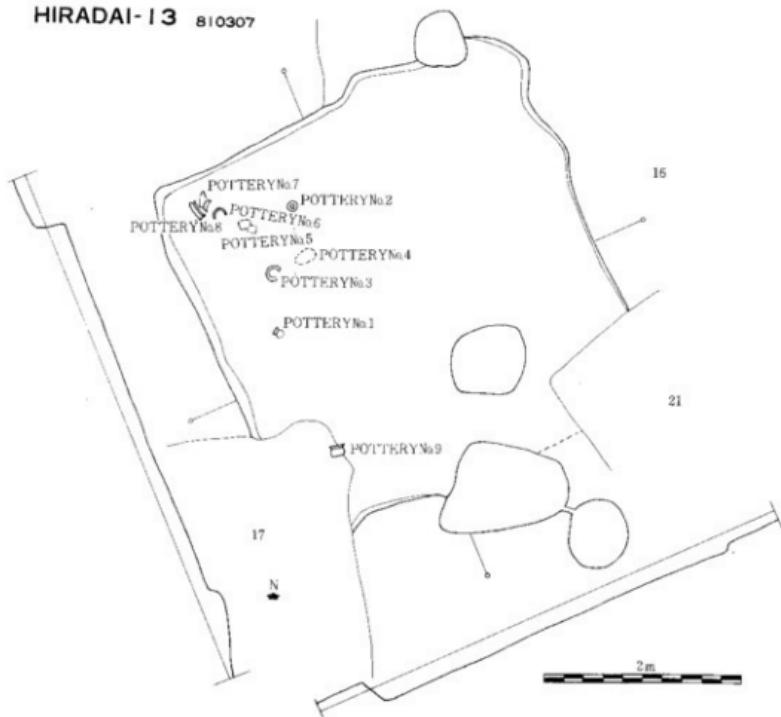
その点で多くの方々の検証をいただきたいが、私も奥壁対向壁こそ前壁であり、そこに入出があったとはするものの、ストレートに開けていたのではなく、L字形かコの字形に出入するものと思ってはいるけれども、もうひとつは、こうした奥壁に向かう左右

の方向に棟が走っていたのであろうと思っていることである。

その理由の主になるものは、たまたま棟持柱かと思われるピットの検出例のある場合のその位置によるが、これらは上部構造を考えるのには矛盾する見方であるには違いない。というのは、上部が切妻であれ寄棟であれ、あるいはまた入母屋であるにせよ、棟の走る方向の両側面の方が軒を高くできる。

出入口にせよカマドにせよ、軒の高いことが望まれるであろうからであるが、そうなっていないらしいのはどうしてなのだろうか。現在でも農家の出入口の棟の方向に対して直に設けられるのは、あるいはこうした伝統をふまえているのだろうか。さらには曲屋構造の場合には棟方向に対してL字形に入出するし、家屋総体からすればコの字形に構えられるとも言い得るもの、あるいはこうした長い系譜を持つものであるかもしれない

HIRADAI-13 810307

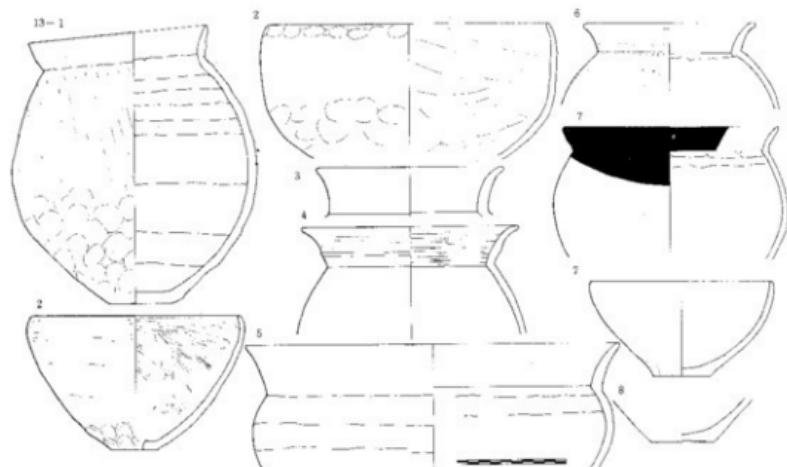


第31図 13号住居址実測図

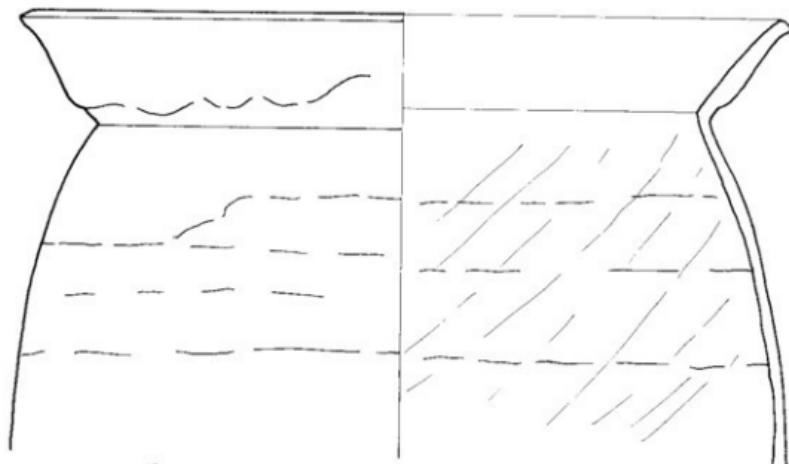
のである。

それはともかくとして、当住居址の場合、なぜ南に再度の拡張が行なわれたのであらかという問題がある。北壁はカマドがあるから論外としても、棟方向に拡張する方が合理的であるのに、ここにも矛盾があるように見えるが、もっと重大な観点が導き出される。既存の家屋構造をそのままに拡張しようとすれば、控柱を建てた、いわゆる下屋構造にするよりないだろう。

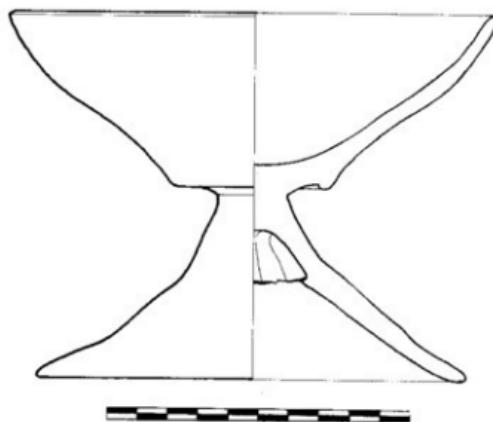
そのような構造が許されるのは、ある程度の高さを持つ壁が地上に必要であり、埴輪家のほとんどがそうした形をし、窓状の構造さえ持つものがあるので、これまでに作られた復元家屋といわれるものの大部分は、屋根を地上まで葺きおろす形になっている。これは多分に堅穴であるという点に拘泥するあまりであろうが、こうしたものの方を単に拡張するわけにはゆかないのである。



第32図 13号住居址出土遺物実測図(1)



10



第33図 13号住居址出土遺物実測図(2)

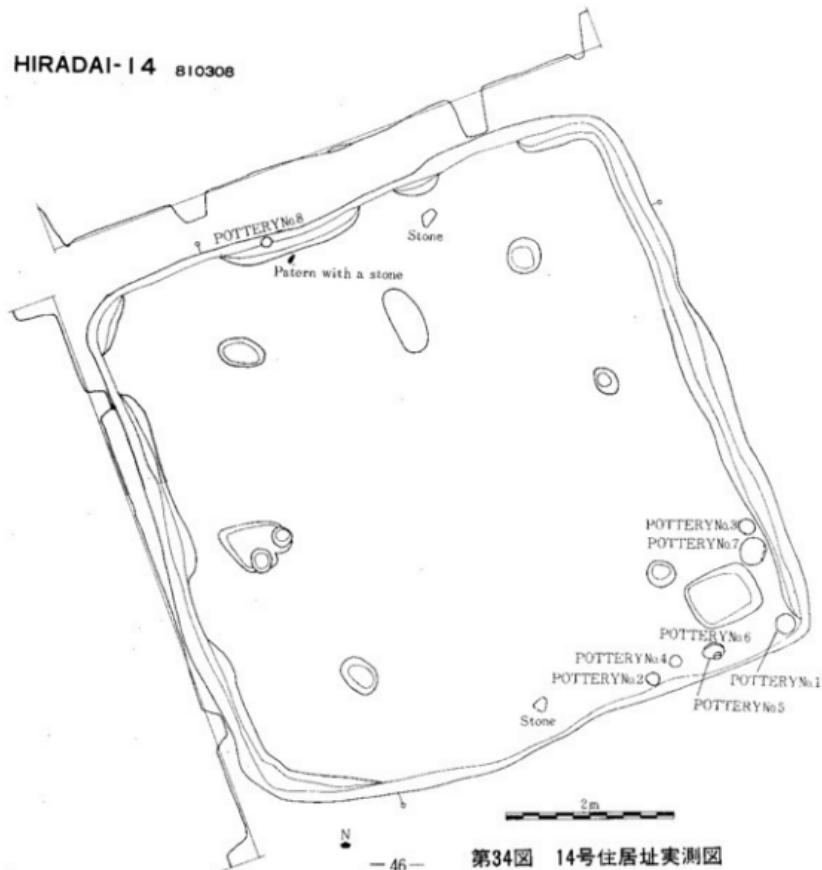
13号住居址

軸線を西へ 22° 傾けて営まれているが、16号住居址がその東半分を覆っており、21号住居址がその東南コーナーを、また17号住居址が西南コーナーを切るという、保存度の極端に悪い住居址であるが、北壁はほぼ4メートル、推定される南北もほとんど同じの規模と思われるものである。

明らかな柱穴も認められなかったが土器の遺存状況は意外に良く、それらは五領式に属するものであり、当遺跡で検出できた遺構中最も古い時期に当たる。この土器文化は那珂川下流域を中心に、十王台式土器に昇華させる茨城の弥生文化を停止させるように作用し、南関東までの弥生文化の墓制である方形周溝墓と、自体の墓制である前方後方墳を持って入ってくる。

この地の弥生文化の実体はあまり明らかではないが、五領式土器の持つ弥生土器の残影は、あくまで南関東のものであって、茨城のものはその片鱗さえも止めてはいないうといふ由しい現象は、正に文化の征服というふうにふさわしいが、東遺武将などの武力攻伐などといった形跡をここに見出すことができない。

HIRADAI-14 810308



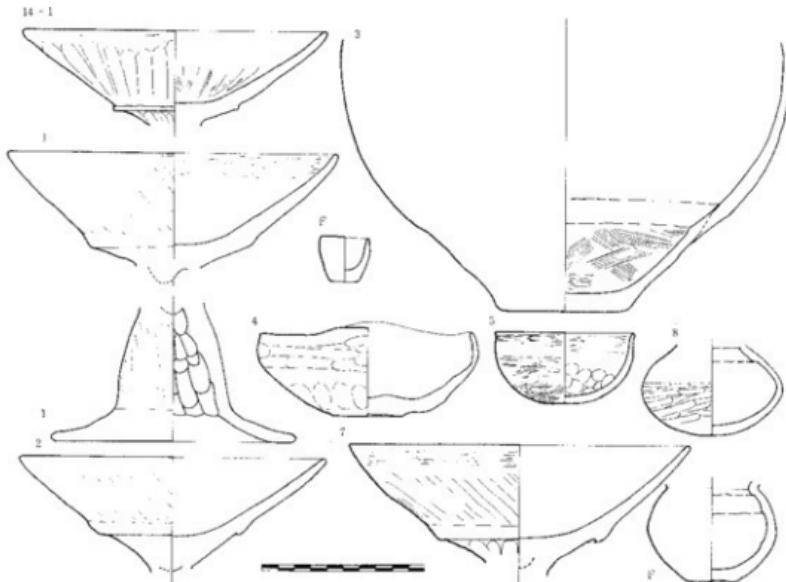
私はこの現象を信仰関係、あるいは神の認識という点で理解したいと考えている。縄文時代からの起死回生などの思想に裏付けられた土地神などの、おそろしいまでの土俗神が、天神、あるいは太陽神を頂点にする神系に降伏するのであり、東征神話などはそういうした事実を象徴的に語るものでしかないとするのである。

14号住居址

軸線を西へ 24° 傾け、南北・東西とも6.6メートルほどの住居址である。その炉の位置から見てカマドを持つ他の住居址と同じく北壁が奥壁であり、南に出入口を持つものと思われ、南東コーナーに近いピットは貯蔵穴であろう。

四柱の中間の東西に配されるピットは棟持柱と考えるのは、これまでの私の発掘の体験例と矛盾しない。また、奥壁に近く石製模造品が出土するのも定位置であり、手づくね小形土器や石製模造品を用いる祭りが、この奥壁中央に近いあたりで行なわれたのであろうと考える理由である。

この住居に属する上器は和泉式土器であり、手づくね土器はその前の五領式土器から出現するが、石製模造品の方はあとで考えるいわゆる土玉と共に、この型式から現われ



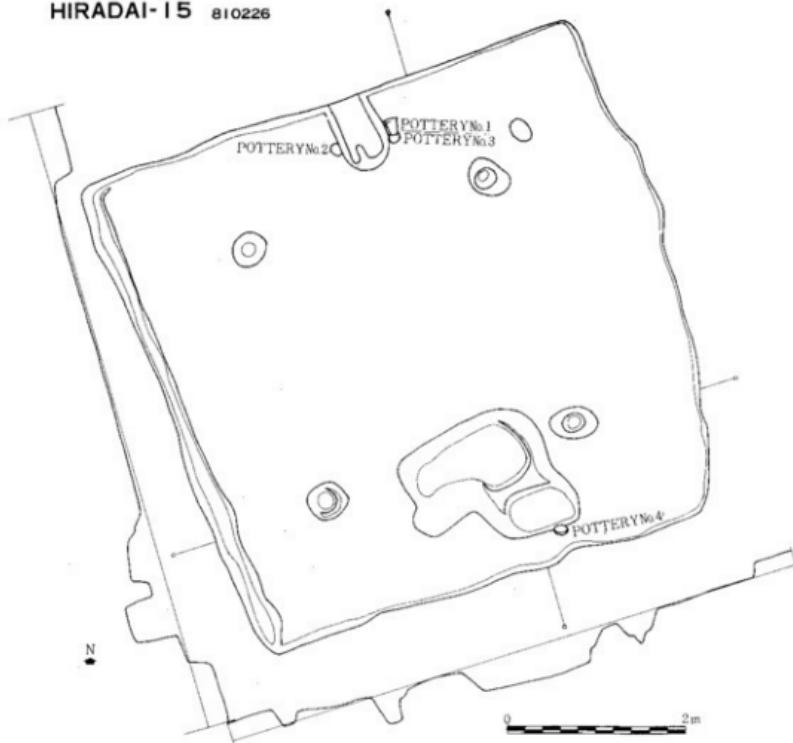
第35図 14号住居址出土遺物実測図

て共に鬼高Ⅱ式土器使用期まで続く。

和泉式土器に代表される文化も、私たちの地においては、五領式土器のそれに劣らず重要な意味を持っている。私が炉器台と呼んだものは南関東では五領式土器で消滅するものらしいが、私たちの地方では和泉式土器に特徴的なもののように見えることもあるし、その持つ墓制は前方後円墳であるらしく、五領のもたらした方形周溝墓と前方後方墳を停止させるように作用するように見える点も興味深い。

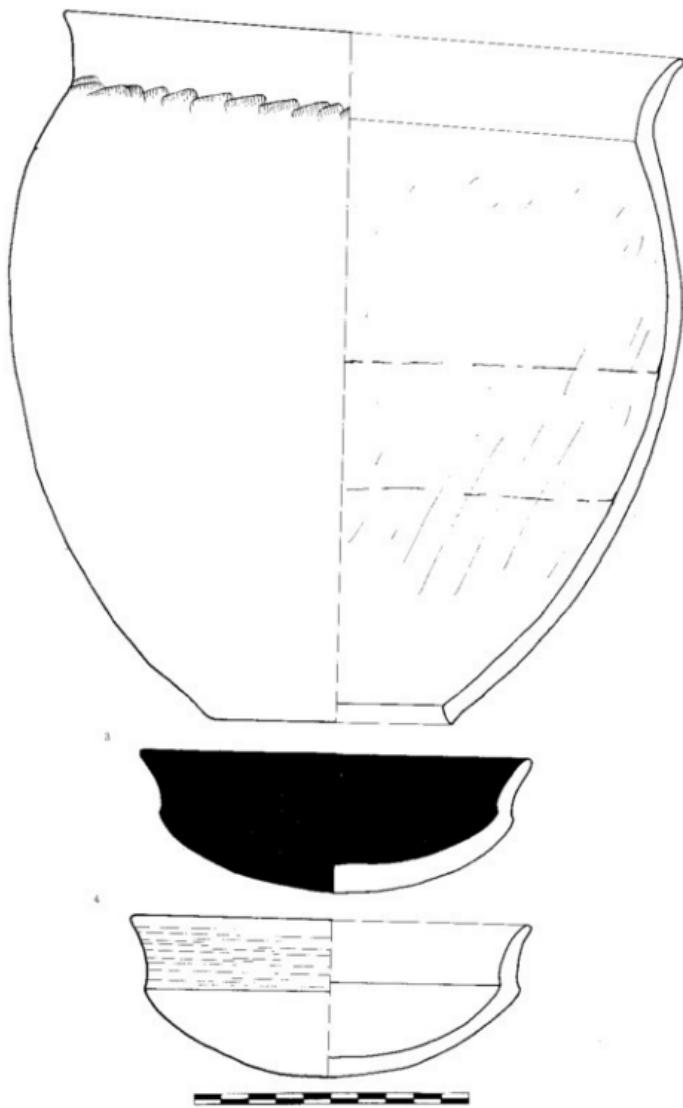
もっとも、こうした言い方はある点では正しくない。今日的な知見からいえば、方形周溝墓は久慈川沿岸に達し、前方後方墳が那珂川沿岸に至ったとき、あとから来た前方後円墳と円墳の波が、これらを消して先に進んでいった、という方が状況記述としてはより正しく実情を伝えるものかもしれないと考える。

HIRADAI-15 810226



第36図 15号住居址実測図

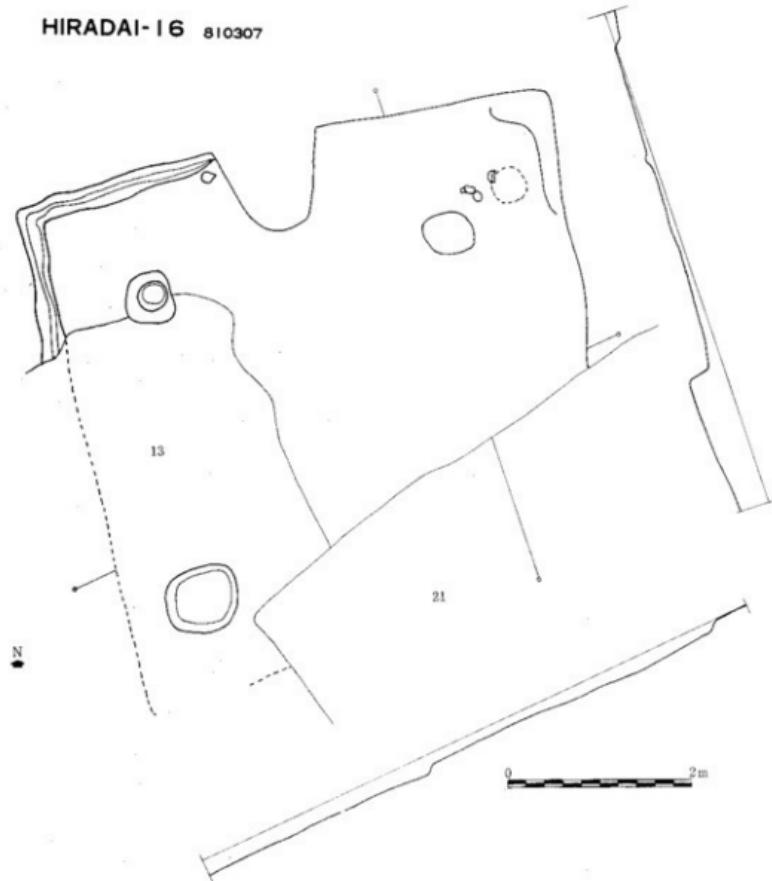
15-1



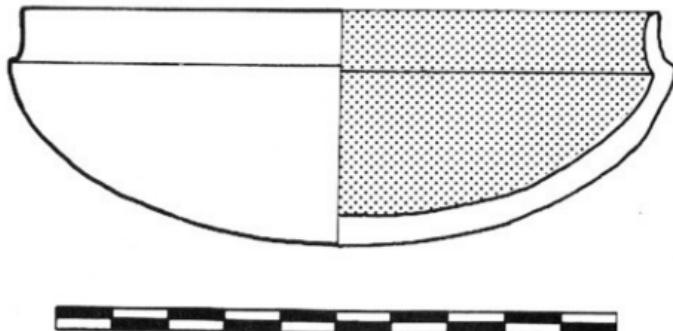
第37図 15号住居址出土遺物実測図

方形周溝墓は群集して営まれるのが常態であることからして、それまでに成立していた階層が、単に新しい墓制を採用した結果だと考えることができ、これに対して、前方後方墳はその上の階層が成立したことを示すとすることができよう。とすれば、前方後円墳の世界こそは、より集中的な権力構造の成立を示し、共同体の改編合同が計られたと見ることが可能であり、別の面からすれば、在地首長層の成立と変則的な英雄時代の開始があったともすることができるのである。

HIRADAI-16 810307



第38図 16号住居址実測図



第39図 16号住居址出土遺物実測図

15号住居址

軸線を西へ約 14° 傾けて営まれ、東西5.8メートル、南北5.6メートルの規模の住居址である。土器のうちの瓶はカマドの両側から出土し、他の杯は南壁中央やや東寄りに近いピット内から出土した。瓶はやや胴が張り、杯も須恵器の影響を受けて出現した鬼高Ⅱ式土器の通常のものとは違っている。

もしこうした出土例が恒常的に認められるとすれば、これらを特には杯の形をマルクマールにした一型式が成立するかもしれないと考える。

16号住居址

軸線を 12° 西に傾けて営まれているが、西南のはば半分を13号住居址と重複し、その部分をいわゆる張り床にしているが、南半の $1/3$ 近くが21号住居址で切られており、そのような点では保存度のあまり良くないものであり、その北壁は5.8メートルをはかる。

遺物の遺存度も低く、計測にたえる資料は杯一個にすぎない。この土器はいわゆる内黒土器であるが、磨きを伴ないので故意のものか、それとも火熱の関係で自然にできたものかまでは不明である。しかし、内黒技法が鬼高Ⅱ式土器に開始されること、石岡市鐵鬼塚遺跡の高杯例でも知ることができるが、この土器型式使用期の一点が七世紀の半ばに考えられることからすれば、この技法が東国に開始されたとする説は再検討を要するように思われる。

17号住居址

軸線を西へ7°傾けて営まれるが、13号住居址の南西コーナーを切る反面、南半を20号住居址によって切られており、遺存する東西壁もその南端を後世のダブル大溝とシングル小溝と名付けた遺構によって切られている。

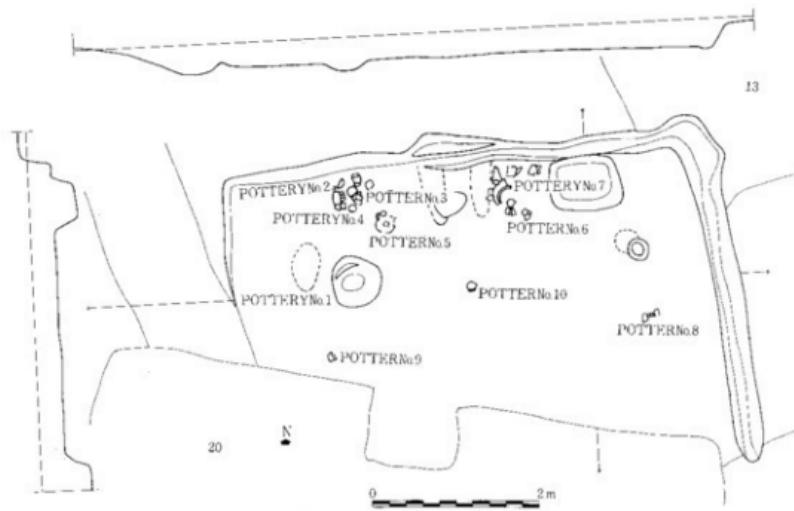
ただひとつ完全に残る北壁は約6メートルであるが、そのわりに遺物の遺存度は高く、なかでも特に注目しなければならないのは、北東柱穴の傍に集中して出土したいわゆる土玉群であろう。

うち30個については床面と共に部分保存するため取りあげたが、総計34個は断続的に連ねられたような状況で出土した点が、私としては初めての体験だったので深い感銘を受けたのであった。

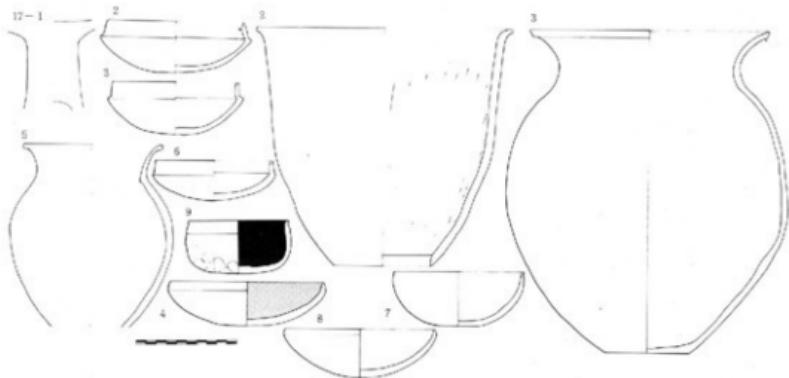
いわゆる土玉の用途については錘としての実用品説と、祭祀用品説がこれまで行われてきたが、決定的な実証例を欠いたまま今日まで至ったと承知しているし、多い場合でも一回の発掘で数個程度の出土しか見ない従来の乏しい私の体験例からすれば、それらの説の一方には荷担する何物もなかったのである。

たとえば、実用品としても織物や編物のための錘であれば、さほどの数を必要とはし

HIRADAI-17 810319



第40図 17号住居址実測図



第41図 17号住居址出土遺物実測図

ないだろうし、土玉の出現が和泉式土器使用期にあって、鬼高Ⅱ式土器使用期を境いに消滅するらしく、石製模造品の時期と正合するように見えることから、祭祀用具とする見方も否定できないと考えてきたのであった。

ただ、石製模造品についていえば、今回の調査では鏡とされている有孔円板と矛か剣あるいは槍と思われるものの二種より検出できなかったが、丸玉か小玉および管玉を模したものもないわけではなく、大形の玉だけが土製で模せられる理由がわからない、という理論上の欠陥があったことは否めない。

整理作業をお願いした仙波君の手を煩らわして、今回調査で出土した207個体の土玉について計測と重量測定を行なってみた結果、29号住居址出土の4.3グラムを最小とし、07号住居址出土の欠損しているながら47.4グラムあったものを最大にして、その重量にはかなりのばらつきのあることが判明し、これらの用途には相違がある疑も持たれたのであった。

しかし、一方では、調査を手伝ってくれた当村下須田藤枝武夫氏の提供による、長袋（ながぶくろ）とか雑網（ざつあみ）と呼ばれる魚網に、つい最近まで使われてきたいわば現用土玉の計測値は15グラム前後に集中し、発掘資料の最多重量とよく近似していたのでもあった。

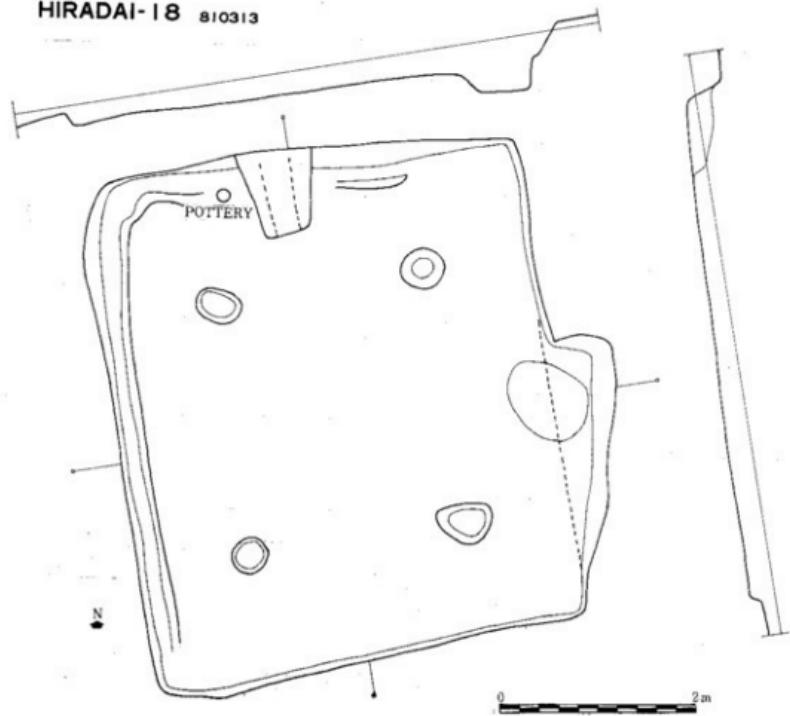
もともと祭りは同じ地域のなかにあっては、集落ごとにそう大きく違うということはないであろうし、編物とか織物というようなものも、多くの集落では自家消費のための生産行為と考えてよいであろうから、土玉がそれらに使われたとすれば、その出土量が

それほどに違うことはないはずなのである。

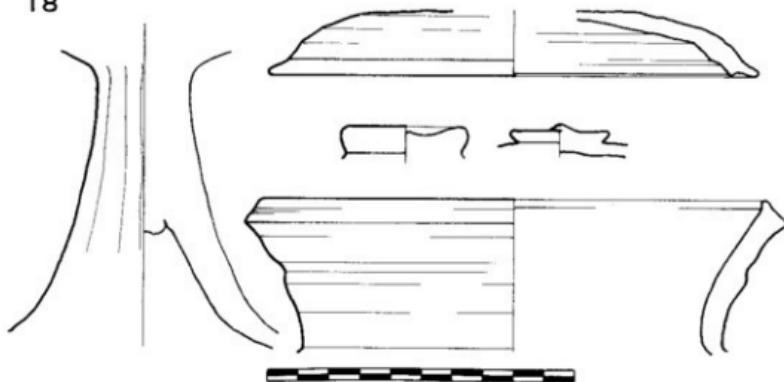
従って当遺跡から 200 個以上の出土を見たことは、ここが土玉を使う行為に適合した事情を持っていたといってよいし、数個というような単位ではなく、少なくとも数十個が一度に使われるものであったとも考えられる。しかも通常の例では遺存度が数個に止まっているのは、その場ではなくて集落外のどこかで使われるものだったとすることもできよう。

土玉のこうした用途に対する考えに参考になったのは、前記藤枝氏の中介で当村阿波崎の根本与左エ門氏宅で雑袋の現物を実見できることだった。中央に袋があり、両翼を長く伸ばす形は長袋も同じで、単に大きさの違いだけだとのことだったが、土玉と全く同じ土錘は二個一組で付けられ、その使用総数は 134 個であった。

HIRADAI-18 S10313



第42図 18号住居址実測図



第43図 18号住居址出土遺物実測図

もちろん少なくとも私たちの地方では、鬼高Ⅱ式土器使用期で終わるかに見えるいわゆる土玉と、こうした現用土錘とがその形状が全く同じだとはい、その用途までが同一だという保証は無いことはいうまでもない。また、魚網の錘だとしても、錘同士が激しく衝突し合う投網には向かず、二連や三連を単位にしてもその重量は激しい水流や波浪には向かないのである。

18号住居址

軸線を9°西に寄せ、南北5.3メートル、東西4.5メートルのやや小ぶりの住居址である。出土土器にもほとんど見るべきものがない。ただそこを見る須恵器の蓋のかえりが内側に付き、別個体ではあるがつまみは大きく平らで、その中央の高まりも周縁より低いか、高いとしてもさほどではなく、いわゆる宝珠形のものとは大きく違っている。

これに近似する資料は12号住居址にも例示したが、茨城においては古い方に属しており、鬼高Ⅱ式土器に伴っていて支障ない。しかし同様のものは石岡市の私が調査した方の鹿の子跡では、国分式土器に伴っていた。

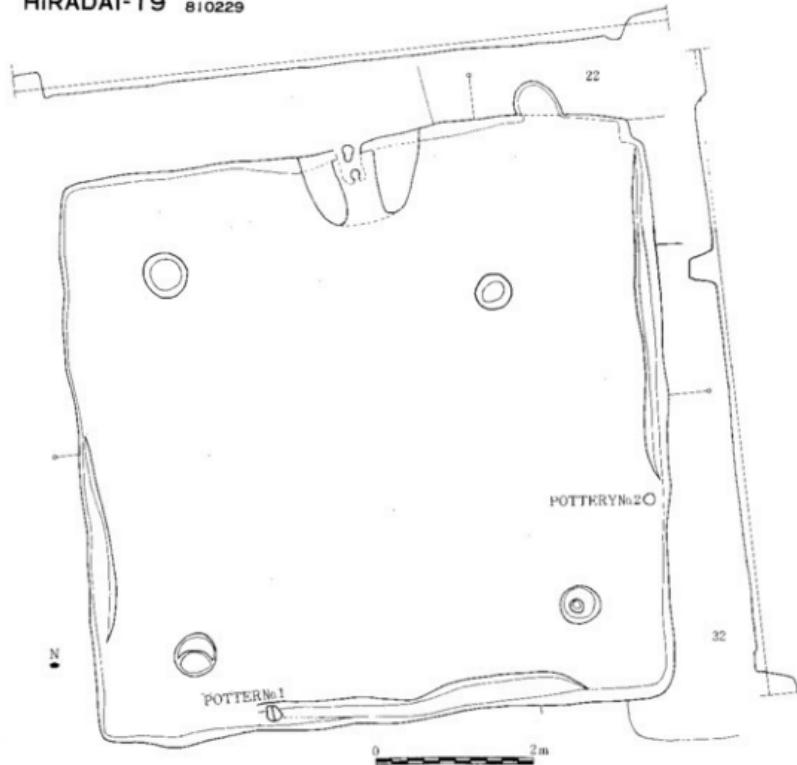
また今まで知られている限りでは、県内における須恵器の最も古いものは水戸市の山田窯と常陸太田市の幡山窯であり、前者はその操業はやや降る時期まで続くらしいが、後者は極く短期間で生産を中止しており、その2号窯では鬼高Ⅲ式土器との関係が認められ、しかもその窯ではかえりが杯の方にあり、蓋はつまみのない半円球形のものが作られていた。

こうした須恵器生産の先進地である列島西方の所見からすれば、非常に混乱した現象が誤認でないならば、次のように考えなければならないだろう。すなわち、生産者は保守的で古い型式の生産を続け、他方では時として新しい型式も取り入れる結果、他地方の型式区分とその編年を適用できないようになってしまっているのである。

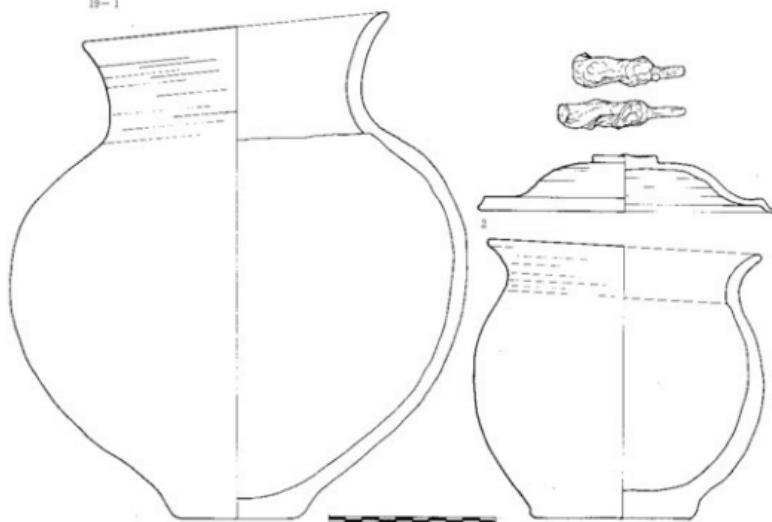
ここで出土した須恵器がどこで生産されたかはもちろん不明だが、当遺跡でないことだけは確実である。従って、当遺跡にとりわけ須恵器が多いという事実は、入手と供給の両面から考えてみなければならない。

入手するためにはそれに見合う代価物を持つ必要があるが、すでに見、そして考えたように、当遺跡は鉄製品を生産しており、他集落から必要物資を得るための有効手段は

HIRADAI-19 810229



第44図 19号住居址実測図



第45図 19号住居址出土遺物実測図

持っているのである。しかし、須恵器は果して必需物資たり得るものなのだろうかという問題もあり、全くかほんど須恵器の認められない鬼高Ⅱ式土器に属する集落があることからいえば、これは違うらしいように思える。

とすれば、少なくとも鬼高Ⅱ式土器の世界では、須恵器は必需物資ではなくて、ある意味では富の象徴であったことになる。しかし、いわゆる富の蓄積できる手段を持っていても、供給がなければ不可能であるという側面にも思いを至す必要があろう。

この集落が製鉄から製品までの一貫作業を行なっているのではなくて、その最終段階としてのカヌチを担当していたと考えたが、そのためには原材料としての鉄の入手が容易であることと、余剰生産をして交易の手段にしようとすれば、効果的な交通を持っていなければならないのである。

19号住居址

軸線を西に4°寄せて營まれ、東西は7.4メートル、南北7.2メートルの規模を持つていて、遺構としては保存度は良好だが、その割りに遺物の遺存度は低い。しかし、甕二個の様相は統一的であり、例えば12号住居址や17号住居址の甕のように、杯と同じく須恵器の影響を受けるのであろうS字形口縁の先駆的现象ともいえる様相とは異なっ

ている。

この大甕の頸部の内側に口縁と胴部の接合痕があるが、その存否に重大な関心を持っている向きがある。また、須恵器の蓋のつまみは前号住居で例示したものと共通するが、かえりがすでに周縁部に移動してしまっている点が注目される。このような例は水戸市四又入窯に見ることができるが、それらの実年代までを同一視することはできない。

この資料は南関東かそれ以西からの移入品であり、在地化した工人の持った技法との一致にすぎず、ここにはそれら工人の基本的性格と、にもかかわらず、すでに考えたように生活必需物資にはなり得ない須恵器の本質的宿命の故に、権力構造に奉仕しなければならなかった図式が想起されるのである。

そのことはまた別の機会に考えることとして、この集落が経済的に恵まれている理由に鉄製品の生産があるとしたが、当住居址からも刀子が出土しており、たしかに、当遺跡の鉄器の出土量が多いのは、自家消費にまわされた生産品であったと思われるのである。しかし、それだけに止まらず須恵器の豊富なことは、この鉄製品が交易物資とされた以外にはその理由が思い当たらない。

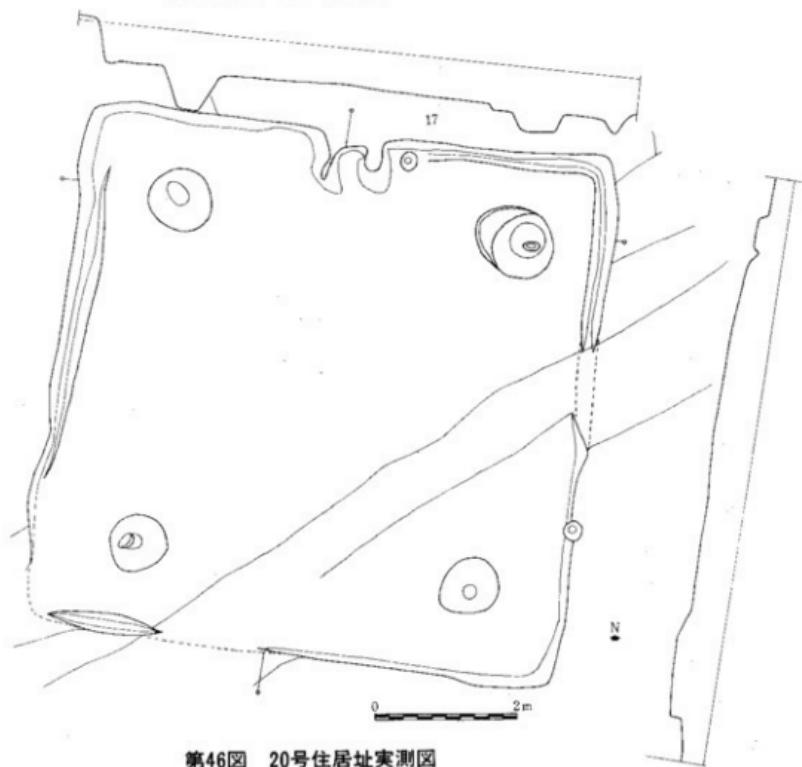
もちろん、自家消費は目的としては従で、交易のための生産の方が主であったろうが、そうした行為が成立するためには、原材としての鉄の入手と共に有効な運搬手段があつただろうことの考え方の一端はすでにふれた。その点では須恵器も同じ条件にあって、どうしてもなければ生活できないというものではないが、だれが見ても優秀や華麗なものや、あれば便利なものは富や権力の象徴になるだろう。

鬼高Ⅱ式土器の世界における須恵器の位置は、生活のための必要度では鉄器より低く、富や権威の象徴としては金銀製品や玉類よりも低いのにすぎなかった。ただ、供獻や共食を伴うときの祭器としては、一般土師器より高く専用に作られたものと同等の価値が認められていたと考えられる。

だから、須恵器は入手しやすい環境にあって、しかもその手段を持っている者の、それぞれの度合いに応じて保有量が決定されるという図式が考えられるから、入手手段は充分に持っていた平台の集落は、環境という条件だけが問題にされなければならないが、

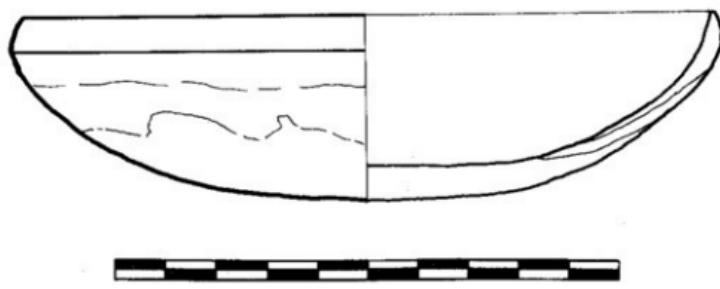
古阿波湾と利根川との間に細く長く突出する地形を考えるとき、この台地上か対岸浜台地に、私たちの地方としては古い須恵窯のある可能性も保留されなければならないが、私は太平洋沿岸海運と霞ヶ浦水運のひとつの接点としての古阿波湾を考えたいと思っている。

HIRADAI-20 810323



第46図 20号住居址実測図

20



第47図 20号住居址出土遺物実測図

20号住居址

軸線を東へ12°寄せて営まれ、東西7.5メートル、南北7.4メートルほどの規模の住居址であり、明確な四柱を持ち、北東コーナー近くから南西コーナーにかけてを、いわゆるダブル大溝が切ってあるが、遺構のしっかりしているわりに遺物の遺存度は悪い。

図示し得た土器一個のみが復元可能土器であり、他にはいわゆる図上復元土器もなかった。この土器は丸底で稜を持ったのち、口縁が直立に近く立ち上がる、鬼高Ⅱ式土器に特徴的な杯の意識で作られたものであり、事実セットとしての出土例がないわけではない。

これらは須恵器の蓋杯の模倣であり、土師器製作者集団相互かその内部に、器形による分業が発生し、後に杯造部などの集団名称にまで発展するのでは、などと考えたことがあったが、ともかく、いわゆる稜杯が鬼高Ⅱ式土器における常態を示す限り、その初源を須恵器に求めた点は卓見としても、恣意的例外的器形と誤解される可能性がある点では、かるがるしく須恵器模造品などという名称を与えるべきではないように愚考される。

須恵器の成形技法を見ると、^{図25}稜杯ではその稜部において、おそらくは輪積みを示すのであろう接合痕が認められるが、蓋の方にはそうした形痕はない。事実、後のつまみの付く蓋も同様だが、ロクロの中央に立てた粘土柱の回転している中央は圧縮すると共に、それによってはみ出してくる粘土を斜め任意の角度に引き上げる、いわゆる水引き技法によって成形したのち、回転ヘラ切りによって下部粘土柱と分離することによって完成する、という能率的な作業をする。

もともと須恵器はその焼成温度の高いこともさりながら、窯という施設によって一時に大量の、しかも極めて大型のものも含めて焼きあげることと、ロクロを用いて効率よく成形するという、当時における驚異的ないわばマスプロダクション方式と、それを裏付けるマニファクチャの思想が、私たちの祖先に衝撃を与えたはずであった。

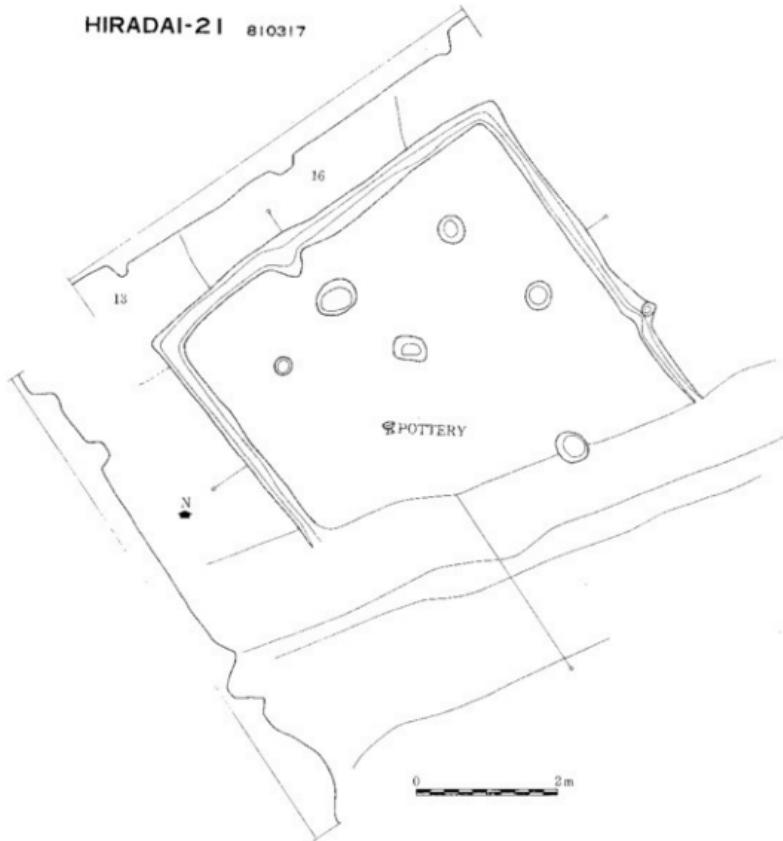
前者の施設は埴輪作りに応用されるけれども、ロクロやそれを支持する大量生産方式や思想は、土師器作りの作業に取り入れられるのははるかに遅れ、器形分業という変則的な形でのみそれらは消化されるのだと私は考えている。

示した土器は、そのことのため特に明確だった輪積みを記録してみた。すなわち、器形こそは模倣するけれども、底部を構成する円板上に二段の積上げをして成形するという従来からの技法を踏襲している。ちなみに、17号住居址8号土器も全く同じ技法であり、同じ土質と焼成の同住居址3号土器の杯は、その上にもう一段を積んで口縁に

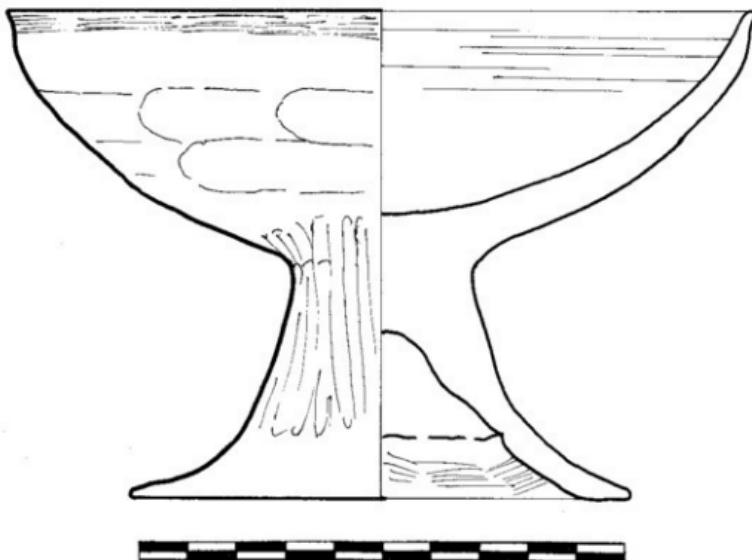
している。

なお、本来これら器形が蓋としての意識で作られたものであるから、図示方法が逆転していることは指摘されるまでもない。しかし、須恵器の蓋も同様だが、使用例からすれば必ずしも蓋としての意識で扱ってはいはずに、この器形単独を杯として使った例も少なくなく、果して使用者側が蓋としての意識を持っていたかどうか疑わしい。

そのような意味で、明確に本来の使用目的を達成していることが明らかな事例に限って、図示方法も蓋として取り扱いたいと考えている点を了解いただきたいのである。



第48図 21号住居址実測図



第49図 21号住居址出土遺物実測図

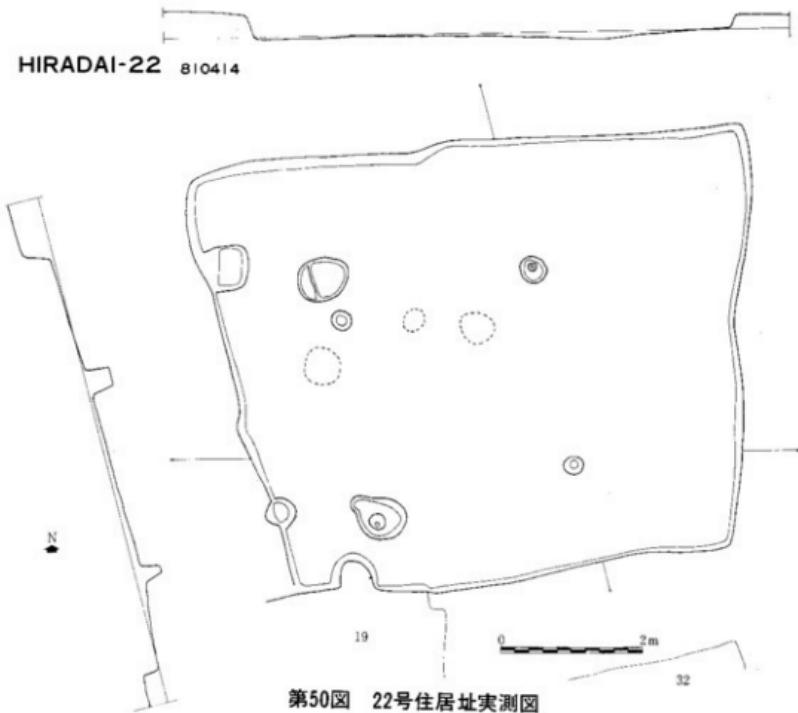
21号住居址

軸線を西へ36°寄せて営まれる住居址だが、13号住居址の東南コーナーを切ってはいるものの、それらの上に16号住居址の張り床が被さり、また南1／3をいわゆるダブル大溝で切られていて、遺存する北壁は5.8メートルである。

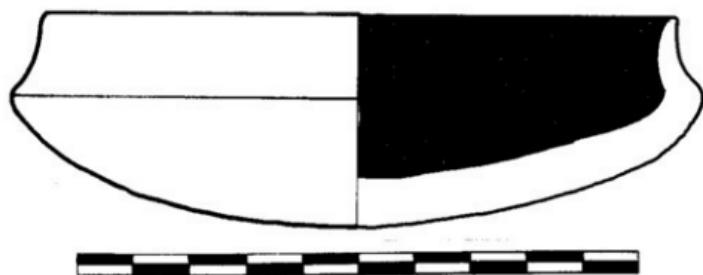
遺物の遺存度は極めて悪いが、床面で検出できた完形に近い高杯が、この住居の時期を五領式土器使用期であることを確定してくれる。住居に認められる土器のセットのうち、土師器後半に必ず組み込まれるものに甌があり、前半にはこの高杯があることには古くから指摘してきたが、ここでもそうした現象を観てとることができた。

また、当住居を切るいわゆるダブル大溝は、あるいは南北朝動乱に関連する阿波崎城の本城といわれる平台城の実在を、あるいは裏付ける遺構となりはしないか、という考え方から、かなりの時間をかけてその追究を試みたが、調査区でいえば、大区分としてのA～Dの各3区を西はやや南さがりから、東は北あがりに走るものであり、地籍の北側では西から2361、2362、2375と2368～9合併番地、南側では同じ西から2360と2363

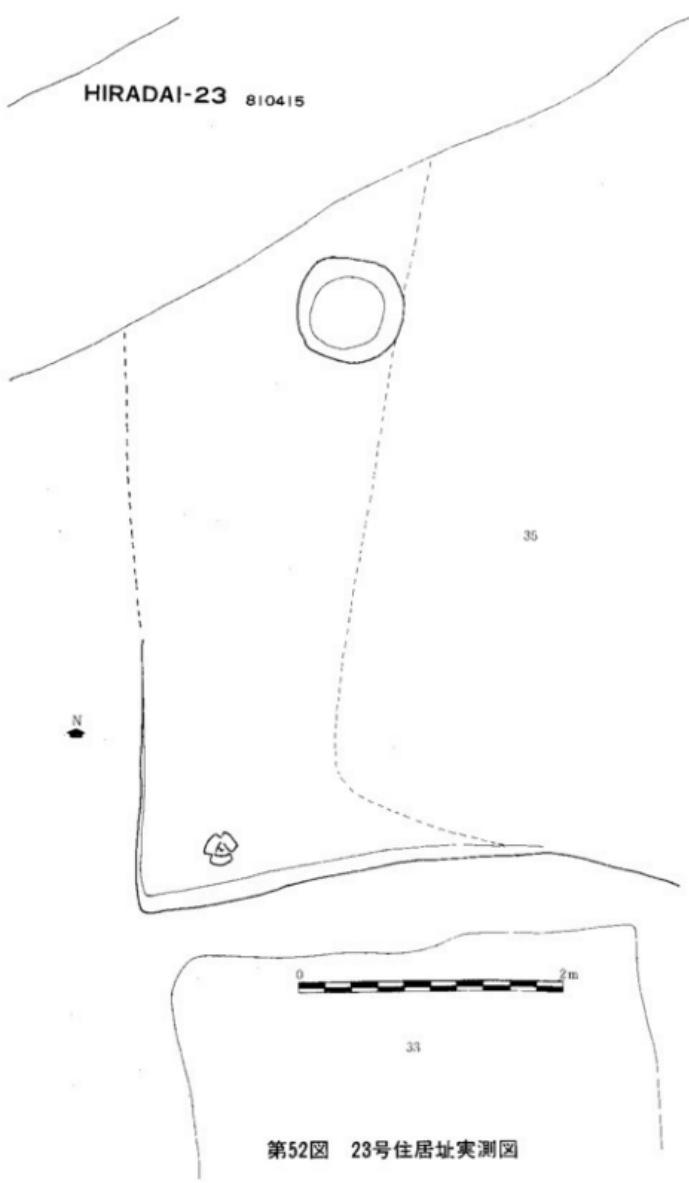
～5および2366～7両合併番地の境界とよく一致することが判明し、これらの間に設けられ地籍にはない農道とその両側排水溝であろうと一応の結論を付したのであった。



22



第51図 22号住居址出土遺物実測図



第52図 23号住居址実測図

2 2号住居址

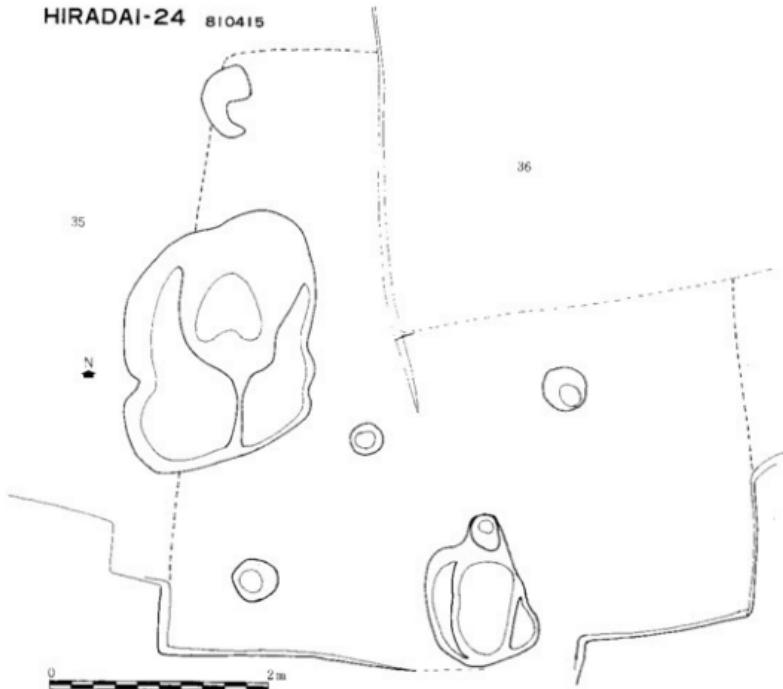
軸線を西へ約4°寄せて営まれているが、北壁は7.8メートルなのに対して南側は6.2メートル、東・西壁はそれぞれ約6メートルの台形状を呈しており、その調査は06・07号住居址と共に、期間最終近くまでに至ったような次第だった。

遺構が必ずしも鮮明でなかったと同様に、遺物の遺存度も良好ではない。また、カマドを持たず、かといって02・03号竪穴のような施設をも持たないが、集落内における関係位置からいえば、01・05号竪穴と同じような、やはり工房の如きものを想定できるのである。なお、図示した土器は東壁近くの覆土内から検出された。

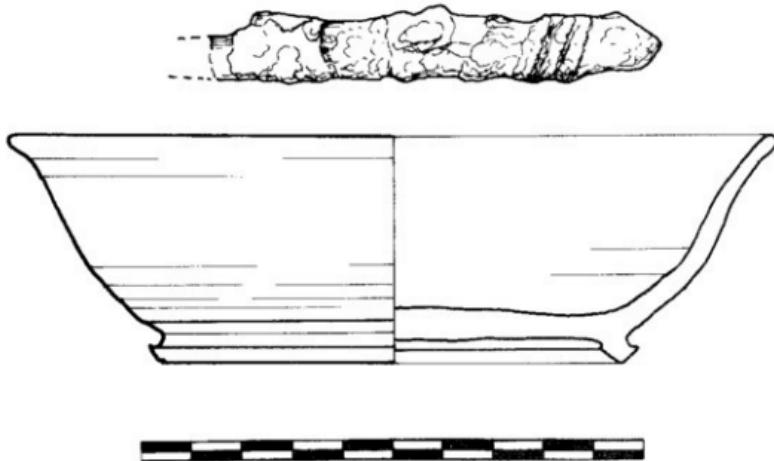
2 3号住居址

この遺構も次の24号住居址と共に検出に苦心を強いられたものであり、軸線を磁北に一致させて営まれたものである点までは判明したが、その大部分が35号住居址と重

HIRADAI-24 810415



第53図 24号住居址実測図



第54図 24号住居址出土遺物実測図

複している。その切り合い状況は床面レベルが同一なため、その前後関係までは不明だが、カマドの遺存状況からいえば、当住居址が切られているのであろうと思われる。

また、遺構残余部分の北側はいわゆるダブル大溝によって切られているため、満足な四囲はひとつとしてなく、遺構の規模も知ることができない。見るべき遺物も見出しづかった。

24号住居址

輪線を東へ約6°寄せて営まれた住居址だが、その西側を大きく35号住居址と、また北側は36号住居址と重複しており、地山面からの掘り込みも浅く、それら床面のレベルにも全く高差が認められないので、その検出が非常に困難だったばかりでなく、切り合いの前後関係も定かにはなし得なかった。

ただ、いわゆる壁周溝の状態などからいえば、図示したように35号を切り、36号に切られているように見得るのである。遺構の状況と同じく遺物もまた微弱であったが、覆土からではあるが鉄製品が出土している点が注目される。これにはひもかと思われる繊維質のものが斜めに三巻きついているように見えるが、本体の形状からすればこの遺物は刀子と思われ、繊維は直接的にこの鉄器の構造には関係しないものであろう。

この資料もまた当遺跡の鉄製品の豊富さを示すもののひとつであり、この集落の持つ特殊な生産活動を裏付けるものとすることができるであろう。また、当遺構そのものは時期的にいって、全く関連がないと思うし、このようなものがたとえば国分式土器に伴ったり、その土器使用期の遺構から出土するならともかく、なぜこのようなところにと思わないでもないが、いわゆる山茶が出土復元可能状態で覆土中から検出された。

しかし、県内におけるこの種遺物の出土例は、最近注目されてきた点もあって、決して少ない数ではないようであるが、これは、産地と常陸の地が相当に太い交易路という線で結ばれていたことを示すのであることに気付かなければならない事柄であるように思われる。通常ならば、産地の周辺に濃く、遠のくに従って簿くなる分布が考えられるのに、他に劣らない出土例があることは、その地を目的地にした交易関係が結ばれていたことを示すとしなければならないからである。

陶磁器や土器を、しかも遠隔地に大量に運搬できる交通手段は、水以外には考えられないであろう。須恵器の当遺跡における豊富さを裏付ける海上交通と、内水交通の接点を思ってみたことは、ここでも通用するのだろうし、古代末から中世前期にかけても、なお、こうした交易路は、依然として存続していたことを示す資料のひとつと思っている。

25号住居址

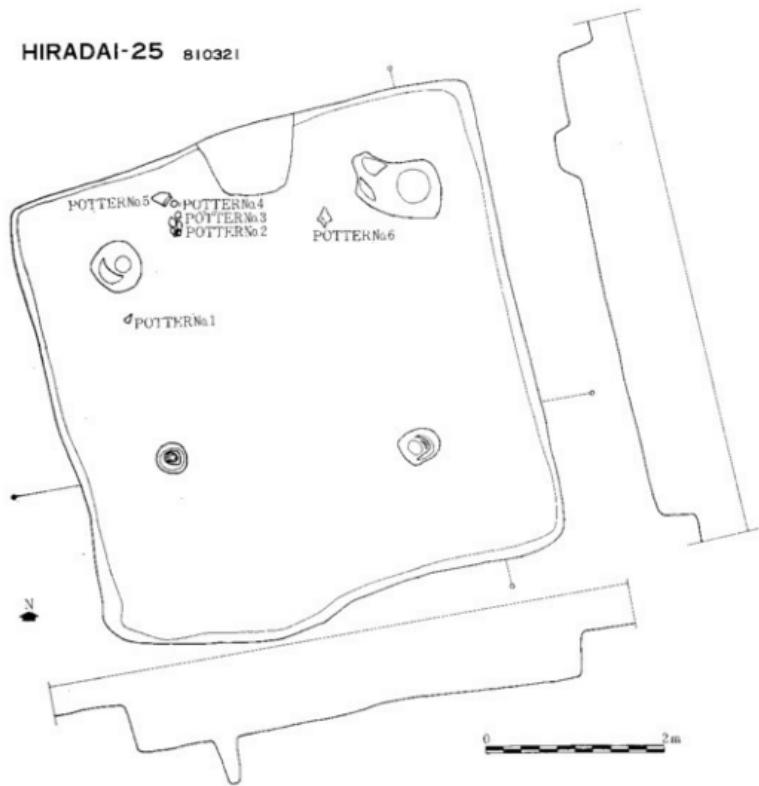
軸線を12°西によせて営まれ、東西5.3メートル、南北5.4メートルの規模の住居址である。掘り込みも深く、四柱のピットもしっかりしているし、土器の遺存度も良い。しかし、このなかに瓶が含まれないことは、この住居に生活した最小単位の人間集団が日常使用したものすべてではないことを示している。

もともと長い間私たちは住居址や集落跡を調査してきながら、なぜ住居が廃棄される際に土器までも放棄される例があり、あるいは、住居を離れた土器群が一括住居址のくぼみに投棄される例があることについてあまり真剣に考えられてはいず、数少ない論考も、まだ考えなければならない問題をかかえている。

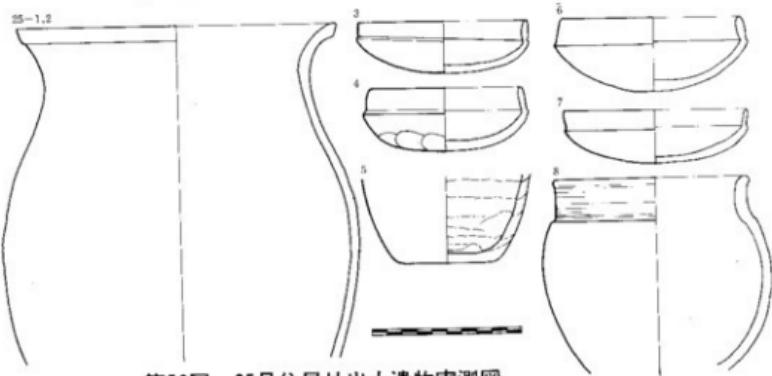
住居の廃絶の問題は別に考えるとして、その際に使用されたままの状況で放棄される土器が、これまで私の言ってきた床面（の）土器であり、その個々の位置はある程度の用途を知ることができるものがあるし、その組み合わせの普遍性をセットと呼び、ある程度に生活の内容を察知させてくれる点がある。

たとえば、土師器の前半の時期には高杯と壺が、後半の時期では瓶が各戸に常備の上器になるというような認識は、セット土器の類例を重ね整理することによって漠然とし

HIRADAI-25 810321



第55図 25号住居址実測図



第56図 25号住居址出土遺物実測図

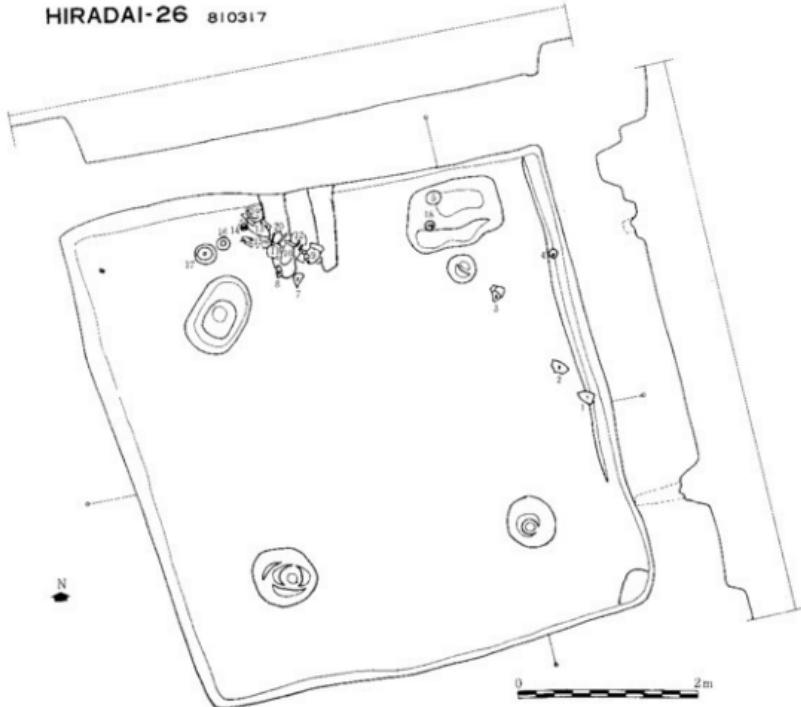
たそれまでの概念や観念から昇華させることができるのであり、住居を離れたこれまでの編年作業のための器形の並列の中からは出てこないものなのである。

26号住居址

軸線を西へ14°よせて営まれ、北壁5.5メートル、南壁5.2メートル、東壁も5.2メートル、西壁は5.6メートルのやや不整形ながら床面までの掘り込みも深く、四柱穴もしっかりと構えられている住居址である。カマド東方の四辺形ピットは貯蔵穴であろう。

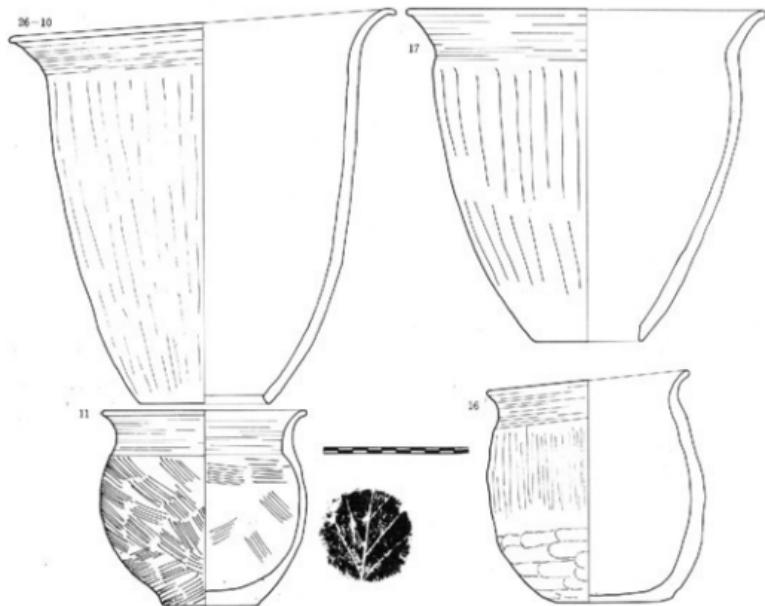
遺構に比例して土器の遺存度もまた良好であり、多くの問題を提供してくれる。その第一はカマド西側にあった一括土器群である。そのうちの13号土器は19号土器と同一個体の甕であり、北壁とカマド西壁の接点に置かれており、他の土器群に圧迫されて破損していた。二個体かと誤認した理由もあるが、二次焼成を受けていず貯水用かと

HIRADAI-26 810317





第58図 26号住居址出土遺物実測図(1)



第59図 26号住居址出土遺物実測図

思われたが、それはともかくとして貯蔵用具であることは確実であろう。

第二の問題点は瓶と甕の組み合わせが判明したことであり、10号土器と11号土器がそのままカマドからその崩落に伴って転落したような形で検出された点に着目する。もともと甕が他の有底の土器と組み合わされなければ機能しないことは当然のこととされていながら、どのような器形とセットになるのかの検討がなおざりにされてきたように思われる。

時々の都合や事情でその組み合わせを示さなければならないときは、径や高さの近似する甕を持ってくるのが通常で、いわゆる小甕を取り上げたことはおそらくないのではなかろうかと考えるが、そのようにしてみれば、一括土器群からやや離れて床面に伏せられて置かれていた16号土器と17号土器もセットとなるものとしなければならない。

16号土器は中に土がほとんど入っていない、従ってその内部の色調こそ使用当時そのままと思われ、そのことに深い感銘を覚えたことでもあったが、17号土器と共に完形土器としてあり、それらの状況からしてこれらが当住居に所属していたことは確実である。

両土器が前にもふれたいわゆるセットの土器、あるいは床面の土器であるとすれば、10号・11号の両土器との関係が第三の問題点とされなければならないだろう。カマドから転落した形はとるもの、いわゆる廃棄土器であるとすれば、甕は床に置かれて必ずしも當時使われるものではなかったらしいことになる。

主食としての穀物が必ず蒸して調理されていたとすれば、たとえ床面に伏せた形で片付けられるとしても、もっとカマドに近い位置に置かれるであろうからである。従って私たちの今日の生活上にも影を落とす、民俗学でいういわゆるハレのケのためにこの土器はあることになろう。

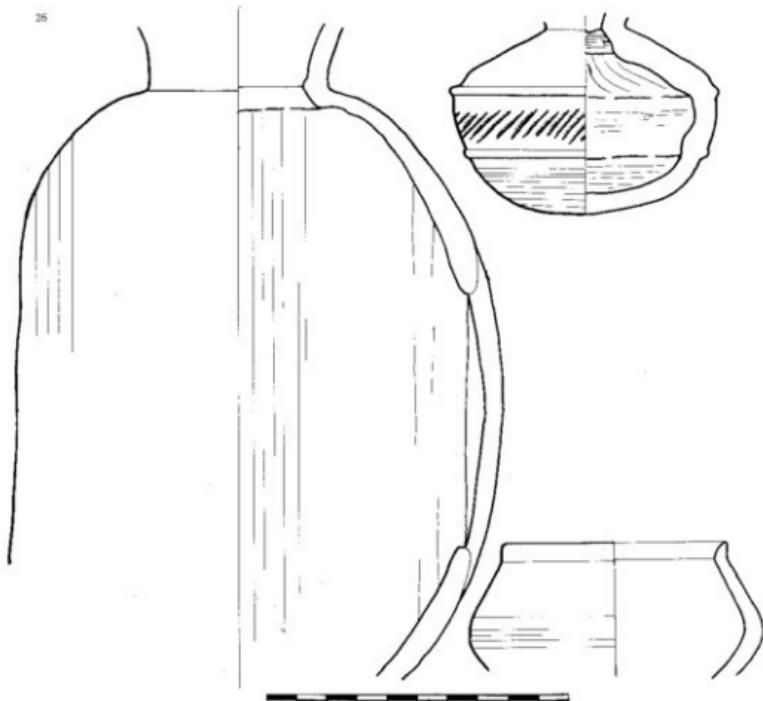
もし、これら両組みの土器が同時に当住居に所属していたとしても、それは常態ではあり得ない。この期において甕は各住居に常備の土器であり、いわゆるセットの土器であり、それは特別な調理用としても一組があればよいし、事実大部分の住居例ではそれを裏付けている。

この住居では特別に二組の蒸し器を必用としたのであり、同じ穀物を蒸すにしても別の目的的行為があったのである。それで思い合われるが、甕が工房への給食用具として使われたとすでに考えたことである。もちろん、給食とはいっても當時の食事ではないことは、ここで考えた甕の側からの事情と、甕が工房において廃棄された形で検出されるという側からの両面から推定することができる。

とすれば、この住居は工房におそらくは祭りであろう特別の食事を供すべき任務を担

当したものとすべきであろうか、しかし、石岡市鐵鬼塚遺跡においても、その時には定かではなかったけれども二個の甌を出土した住居があり、全く類例のことではないが、ただ、その方の遺跡は道路建設に伴う調査だったので、その一部をかいまた見た程度だったが、その限りでは、通常農業集落で特別な生産活動に従事しているような徵候は見当らなかった。

その調査で考えたことなのだが、それまでの住居単位で行なわれてきた高杯を用いる祭りが、集落共同体の祭りに変ってゆくと同時に、手づくね土器や石製模造品を使う祭りが、住居で括られる私たちの認め得る最小の人間集団の手に帰するようになった、という観点がまだ通用するとすれば、甌で穀物を蒸し食べるという行為もまた、住居で括られる人間集団のものとなったことを示し、条件つきながらその最小人間集団が消費の単位であることが認められるとすれば、それらはそれぞれに消費に伴う祭りであった



第60図 26号住居址出土遺物実測図(3)

に違いない。そして、二個の瓶を持つ住居（の集団なり構成員の一人なり）は、この期の高杯を持つ住居と同じく、集落共同体のための行為を担当するものだったかもしれません。ともかく、住居外の（おそらく祭りの）行為を担当するものだったろうとだけはいえるだろう。

言いそびれたけれども、再び10号・11号の両土器が廃棄土器だった、という立場に立ち帰ってみても、組み合わされた上器そのままを投棄するというには、首長層の世代交替に際しての、旧世代を閉鎖するための全土器の廃棄か、限られた祭りに使われた土器の廃棄かに止まるし、世代交替そのものさえも一種のセレモニーには違ないのであり、ともかく、瓶は単なる穀物を蒸すための調理用具ではないのである。⁴⁴⁹

もうひとつの問題は、当住居における須恵器の出土の異状さである。瓶はいわゆる埴形のものが古式であり、このような長頸のものは比較的に新式に属することは、ある程度の常識的な事項だし、私の常陸太田市幡山2号窯では、同形は鬼高Ⅲ式土器と関係している。提瓶は釣手、あるいは耳部が欠損して知られぬので、その時期的所見には言及できないが、やはり水戸市山田窯から出土している一方では、那珂郡東海村舟塚1号墳では、両者は石室内副葬品として共存する。

事実、これら器形の須恵器は、4号住居址における平瓶と共に住居内にはほとんど認められず、古墳の副葬品として自ら出土するものであり、このことをもってこの集落自体の富の蓄積の具現とすることができるとしてきた。あるいは、やはりこの住居の祭祀者としての特異性を示すものとすることもできる。

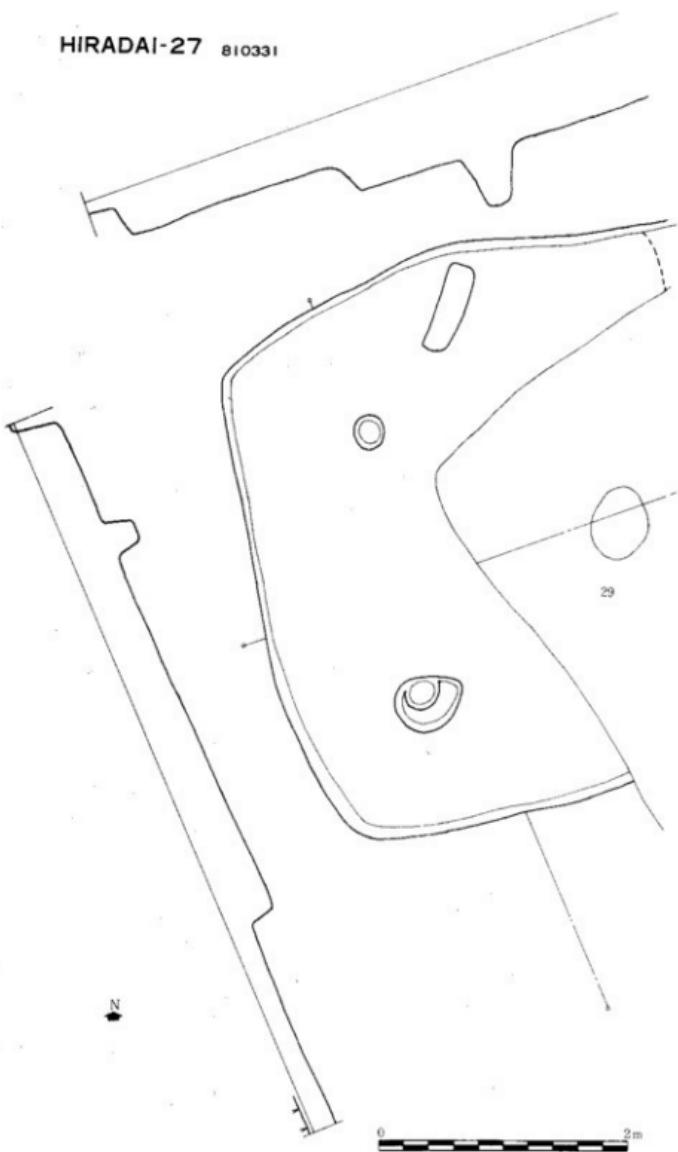
しかし、もうひとつの観点も成立しよう。私は古墳を営み得る階層というほどの意味あいで、在地首長層という言葉を使っているけれども、当住居の各種の異常さを古墳に副葬されるほどの須恵器という点に置き替えるとき、当住居こそはその首長が居住構成員に含まれていた疑いも成立するのである。

私たちの地方に限定して、古墳時代の集落から確たる首長の居所は検出し得ないで今日に至っているし、当住居に至っても確証は全くない。そうした点で、私は集落共同体内部には分配や消費に関して平等の原則が支配し、それについては首長といえどもその例外ではなく、こうした意味での「英雄時代論」は成立するとも考えてきた。当住居がたとえ首長のものであるにもせよ、その特異性は富や権威の偏在や集中を示すのではなく、共同体内の任務分担のあり方によるものと考えるのである。

27号住居址

軸線を西へ14°よせて営まれるが、東南部を大きく29号住居址に切られている。残

HIRADAI-27 810331



第61図 27号住居址実測図

る西壁は約4メートル、すみ丸の小ぶりな作りでありながら、本来四柱だったと思われる柱穴は堅固である。床面土器はなく、その時期は不明である。

28号住居址

軸線を東へ26°よせて營まれる住居址だが、その東側は尾根沿いに阿波崎城跡方面への農道、いわゆる馬車路の造成によって切られ、南側は傾斜して相対的に地山層が浅く、壁の立ち上がりが分明しない。従って、北西コーナーが確認されたに止まるが、南西コーナーかと思われる痕跡を手がかりにすれば、当住居は一辺5メートルほどの規模と思われる。

この東を切る構造と共に、南側にやや離れて斜めに走る溝状の遺構にも、調査上充分に留意した。ひとつは、最近の私が関心を持つ土地神信仰に基づく、集落を限る溝の有無が問題意識のなかの重要な部分を占めることもあるし、もうひとつは、再三ふれるように、平台城といわれるものが果して実在したのか、という調査目的のひとつにも関連するからである。

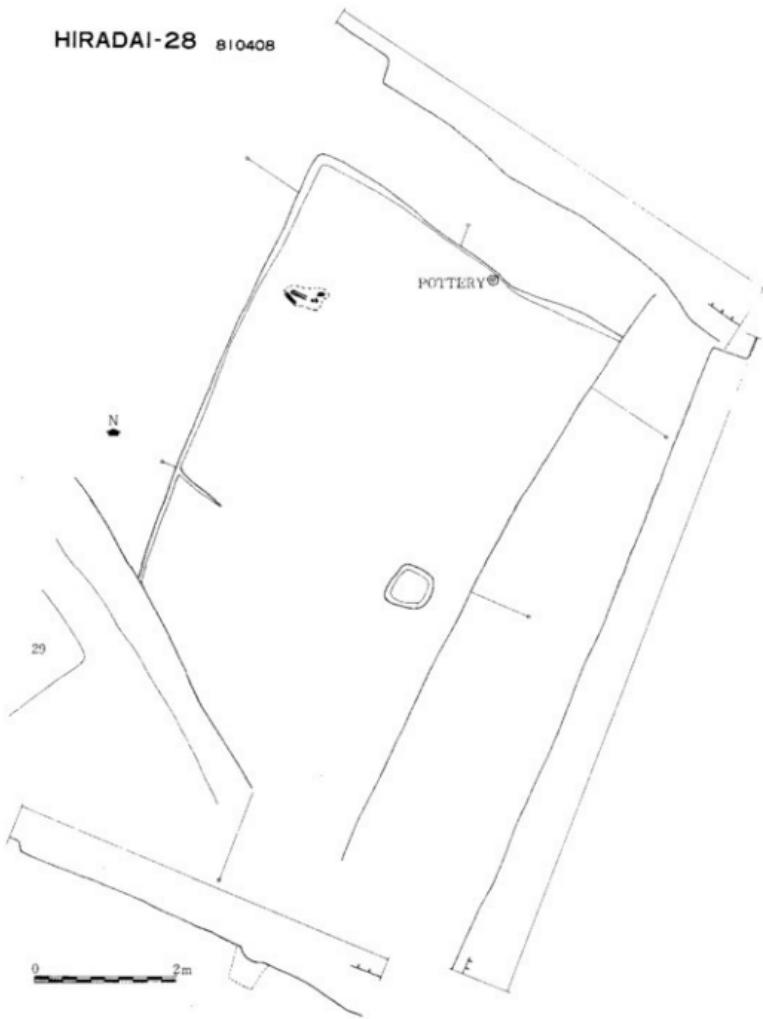
しかし、この溝状遺構は後でふれる31号住居址を切って延びるのであり、そこではダブル溝の様相を示し、2373番地の境界に接して2368～9合併番地とその北側の2374番地に設けられ、いち早く廃されてしまっているが、先の農道から分れて北側を限る農道とクロスして、北側斜面を斜めに降ってゆく馬車路であろう、と思えられた。

ちなみにいえば、その方向には「ノッコミドー」と呼ばれる地点があり、いわゆる平台城説では「のぞこみ堂」とし、望見の字を当てている。そして、望見の下道といわれる路が思河の谷から馬背状の尾根を越えて堀状の構造のなかを降ってゆくように表現されている。

私の観察の結果でもこの斜面は尾根にあがるに最も傾斜の緩やかなところであり、尾根自体も最も低い部分に当たっており、尾根を上下するにも、思河の谷を越えるにも最も適当な地形であることは認められるが、堀状の遺構は全く無く、広く深い谷が入ってきているだけであり、尾根上にも切り通しなどの遺構は存在しない。

また、尾根を越えて思河の谷に降っていったとしても阿波崎に出るにすぎないのであり、台地下の道の方が平坦で距離にもさした違いがあるわけではない。ノッコミドーは望見ではなくて「乗込み堂」だという説もあり、その下の地帶は小字名からも推察されるように、舟着き場として繁栄したところであったという伝承ないしは考証があり、外洋海運と内水運の接点であろうという私の考えも、それにおうところが少くないが、

HIRADAI-28 810408



第62図 28号住居址実測図

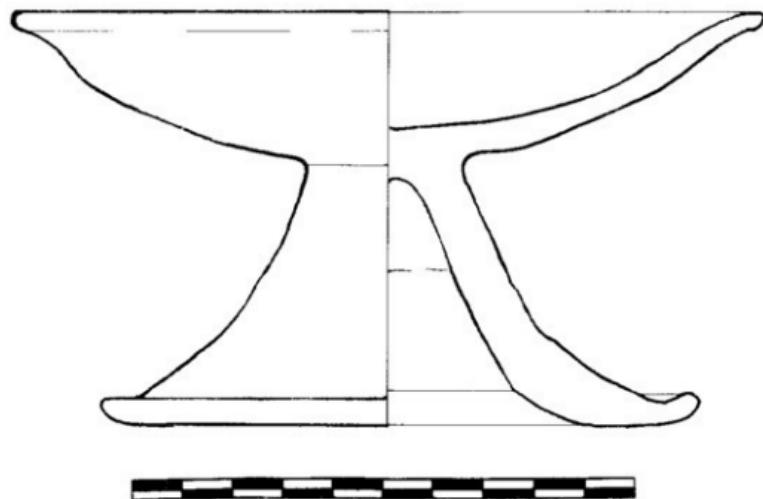


図63図 28号住居址出土遺物実測図

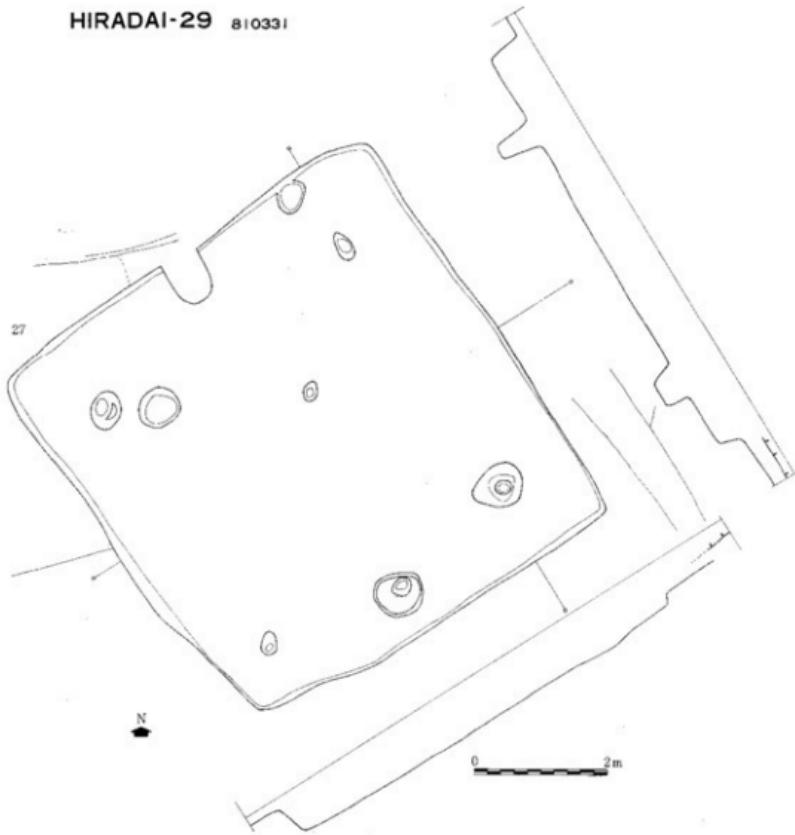
ノッコミの下道が思河に越えるものであったら、主要陸運路とはなり得ず、耕作地に通い農作物を搬ぶための農道としての意味しか見い出し難い。

この下道といわれるものが、もし尾根上に出たのち当遺跡の東を通って遠谷の谷に降っていくとすれば、外洋船や内水舟の舟だまりとしての古阿波湾と、利根川沿岸の陸水両路とを中継する重要運送路となり得るであろう。当遺構の南を通り31号住居址を切る、おそらく馬車路であろうダブル溝は、こうした輸送路の幹線か、その近路として機能したことが考えられる。

当住居址から出土する土器も少なく、床面土器として見得るものは高杯一個である。

29号住居址

軸線を西へ 29° よせて営まれる、今回調査のなかで最も方角的に偏向する住居址である。正確にはカマドのある壁は北北西になるわけだが、記述と他例との比較の都合上これを北壁といえば、長さ6.5メートル、以下南壁6.0メートル、東壁6.7メートル、西壁6.4メートル、前述通り27号住居址を切っている。南壁中央近くのピットは貯蔵穴であるが、見るべき土器の出土がない。



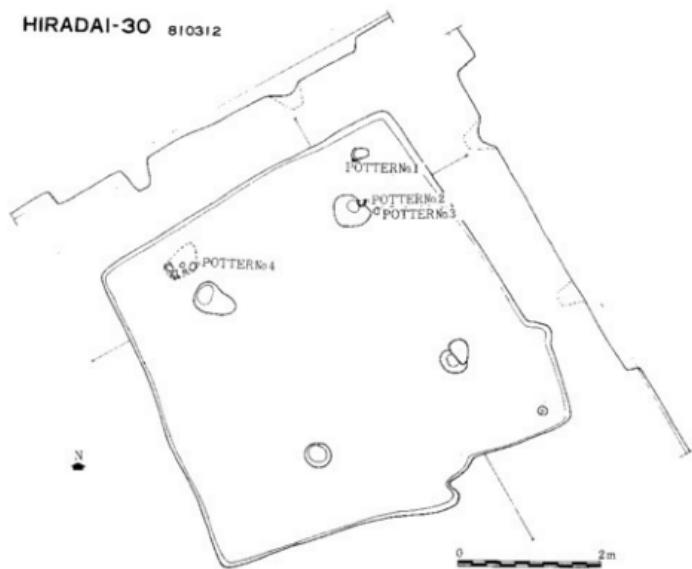
第64図 29号住居址実測図

30号住居址

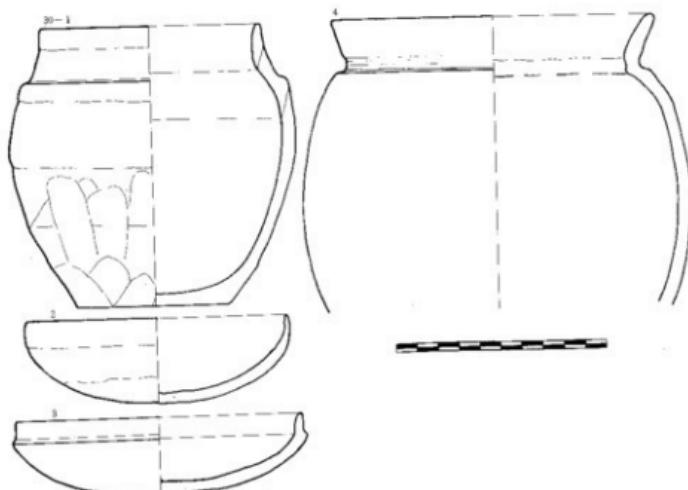
軸線を西へ 28° よせて営まれるが、東西の壁の走向が著しく異なり、南壁は不整形であるうえに、カマドも見当たらない。あるいは一辺 3.5 メートルほどの小形住居が南西コーナーから西壁の大部分にかけて重複している可能性が大きいが、確証は得られなかった。

また、カマドを持たないことは、その位置が集落北端を占めることとあいまって、工房関係の穴の可能性についても検討してみたが、これも確定できる資料を得ることは

HIRADAI-30 810312



第65図 30号住居址実測図



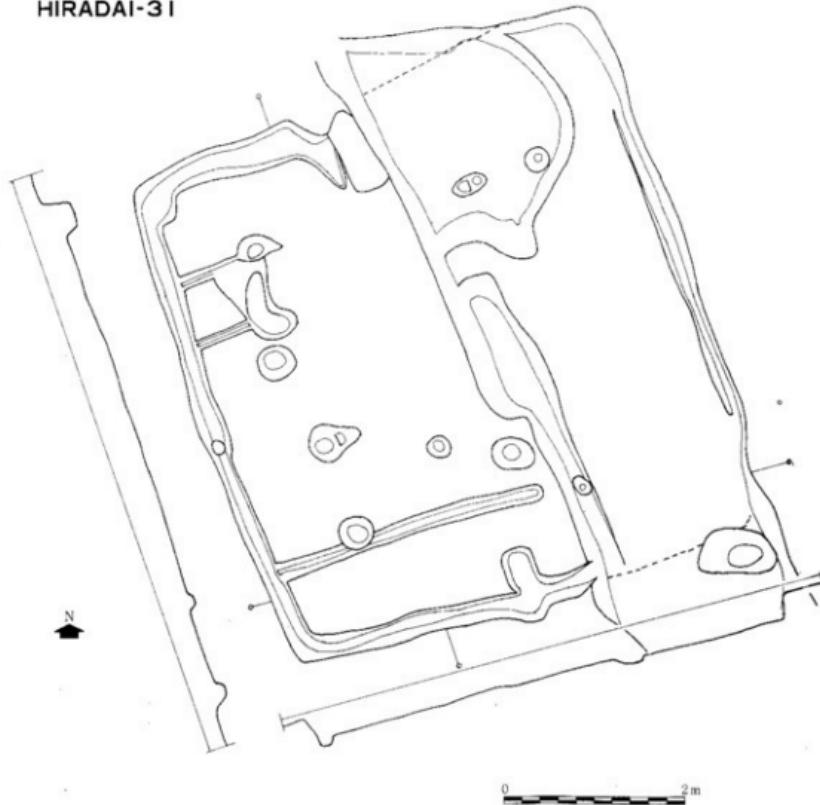
第66図 30号住居址出土遺物実測図

できなかった。これまで工房またはその関係と思われる竪穴のほとんどは集落北辺に集中するが、次に述べる例のようにその逆は成立しないし、通常カマドを持たず不整形や長方形のプランを持つものは、産業あるいは生産関係のものとして支障ないようであるが、重複の可能性が否定しきれない以上、その結論も保留しておきたい。

31号住居址

軸線を西へ 18° よせて営まれる住居址だが、その東側半分近くの床面をダブル溝によって切られている。この遺構についての考察はすでにふれたが、古阿波湾がまだその機

HIRADAI-31



第67図 31号住居址実測図

能を失ってはいはず、中継的輸送陸路が必要だった時期といえば、さほどに新しい時代ではあるまいと思われ、猿投や常滑や窯元は不明ながら緑色灰釉の小盤などの、中世期を降るまいと見られる陶器片が出土するのも、城館跡にしてはその量が少なく、そうした遺構も見当たらない点からいえば、須恵器の濃厚出土や鉄器生産で考えた状況はなお続くと共に、さらに強化されていたかも知ないのである。

ただ、ダブル溝という遺構から車の通る路を考えた点はどうであろうか。「風土記」行方郡条に、天武に野馬の献じた記事があるし、律令体制下での信太郡には信太牧といふ、常陸国唯一の官営馬牧が置かれ、管見では江戸崎町下君山の長者伝説がまつわるが、明確には廃寺跡を拠点としたあたりこそ、かつての牧の所在を示すものとし、「南北朝動乱」に郡司層の末である信太氏と共に、大掾氏系でありながら南朝方に与する東条氏こそは、この牧の官人の出自を持つものであろうとする。

なお、私の恩師でもある野口保市郎氏をはじめとするこれまでの通説は、長者伝説を手がかりにし、関所が置かれたという伝承をも援用して、君山の地を駅家に擬するけれども、私は廃寺所在を手がかりにして、現桜川村神宮寺の原から文字通り信太古渡を越え、郡家に至るルートを考える。

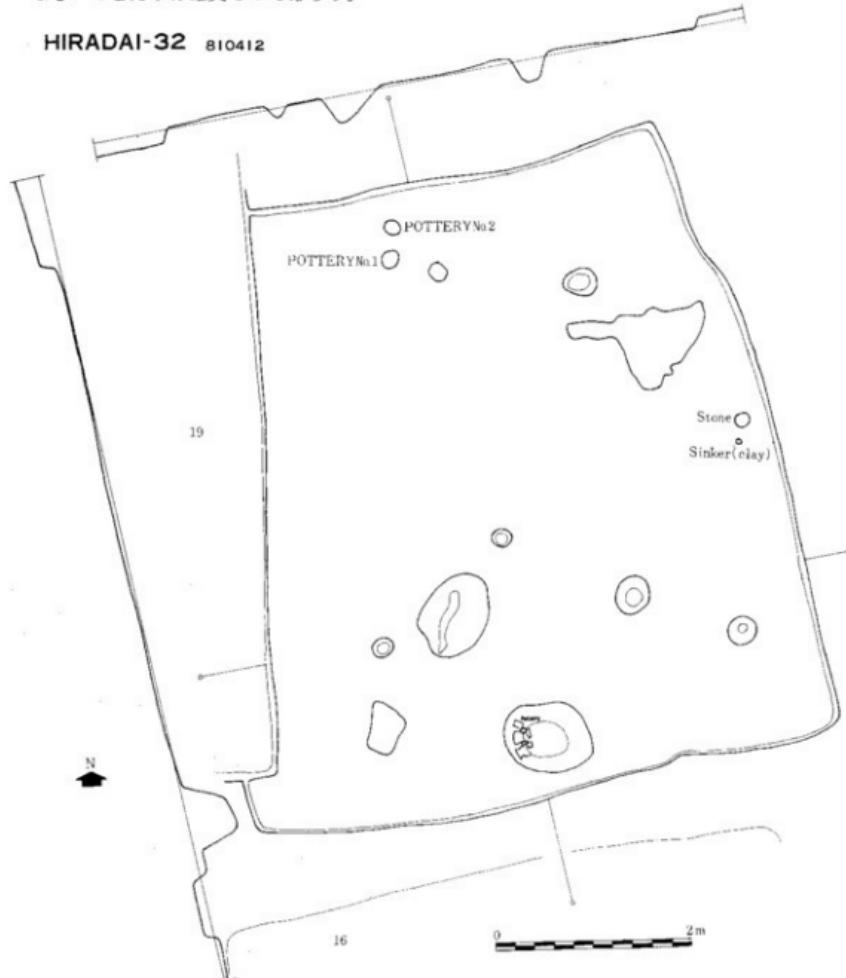
そのような官道の所在と馬による輸送もまた、水上交通と同じように伝統として中世に受け継がれていることは充分に考えられるが、車輶輸送が中世の、しかも前期にまでさかのばれるかについては心もとない。馬車輸送の発達は大きく降って現代に入ってからと考えた方が無難であろうし、せいぜいさかのばっても江戸期を至当とするだろうから、当遺跡の廃道の時期の推定年代もそのあたりに限定されると思われる。

当住居で特筆されなければならないのは、西壁から床面をその中央にかけて、何条かの浅い溝状の痕跡が平行に走っていることに気付いたことであった。結論をいえば、これらは廃屋の壁が倒れたときの圧痕であろうと考えられたのであった。

当住居も集落北端に構えられて、北西風を強く受ける位置にあるから、南から東の方向に倒壊する可能性は高い。この場合は構造上の問題もあって西壁が東壁の方に正確に横倒しになって、その控柱や間柱が構造体まさに床上に痕跡を印したものと考えたのである。

そのなかで、特に明確な三条を記録することができたが、北端と南端のものはそれぞれ柱穴の位置と一致するので控柱とすれば、中間のものは間柱であろう。それと北側のものとの間隔は0.7メートルであり、柱間は約3.4メートルで、ここには何か単位的なものが割り出せないかと思ってみる。

また、南側のものはその長さが約3メートルあり、考えたように壁体圧痕だったとすればその高さは少なくともそれだけあったことになろう。12号住居址での拡張に関して考えたように、堅穴住居ではあっても、この期のものはある程度の軒高を持っていたらしいことだけは確実なのであろう。



第68図 32号住居址実測図

3 2号住居址

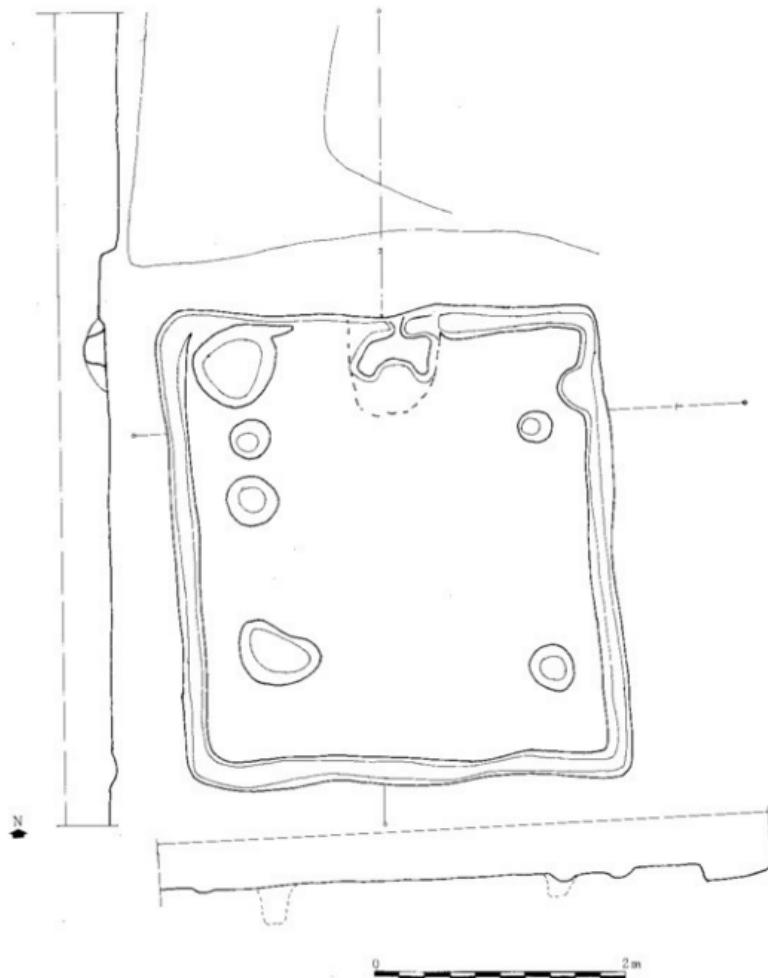
軸線を西へ14°よせて営まれるが、19号住居址が北西コーナーから西壁の大部分を切っており、全長のわかる東壁は6.5メートル、南壁は6.1メートルであった。この住居で注目されるのは土器の組み合わせであろう。15号住居址でも考えたけれども、このような稜を持つ杯は須恵器と同じく口縁の直立するものが古く、外反するものが新しいという考察がある一方では、2号土器と同じく丹彩されることが多いことから比較的に古式と思われることもある、編年的な点では必ずしも定説があるわけではなかった。

別に、同じく丹彩される現象と共に、古墳に副葬されたりマウンドや溝のなかから出土することも少なくないところから、祭器としての特殊用途を認めようとする観点もある。今回のような統一的出土例が増加すれば、編年の考察に加担しなければならないし、当住居の場合の切り合いはなかなかに示唆的に思われるのである。

3 3号住居址

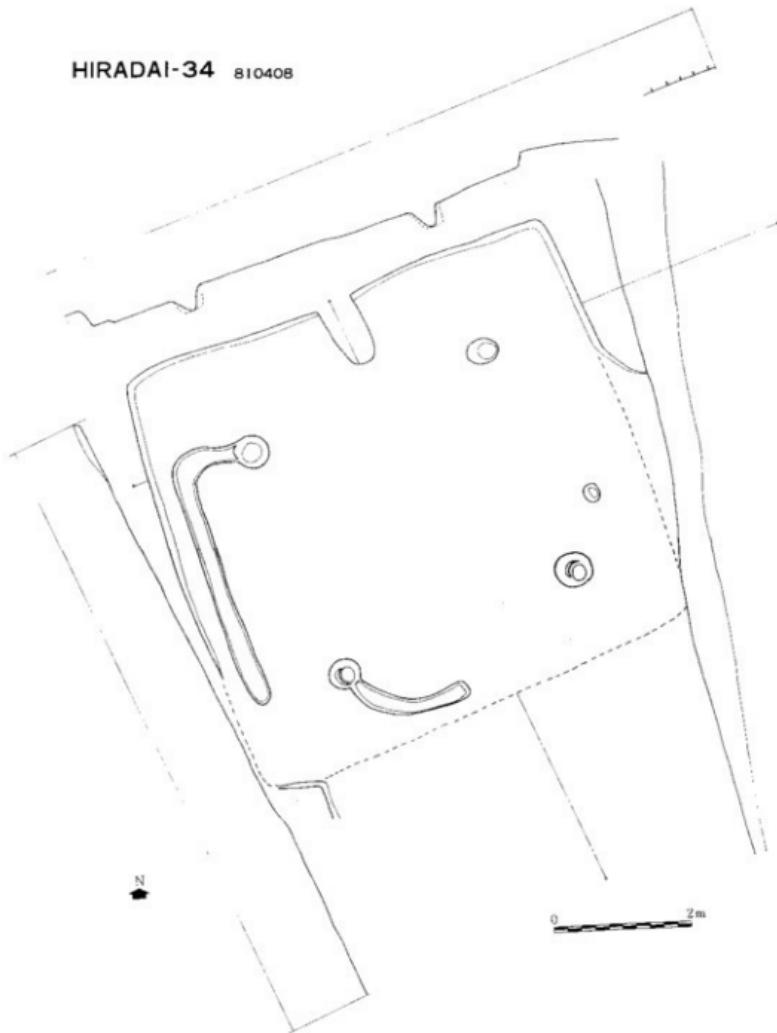
軸線を西へ 4° よせて営まれる住居址だが、地山層を全く掘り込んではいらず、床面上器をも欠くので、いわゆる壁周溝を手がかりにするよりなかった。ちなみにいえば、当遺

HIRADAI-33 810327



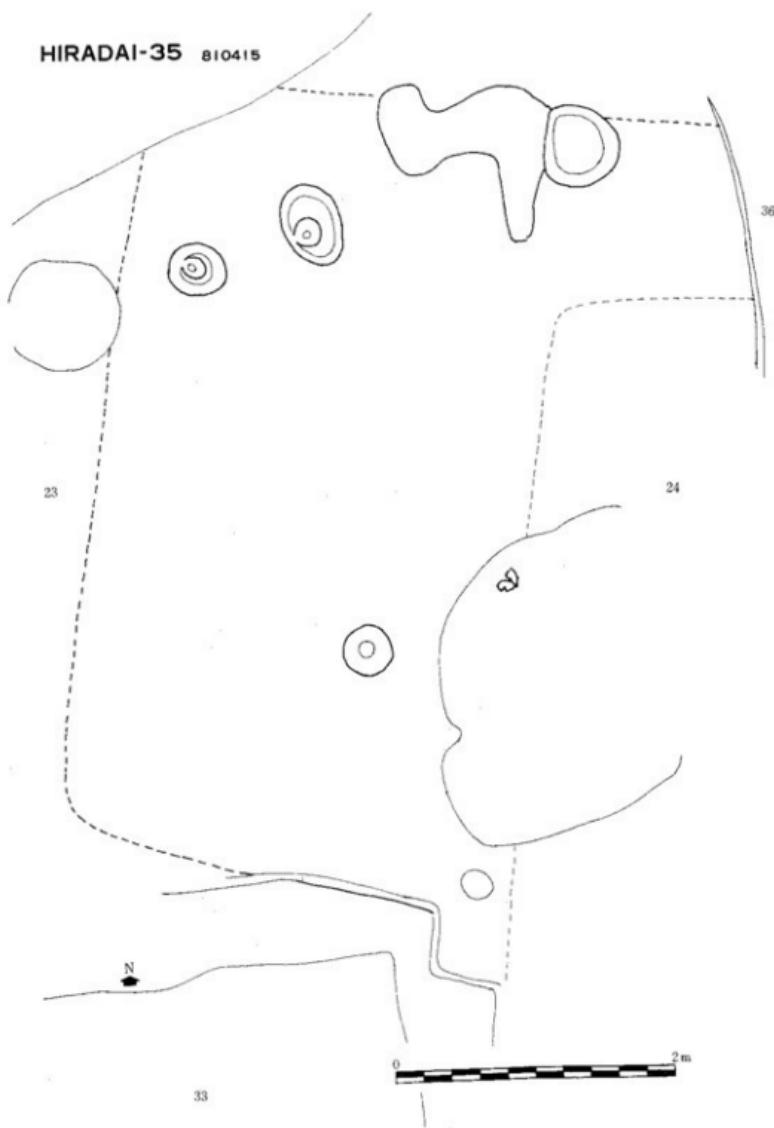
第69図 33号住居址実測図

HIRADAI-34 810408



第70図 34号住居址実測図

HIRADAI-35 810415



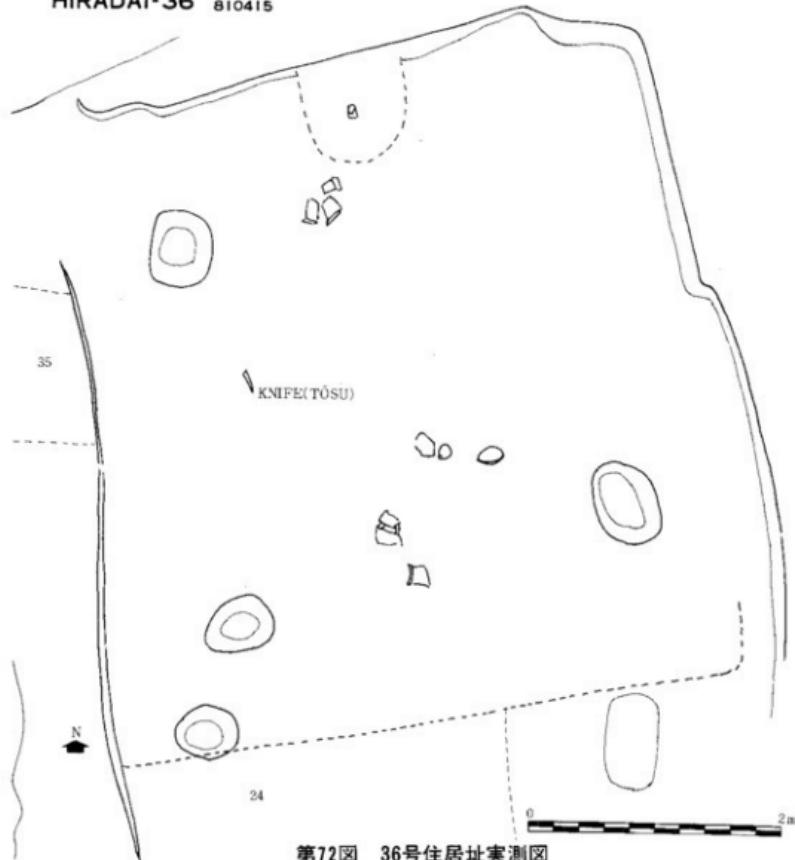
第71図 35号住居址実測図

跡の地山層は、すでに若干ふれたことでもあるが、粘着性が高く色調も暗くて、果して関東ローム層と呼んでよいものかどうか疑ぐられるほどのものだった。

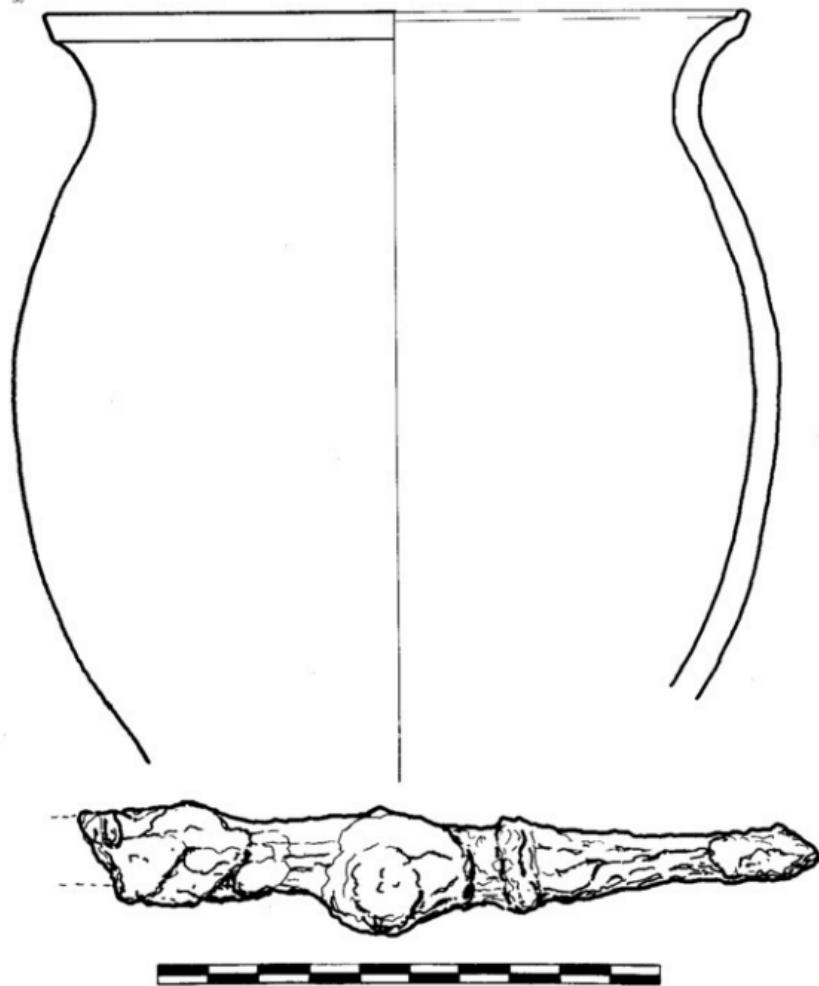
従って、時間の経過と共に色調はさらに暗く変化し、乾燥してゆくにつれて掘削具を受けつけないほどに硬化してしまうので、かつてここに不完全であったろう工具を使って穴を掘らなければならなかった人々の辛苦がおしさかれると共に、床面を追ってそのプランを検出する方法は、必ずしも成功するとは限らなかった。

ともかく、このようにしてようやく確認し得たプランからいえば、東西3.5メートル、

HIRADAI-36 810415



第72図 36号住居址実測図



第73図 36号住居址出土遺物実測図

南北 3.7 メートルの小形住居であり、加えて簡易な構造であるのに比して、正確な四柱穴を持っている点が特異なように思われた。

3 4 号住居址

軸線を西へ 18° よせて営まれるが、集落の最東南端に位置して、地形そのものも東と南に傾斜しており、ために南の立ち上りと東南コーナーが確認できぬうえに、馬車路の遺構かとした集落を横断する、いわゆるダブル溝の東端から、さらに南に下がる切り下げによっても東南コーナーは搅乱されている。

ただ、残されている各部から推定すれば東西 6.8 メートル、南北 6.3 メートルの規模を持っており、見るべき遺物を欠いている。

3 5 号住居址

軸線を東へ 18° よせて営まれるが、23号住居址を切るもの、24号住居址に東南部を大きく切られ、さらにその上を北東コーナーにかけて次にふれる 36号住居址が重なっていて、東西は知ることはできないが、南北 5.6 メートルの掘り込みの浅い住居址であり、見るべき資料を出土していない。

3 6 号住居址

軸線を西に 12° よせて営まれており、23号と前 35号住居址の上に乗る東西 4.8 メートル、南北 5.2 メートルの、重複住居との床面高差のほとんど変わらない住居址である。なお、刀子と思われる鉄器は 35号住居址の壁周溝が床面に遺存する部分から出土しており、その所属は必ずしも明確ではないが、切り合いの状況から当住居に一応属させたものである。

4. ま と め

平台の調査を通じてわかったことや、考えさせられたことがいろいろありました。時期の問題でいいますと、まだ土器を作ることを知らなかった旧石器（先土器）時代の人々が、この台地上にいたことを話しますと、それはいつごろのことかと聞きかえされます。

新しい時期のものらしいからおよそ一万二千年ぐらいのことだ、と答えますとたい

ていの人は驚くのです。たしかに、私の知っている限りでは稻敷の台地でこの時代の遺跡や遺物が発見されたことは初めてですから、最古の新発見といえるのかもしれません。

けれども、これから調査が進めば各地でどんどんこの種の発見があるはずですから、私どもはあまり驚かないのです。それに、残念なことは石器やその残材が見つかっただけで、生活の様子などを知ることはできませんでした。ただいえることは、東村の歴史が以外に古いことを証明できたという点でしょう。

そのあと二千年前ぐらいまで続いた縄文時代の土器片や石器も発見することができましたが、これも住んでいた跡はありませんでした。おそらく、近くにムラがあってそこの人々が小さな獣や鳥を狩りしたり、木を切ったりしたのだと思います。

この時代にも農業が行なわれていたことは、最近ますます明らかになってきていますが、何といつても稲作を知るようになったことは、私たちの遠い祖先にとっては大変な変革だったはずですが、その弥生時代のものを平台では見ることはできませんでした。

もともと福田の貝塚で代表されるように、東村の台地上はどこを見ても縄文時代の遺跡でないところはありません。ところが、その終りに近くなると、伊佐部の北小学校の前などの低いところにもムラが作られるようになります。

やはり貝塚を作っていますから、魚や貝をとるために便利なのでこうした低地に進出したのだとは思いますが、ここだけの現象ではなくて、水戸のあたりでも同じようなことが認められますから、何か低いところの方に都合の良い事情があったのだと思われるのです。

水田が生活の拠り所になると、さらに低いところに住む人が多くなったでしょうし、狩りなどで台地を歩く必要はずっと少なくなってしまったはずですから、弥生時代に入ると平台に人の姿が見られなくなるのは、あるいは当然といえるかもしれません。

再びこの台地上に人々が登場するのは古墳時代の初期ですが、私は五世紀のはじめか少なくとも四世紀の後半のことと考えています。がそれはともかく、平台にムラを作って住むようになった人々が、どこからやってきたかまではわかりません。

稲作の技術が発達するにつれて、生活もますます安定し、人口も増えてゆきますから、台地の下におりたムラから分かれて再び台地上に戻ったのでしょうか、それともずっと西や南の方から移住してきたのでしょうか。

ときの中国大陆は非常に不安定な時期に当たっており、その影響を受けてこの列島の西の方では、国家の組織が強化されてゆきます。まもなく中国に使をして倭国王の認定を受けるようになるのですから、はるばる西の方から、あるいは玉つきのように次から

次へと人々が移動することがあっても不思議ではありません。

平台のムラは以後ますます発展していって、鬼高Ⅱ式と私たちが呼ぶ土器が使われる時期に頂点に達しますが、その実年代については諸説があるものの、私は七世紀なかばごろを考えるのであります。文献史学の方でも、否定説から半否定説までがあってにぎやかな「大化改新」が645年のこととされていますから、その前後のことを考えるのであります。

私は別に改新否定説を信奉しているわけではありませんが、私たちの地方に限つていえば、普通に考えられるほど国家の影はまだ強くはありません。おそらく、統治などという言葉が当たらないほどにゆるやかな統治が及んでいたにすぎず、対外的には倭と呼ばれていたらしい列島西方の国家は、まだ私たちの地方を積極的にその版図に加えようという意欲はなかったものと考えています。

では何時ごろ利根川からこちらの地が国家という組織の中に編入されたとするのかといいますと、天智天皇の世にはじまって天武の世に完成するとしているので、そう考えられる理由や証拠らしいものはたくさんありますが、それは違うと打ち消すようなものは実はひとつもないのです。

ともかく、非常に繁栄したといってよい平台のムラは、次の土器形式が使われる時期には突然ともいえる形でなくなってしまいます。もっとも、弥生時代のように全く人影が見当たらないというのではなく、以後も現代までの人の姿はチラチラ見えるので、ムラは再び台地の下へおりたのか、それとも今回の調査した地区の外に移ったのかどちらかと思われるのです。

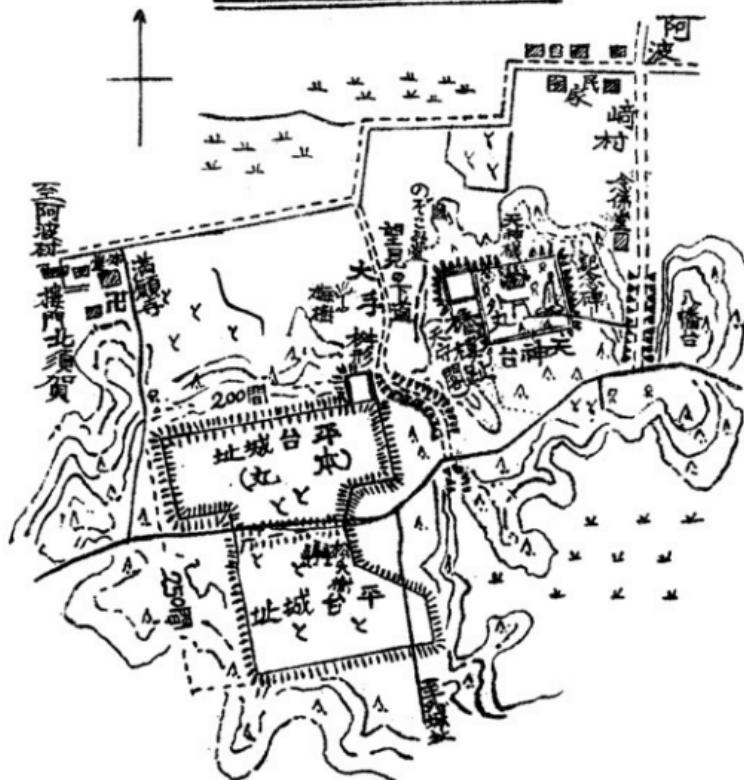
こうした平台のムラに変化があった時期を私は七世紀の後半に当てますが、ここだけに限らず、私たちの地方でのこの時期にわりに移動が激しいので、これも国家現象のひとつあらわれと見るわけです。

人々の動搖もあるでしょうし、社会や集団の改編も伴うでしょうから、ムラの廃絶や移動現象があっても支障ありませんし、比較的安定していた社会のなかから、こうした現象の原因を見い出し難いようにも思われるのです。

さて、平台にあったムラと、そこに生活した人々のことを語る言葉はたくさんありますが、東村に現在生活する人たちにとって、歴史上の大きな事件として忘れられないのは、何といっても「南北朝動乱」でしょうし、平台に城があったという話はどうなったのだ、とよくおしかりを受けます。

もともと県の教育庁文化課は、平台に土取り計画があることを知ったとき、ことほり緊張したのでした。といいますのは、阿波崎城跡が他のいくつかの南朝方に属した城

阿波崎城趾見取圖



一、本城ハ天正十八年佐竹氏ノ爲
メニ焼カレ同時ニ西北側ナル
寺院モ焼カレタルナリト云フ
二、外城址ハ伊崎村小学校裏臺ニ
シテ平臺ト委績ナリ

第74図 昭和14年に発表された平台城跡想定図

跡と共に県指定史跡にされていることはよく承知されているのですが、台地続きの平台にも城跡があり、しかも、それは阿波崎城の本城であるという説があったからです。

私の知っている限りでは、この説は昭和14年に発表されたのが最初のようですが、県はつい数年前に国と県の指定史跡の報告書を作るにあたってその図を引用してしまったのでした。大変不用意だったと反省させられるのですが、ともかくも、その説を認めたような形になってしまっていたのです。

私は水戸教育事務所の管轄区域を担当しているのですが、事は重大だから県南教育事務所の結束先生に協力して、現地をよく確認してくれないか、という話があって東村にやってきたのが最初でした。

ですから、行きがかり上調査を担当することになっても、城跡である痕跡が少しでもあったら即刻調査を保存に切り替えなければならない立場に置かれていたわけで、特に入念にその点をたしかめたのでしたが、調査が終るまでにとうとうその形跡を見てることはできませんでした。

とりわけ最終的には調査区域外の農道を十箇所にわたって切断して、その地層も見させてもらったのです。といいますのは、城には土壘と壕^{カニ}がめぐらされますが、耕地などに開発されたところでは、これらは崩されたり埋め立てられてしまうこともまれではありません。

けれども、地目や所有の関係からそれらの跡は農道などとなっている例が少くないのです。そのうえ、平台城存在説では地籍図と比べていただければわかるとおり、たしかに道路敷の部分こそが明らかな遺構とされているのです。

その結果はやはり城跡らしい証拠は何ひとつ出てきませんでした。私にとっての平台城は幻の城跡になってしまったのですが、しかし、親房が難破したのかそれともはじめから常陸の地を目指したのかはともかく、最初に拠ったのが神宮寺城であり、次いで阿波崎城に転じた側面的理由が判明したように思われます。

もともとの理由はこの地が南朝方にゆかりの強い地であるうえに、信太の牧の官人から台頭したと思われる東条氏は、郡司層の末である信太氏と共に南朝方に与していた、などによるのでしょうか、南朝方のこのあたりの城はここだけではないのですから、選択の範囲はずっと広いわけです。

つまり、神宮寺城が最初の拠点にされたのは、外洋船にとって古阿波湾は絶好の船だまりであり、事態が切迫しているときに、上陸してすぐに北朝方に対することができるのは、ここよりなかったからに他ならないと考えられるのです。

また、転じて阿波崎城に入るのも、ここから敵中をかいくぐるように土浦方面に行つたか、それとも、利根川をさかのぼったかはともかく、発達した西浦や利根川の水運を利用できる便宜上の理由があったからとも考えられます。

以下は特別な根拠があるわけではありませんが、浮島の舟衆が活躍したかもしれません。すぐれた操船技術者が必要だし、またそれなしには小田城への転進は不可能だからです。海賊島といわれたという浮島の人たちが思われるわけで、ちなみにいえば、親房らが北朝方から賊呼ばわりをされているように、当時の賊とは体制に順応しない者たち程度のきわめて軽い意味にすぎないのであるのです。

調査にお手伝いいただいた方がた

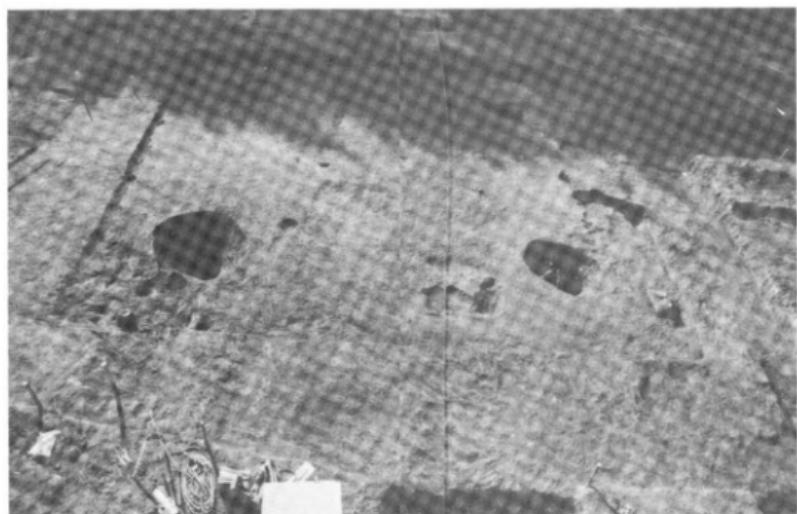
根 根 栗 神 大 高 黑 高 石 村	本 本 山 保 堀 城 田 城 田 山	英 俊 敬 文 一 実 良 克 善 ま	男 一 章 一 実 中 黒 細 藤 坂 長	根 岩 矢 高 中 山 田 枝 本 谷	本 井 轎 田 山 黒 田 武 本 川	武 久 義 俊 和 夫 秀 行 夫 ふ	夫 明 男 一 郎 夫 雄 夫 ゆ り	坂 工 黒 高 高 柳 根 齊 黒 菅	本 藤 田 城 田 柳 本 藤 田	友 修 浩 和 三 郎 寧 平 助 と み	治 修 浩 郎 三 郎 寧 平 助 め 子
--	--	--	---	--	--	--	--	--	---	---	---

桜川村神宮寺

野 田 根	口 仲 本	実 江 重子	野 宮 根	口 本 本	栄 ゆ ふ	次 き じ	根 関 川	本 川 川	倉 みつ て	雄 子 い
-------------	-------------	--------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	--------------	-------------

阿波崎城平台城跡調査会

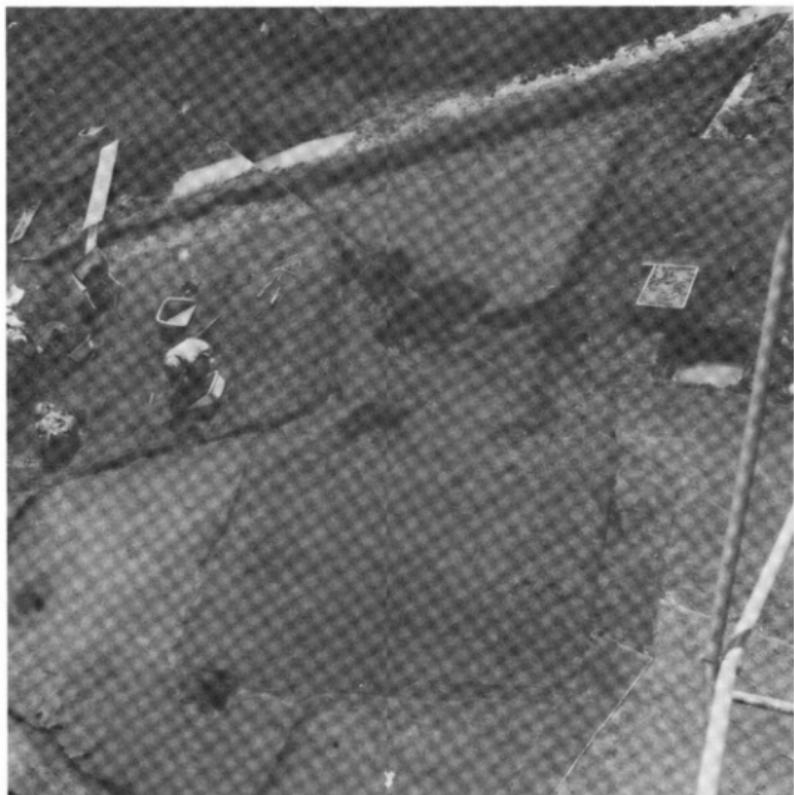
番号	役職名	職 名	氏 名	昭和56年4月1日 府内異動により	氏 名
1	会長	教 育 長	吉 田 英 夫		
2	副会長	東 村 文 化 財 保 護 審 議 会 委 員 長	永 長 市 左 衛 門		
3	理 事	総 務 課 長	黒 田 和 男		
4	"	企 画 課 長	細 田 整	→	石 田 肇
5	"	教育委員会事務局長	森 内 信 夫	→	鈴 木 昌 亮
6	"	茨 城 県 文 化 財 保 護 指 導 員 南 茨 城 県 務 所 主 事	人 見 久 左 衛 門	(主管課異動により) 総合センター所長	細 田 整
7	"	埋 藏 文 化 財 指 導 員	結 束 光 義		
8	"	東 村 文 化 財 保 護 審 議 会 副 委 員 長	岡 野 幸 市		
11	"	"	飯 出 隆		
12	"	"	根 本 正 也		
13	"	主 任 調 査 員	伊 東 重 敏		
14	"	地 元 代 表 (区 長)	大 山 健 児	→区長交替により	根 本 保
15	"	"	根 本 平 藏		
16	"	"	根 本 忠 三		
17	幹 事	教 育 委 員 会	岩 鎧 昭 一	→総合センター	吾 妻 恵 一
18	"	"	一 鍾 田 耕 寿	→欠 員	
19	"	"	真 下 俊 昭	→総合センター	青 木 美 明
20	"	"	渋 谷 秀 雄	→	渋 谷 秀 雄
21	"	"	柏 葉 勝 義	→欠 員	



04号住居址全景



17号住居址土玉出土状况



発掘状況（上部にダブル溝）



09号住居址出土鎌



03号住居址出土羽口

目次

秀満國鹿乃郡惣木太郎時鶴革掌事
右吉野沒落前故人北溫源大約復道以山往等
經海路出關東除庄着岸前村林代之移發向南
時外瑞空處今年^嘉音押守神官守城政
主松金藏一馬委使新塙院源氏公夏方摩板並筑
水系源川寄養者源家子物柳太郎三井角負親
切破石青久城内政敵、令義令切松御茶生源
次第大支御見兵早因若重高田太郎太郎信行
國瑞國貴令分松平是又二十六日大吉封見兵草
山等第源氏之交所承免重荷大介井井源令
見兵在船頭致志部近而打敵、令對治城鄉
就其後河沒前城爲之廢所、河敵等爲復
政引率多船守水向北而致敵、令義行將
欲前舟渡河城令渡諸訖船計異他袖軍中空
頑街位進給御諸判馬備守復急速仍自舟洋

五〇三
一九、一
五
一九
一九

烟田文書 桜川村史考より

慶長七年檢地帳

畏羨畏羨母白亭

鹿嶋神宮

神官 天台主
吉本院 道源道氣

大宮阿蘇神社

神官 伊佐御守
根今伊佐守

安曇三井美守

根今伊佐守

同上
海老宗源全門源石

大宮阿蘇神社神辭

常陰主河内守行慶清村徐化德等

九月廿日 番乃

慶長乙亥



特別寄稿

平台をとりまく古代・中世の問題点

東村文化財保護審議会委員長 永 長 市左衛門

この問題はものすごく大きく、ものすごく深く、しかも古く新しい問題である。これを解き明かす仕事は大学者か、大知識の仕事で、田舎の老翁などのなすべきことではないが、多勢の人の知識と協力を得て筆を持つ次第である。

現在平台という台は、茨城県稲敷郡東村大字阿波崎字平台2355番より2483番まで、さらに4810番より4816番まで、地番は2つに区切られているが、合計筆数88筆、約3町5反歩（3.5ヘクタール）の地積を平台という。（東村役場備品、明治8年1月調製の図面、並びに記載登録台帳による。）

平台の東、接続地に天神台がある。また平台の南、接続地に中台がある。さらに南に下台がある。（下台は、現在東村大字伊佐部の行政区画）平台、天神台、中台、下台、この4つの台地は、古代はおしなべて阿波崎の台と呼ばれたようである。標高は稲敷台地と同じくらいで20メートル～30メートル、天神台のみが33メートルある。（神宮寺城と十三塚による）地層も稲敷台地と大差なく洪積層で、関東ローム層におおわれている。

慶長7年の検地帳を見ると、中台は記載されているが平台、天神台、下台の3つの台は記載されていない。この3つの台は所謂、除地、即、無税の土地であったものと思われる。

天神台が天神台と呼ばれるようになったのは、元禄乙亥8年2月、天満大自在天神（菅原道真公）の社を創立してからである。（大宮大神誌資料による）

天神台、平台、中台、下台、この4つの台が正式に記載登録されたのは、明治になってからである。（東村役場の図面並びに土地台帳による）明治政府が所有と所得に課税するため行政の区画が厳重になり、細大漏らさず記載登録されてからであろう。阿波崎台地の4つの中で一番広いのが平台である。この4つの台を持つ阿波崎の西、約1里（4キロメートル）の所に阿波という部落がある。幕末までは阿波村と呼んだ。（現在の桜川村大字阿波）その阿波村の先の村というので阿波崎村と呼ばれ、それを自他ともに認めて阿波崎村と呼んだようである。

明治に町村の組み替えが行なわれ、戦後もまた、合併令により町村が大きくなり、今は部落を昔のように阿波村と呼ばないが、大字を冠して阿波、並びに阿波崎と呼ばれている。

日 高 見 の 国

阿波崎は勿論のこと、種敷地方を日高見の国と呼ぶようになったのは、天津神、国津神が住みつき、大和朝廷の人たちが往来するようになってからである。

『常陸國風上記逸文』に、

「黒坂命征討陥奥蝦夷事了剣旋，及多歌郡角枯之山，黒坂命遇病身故，爰改角枯號黑前山，黒坂命之輪輜車，發自黑前山，到日高見之國，葬具儀亦旗青幡，交雜飄飄雲飛虹張，祭野耀路，時人謂之幡垂國，後世言使称信太國。云々」

とある、黒坂命は、陸奥を平定して剣旋、多歌郡の角枯の山に来た時、病気にかかって亡くなられた。命の遺骸を、黒坂兵团は日高見の国へ葬ろうと、多歌より我が国日高見の国へはるばる運んで来たのであろう。（黒坂命の墳墓その所在は明らかでないが、現在、美浦村大塚にある古墳、円墳であるといわれている）。

『日本書記』景行天皇の

「廿七年春二月辛丑朔壬子，武内宿弥自東國還之奏言，東夷之中，有日高見國，其国人，男女並椎結文身為人勇悍，是據日，蝦夷，亦土地沃壤而曠之，擊可取也。」

書紀の文は日高見の国を撃ちて取るべし、気持ちの悪い文句である。漢字に染った史官が中華的東夷北狄南蛮西戎の思想を以って日本書紀を編集したからであろう。妥当性を缺く表現である。『古事記』は日高を敬称、美称に使っている。

天津日高　日子穗々手見命

天津日高　日子波限建鶴葺不葺命

などである。天津日高日子波限建鶴葺不葺命は山幸彦であるが、山幸彦が失なったもの釣針でなければ受け取らぬと兄の海幸彦に言われ、どうしようも処置なく、困りはてて海辺に泣き患いていた時、塙稚神が来て、「虛空津日高的泣患ひたまふ所由はと問へば、云々」とある、これなどの日高という言葉は敬称である。六月、晦大祓の祝詞にも（延喜式祝詞）

「大倭日高見の国を安國と定め奉りて、云々」

とある。これなどは美称であろう。

日高見の国とは、ほめたたえる美き国のことであることがわかる。しかば、日高見の国といわれるまでに発展せしめたのは如何なる人々であろうか、杏として審かでないが察するに、神靈を崇敬し、生命を撫育し、生産に努力し、しかも不撓の信仰を持つ天津神、国津神の子孫のように思われる。

即、日向系の経津族、建族、出雲系の大物族、大和の登美族などが代表的な處であろうが、やがては饒速日命系物部氏、中臣氏なども加わったであろう。そのために、此の地方には古い社が残っている。

阿　波　の　島

『常陸國風土記』行方郡の条に、
「古老曰 斯貴瑞垣宮大八州所馴天皇（崇神天皇）之世、為平東夷之荒賊、遣建借間命即此那賀国造初祖、引率軍士、行略凶猾、頓宿安婆之島、遙望海東之浦、時烟所見、爰疑有人、建借間命仰天誓曰、若有天人之烟者、米覆我上、若有荒賊之烟者、去靡海中、時烟射海而流之、爰自知有凶賊、即命徒衆、擣食而渡云々」

建借間命の軍團が宿泊し、命が天を仰ぎ誓をなされた所は阿波の島、阿波半島の東端、阿波崎台、即今の天神台であろう。天神台に立てば、行方郡潮来方面を眼下指呼の間に見ることができる。すこぶる景勝の地である。命の軍團が宿営した所を天神台、平台と見て間違いないようである。

阿波の島という名称の起りは、北も南も東もぐるり海水、その中へ西の方から衆の穂が浮かび出しているような姿の地形であるから衆の島、阿波の島と呼んだのであろう。亦、阿波という言葉は、海や水とは切っても切れない一体の有様をさしていう言葉のようである。

即、房州の安房、四国の阿波、淡路島、いずれも海水と離れない土地である。

『古事記』や詞の中にも、

「筑紫の日向の橋の小門の阿波岐原に到りまして禊祓のたまいき」

などあり、海や水と離れない不可分の言葉である。

乘　浜　の　村

『常陸國風土記』信太郡の条に、

「古老曰 倭武天皇（景行天皇御子倭建命か）巡幸海辺、行至乘濱千尋演浦之上、多乾海苔、（俗曰乃理、）由是名能波麻之村、以下署之」

浜に海苔が沢山乾してあったから能理波麻の村と命名されたようであるが、その浜は

古渡、飯出、馬渡、須賀津、阿波崎あたりを指すようである。

浮島の村

同じく『常陸国風土記』信太の条に、
「乘濱里東、有浮島村、長二千歩、廣四百歩、四面絶海、山野交錯、戸一十五戸、里七
八町餘 所居百姓 火塙為業、而在九社 言行謹諱 以下畧之」
これを見ると、浮島の人々は農業のかたわら塙も飲いていたというから、自給自足の
豊かな村であったように思われる。

浮島の名の起りは、信太流海の海に浮いているというイメージから命名されたので
あろう。この浮島の村も現在は隣続き同然、それは敗戦後、食糧増産のために浮島の南
の川、昔の信太の流海を開拓したからである。

信太の郡

『常陸国風土記』信太郡の冒頭に、
「信太郡、東信太流海、南複浦流海、西毛野河、北河内郡
古老曰、難波長柄豈前大宮馭宇天皇之世（孝徳天皇）
癸丑年、小山上物部河内、大乙上物部会津等、請摠領高向大夫、分筑波、茨城郡七百戸
置信太郡、此地本日高見國也」

これを見ると、孝徳天皇の白雉四年に小山上物部河内、大乙上物部会津等が摠領高向
大夫に願って筑波郡と茨城郡から七百戸を分けて、昔から呼ばれていた日高見の国、阿
波の島、信太、筑波、茨城などを合併して信太郡という一郡を設置したわけである。

物部氏はやがて信太に物部兵团を作り、防人を出すようになる。信太の防人は號名を
天下にひびかせるが、防人となって家を出る時の惜別は悲壯である。

『万葉集』卷20防人の歌

5 押照るや、難波の津より船装ひ、吾は榜ぎぬと妹に告げこそ
常陸さし、行かむ雁もが我が恋を、記して附けて妹に知らせむ
上二首は、信太郡物部道足

防人の情に為りて思いを述べて作れる歌一首并に短歌

大王の、命かしこみ、妻別れ、悲しくはあれど、丈夫の、情振り興し、とりよそひ、門出をすれば、たらちねの、母かき撫でて、若草の、妻は取り附き平らけく、我は斎はむ、好く去きて、早還り来と、真袖持ち、涙を拭ひ、咽びつつ、言語すれば、群鳥の、出で立ち難に、滯り、願みしつつ、いや遠に國を來離れ、いや高に、山を越え過ぎ、芦が散る、難波に来居て、夕沙に、船を浮け居ゑ、朝なぎに、船向け漕がむと、侍候ふと、我が居る時に、春霞、島廻に立ちて、鶴が音の、悲しみ鳴けば、はろばろに、家を思ひ出、負征箭の、そよと鳴るまで、歎きつるかも

反 歌

海原に、霞たなびき鶴が音の、悲しき宵は國方し思はゆ
家おもふと 眠を寝ず居れば鶴が鳴く、声辺も見えず春の霞に
兵部少輔大伴宿弥家持之を作る。

信 太 の 流 海

信太の海は『常陸國風土記』信太郡の冒頭に出るが、『万葉集』卷14の中にも信太の歌が出ている。

志太の浦を朝漕ぐ船は、よしなしに、漕ぐらめかもよ、よしこさるらめ
また、『神楽歌、催馬樂（附東遊、風俗）』岩波文庫より
信太の浦

1 6 2 信太の浦を朝漕ぐ小舟

さし寄せろ

我さへ乗りてな、信太

信太の浦を見むや

しだの浦

2 2 4 信太の浦に朝漕ぐ小舟や

さしろせてよ

我さへ乗りてや

信太の浦を見むや、あの

上記の歌は魚夫や農夫の歌ではない。朝廷と関係のある人の作った歌に相違ない。

信太には郡衙があったのではなかろうか。信太流海とは、信太郡の浦を流れるからであろうが、川の流れの起点が信太に在ったからである。

榎 浦 流 海

『常陸國風土記』信太郡の冒頭に、「南榎浦流海」とある。

今の江戸崎町の南の川を、古代は榎浦流海と呼ばれていた。小野川の水が羽賀浦を通り、榎浦へ出て信太の流海へとそいだからである。今もその流れは変らない。榎浦を稲敷郡の南端、角崎あたりから市崎あたりを推定する学者もいるが、それは思い違いである。今の江戸崎田丁の北、隣地信太に榎浦と関連を持つ榎内と呼ぶ土地が残存している。これをみても榎浦は今の江戸崎町の南であることが分る。古代は流海であった証拠に、江戸崎町の吹上貝塚、対岸の椎塚貝塚がある。

常陸國の南の大流海

現在、茨城県対千葉県の間は渺茫たる水田、縁に囲まれた村落が点在、その中を利根川の流れが西より東へ流れているだけで、何の変化もないようであるが、古代は大流海であった。その大流海を『常陸國風土記』はなんの海とも記していない。「風土記」には見えないが、東村の阿波崎から西へ伊佐部の濱、幸田の横須架、市崎、浦向、柴崎、龍ヶ崎、茎崎など、海岸にちなんだ地名が残っている。現地へ行ってみれば貝塚も各所にあり、海進、海退時にできた須があるから、南が大海であったことがわかるのに不思議である。

海の名のこととは、この地方を開発して、千葉県の香取の地に経津族の祖先を奉斎した経津の大家族にまかせていたのであろうか、歌人も香取の浦、香取の海、香取潟などとよんでいる。残っている歌を上げれば、

万葉集七

いづくにか 舟乗しけむ 高島の一香取の浦ゆ 清ぎ出来し船

万葉集十一

大船の一香取の海に碇おろし 如何なる人か物念はざらむ 柿本 臣人湛
統千載集

夏衣 かとりの浦のうたたねに 浪のよるよるかよふ秋かぜ 藤原定家
新続古今集

袖狭き かとりのうらのあま衣 やとるほとなく月も明ゆく 資 雅
後水尾天皇御製

白袴の いろもすずしきなつ衣 かとりの浦の月となみとに
夫木集

浪あらき かとりの海土の夕しほに 渡り兼たる世を歎く哉 光 俊
新葉集卷三

明けぬるか はや影うすぐ 夏衣 かとりの浦のみじかよの月 妙光寺内大臣
家集

けふよりは 幣とりまつる船人の かとりの沖に風迎ふなり 藤原家隆
加茂翁家集

香取渦 千重のしほせをせきあけて 浪穂に立てる神の御門かも 加茂真淵
『香取神宮志』による。

この外にも沢山あるが、このくらいにする。

こういう訳であるから、古代は大海で海水が銚子口より海上渦、香取の津、安食の津、我孫子の柴崎方面へ、常陸国側は波崎、浪逆浦、潮来、浮島、阿波崎、龍ヶ崎、牛久沼を越えて茎崎辺まで海水が届いていたようである。

『常陸國風土記』行方の条に、
「都南二十里香澄里、古云日、大足日子天皇（景行天皇）登坐下總國印波鳥見丘、留連遙望、顧東而勅侍臣曰、海即青波浩行、陸是丹霞空牒、國在其中、朕目所見者、時人由是謂之霞郷」

とあり、大流海であったことを証する記事である。鳥見の丘は、千葉県印西郡印西地方の岡で、当時の海に出っ張っていた景勝の岡であろう。印西地方はまた、大豪族鳥見族の住んでいた所である。十八鳥見といって、十八社も鳥見の社があるという。『下總國旧事考』景行天皇は、鳥見の丘あたりから常陸國へ行幸されたようである。

淡 の 水 門

『日本書紀』景行天皇の、

「五十三年秋、八月丁卯朔天皇詔憲卿曰、朕顧愛子、何日止乎、冀欲巡狩小碓王所平之

是月乘輿幸伊勢転入東海冬十月，至上總國，從海路渡淡水門，是時聞覺賀鳥之声，欲見其鳥形，而出海中云々」

覺賀鳥の記事が、風土記逸文にも出ている。

「常陸國河内郡浮島ノ村鳥アリ，賀久賀鳥ト云フ，ソノ吟嘯ノ音声アイシツベシ，大足日子天皇（景行天皇）此ノ村ノカリミヤニトマリ玉フコト卅日，其間天皇此ノ鳥ノ声ヲキコシメシテ伊賀理命ヲツカワシテ，綱ヲハリテトラシメ玉フ，悦感シ玉イテ，鳥取ト云姓ヲ給ヒケリ。」

鳥の名は全く同じである。しかるに後文は全く違う。そのために、記・紀を読む人の迷う處であるが、『常陸國風土記』の方が早くできているのであるから『日本書紀』編纂の史官も『常陸國風土記』を讀んでいることであろう。史官は覺賀鳥の後文を改竄して、書紀を編んで行ったのではなかろうか。

それはとにかく、淡の水門というのは我が阿波半島の（阿波崎）の東、信太流海と香取の海の合わざるあたり、今の水神（東村）のあたりを指すものようである。

この地方は東に鹿島の建族、南に香取の経津族、西に鳥見族・大物族、北に飯名の饒族などがいて、開発の途上にあったから、大和へもその名はひびいていたであろう。海の物は勿論のこと、陸の物ともども豊富、生活は奮揚、所謂、日高見の国と呼ばれるほどの地であったから『常陸國風土記』をはじめ『古事記』『日本書紀』『古語拾遺』『旧事記』などの古書にも殺伐な記事は何ひとつ見えない

古 代 の 遺 跡

この地方は、古代海が近かったので、貝塚が各所に散在している。福田貝塚、阿波貝塚、飯出貝塚、浮島貝塚、四ヶ貝塚、椎塚貝塚など、特に有名な貝塚は福田貝塚であるが、最近知られるようになった貝塚に浮島の貝ヶ窪貝塚、飯出の広畑貝塚などがある。

神社では阿波の大杉の社、阿波崎の阿磐の社、浮島の尾島の社、大沼の神の社、飯出の側高の社、立切の香取の社、須賀津の鹿島の社、高田の高田の社など、そのうち大杉の社が最も古いようである。

阿磐の社というのは、阿波崎宇宮原の地に鎮座する神社で、現在大宮神社と呼ばれているが、昔は根崎大宮大明神、阿磐大宮大明神、大宮阿磐神社などと呼ばれ、朝野にその名を知られた社である。

寺院では小野の逢善寺、神宮寺の神宮寺、阿波の安音寺、阿波崎の満願寺などが古く

有名であるが、いずれも再三火災にあい、大切な物はみな焼けてしまった。ただ、満願寺にある白鳳仏（金銅仏）は古代をしのぶ仏像である。

古墳は大沼をはじめ福田台、幸田台、伊佐部の下台、阿波崎の原山、浮島などに多数散在している。形は円墳から前方後円墳などであるが、戦中戦後食糧増産の声のもとに破壊して開墾、最近はまた開発、開発の波によって壊されている。

住居跡、廃寺跡、牧場跡、城塞跡、館跡、鍛冶屋跡など各地にあるが、年次はさっぱりわからぬ。神宮寺に布目瓦の出る廃寺跡、阿波崎には阿磐大明神の別当寺であった神宮寺跡、廃寺がこの他にもあるが、詳細は不明である。神社をはじめ、寺院、廃寺、住居跡、皆関連がありそうであるが皆目わからない。

この地方は返土でありながら大豪族の開発した所で、中央の文化をいち早く移し、かなり栄えたようであるが、時代も幾変遷、中央からもしばらくの間忘れられていた。それが突然有名になる。天下が2つに割れた南北朝の頃、吉野朝廷の柱石北畠親房が朝権回復のために、神宮寺城や阿波崎城で武士団と戦ってからである。

中世の常陸国信太

建武中興の失敗は、後醍醐天皇（96代）の不徳の致す處であるというが、さにあらず、側近の氣隨と增長からである。凶賊に対する作戦なども然らしむる處で、忠誠なる楠正成をはじめ千草忠顕、名和長年、新田義顕、新田義貞、北畠顕家などを戦死させ、あまつさえ護良親王を失い、尊良親王を自害させ、恒良、成良両親王を幽閉、毒殺に追い込んでしまった。花山院殿に幽閉された天皇は、夜ひそかに脱出して吉野へ御幸されたが、戦は消耕戦を繰り返すばかりである。不平不満、反逆の巨魁足利高氏は、勝手に持明院統の豊仁親王を立てて横暴をきわめる始末、世は南北に割れて勝敗を争うことになってしまったのである。

南朝、即、吉野朝廷は毎日憂愁に明け暮れ、善処の方針も立たない。さすがの北畠親房も大勢挽回に苦慮、それを見かねて結城宗広が建議を奏請する。

『太平記』はそのまま備さに記している。

「紙襟更におだやかならず、諸卒も皆色を失へり。爰に奥州の住人、結城上野入道道忠と申しける者、參内して奏し申しけるは、國司顕家卿三年の内に、両度まで大軍を動して、上洛せられ候ひし事は、出羽奥州の両国、みな國司に從ひて、囚徒其隸を得ざる故也。国人の心未変ぜざるさきに、官を一人下し進らせて、忠功の輩には直に賞を行はれ、不忠

不烈の族をば、根を切り葉をからして、御沙汰候はんには、などか攻め隨はでは候べき。國の差団を見候ふに、奥州五十四郡、恰日本の中間に及べり。若し兵數を盡して一方に属せば、四五十万騎も候ふべし。道忠宮を挟み奉りて、老年の首に胃を頂く程ならば、重ねて京都に攻め上り、会稽の恥を雪めん事、一年の内をば過し候ふまじと申しければ、君を始め奉りて、左右の老臣悉く、此議げにも然るべしとぞ同ぜられける。云々」

宗広の健策は、天皇をはじめ左右の老臣もみな賛成されて、義良親王を陸奥の大守、春日頸信を輔弼となし、右近衛中将兼陸奥介鎮守府將軍に任じ、結城宗広を衛尉として奥州へ下向せしめる。この下向に際しては北畠親房も加わるわけである。

計画はたてたものの東海、東山、北陸の三道は敵が扼えているので通れず、やむなく9月の初め、伊勢の大湊より兵船五百余隻で出発、途中伊豆の海で大颶風に遭遇し、兵船四散、この時の模様を北畠親房は『神皇正流記』に次のように記している。

「伊勢に越えさせ給ひて、神宮に事の由を啓して、御船の装し、九月の初櫂を解かれしに、十日余の事にや、上総の地近くより、空の景色おどろおどろしく、海上荒くなりしかば、又、伊豆の崎といふ方に漂はれ侍りしに、いとど波風夥しくなりて、数多の船行方知らず侍りけるに、御子の御船は障りなく、伊勢の海に著かせたまふ。頸信朝臣は、本より御船に待ひけり。同じ風の粉れに、東国指して、常陸の國なる内の海に著きたる船待りき。」

この船は、即北畠親房の船である。宗良親王の船は遠江白羽港に吹流され、花園宮、牧宮等の船は四国に吹き寄せられ、結城宗広の船も伊勢にふき寄せられ、宗広は遂に同所で客死する。

『太平記』はこの有様を一層凄じく記している。

「是のみならず、新田左兵佐義興、相模次郎時行二人をば、東八ヶ国を打平げて、宮に力を副へ奉れとて、武藏相模の間へぞ下されける。陸地は皆敵強くして通りがたしとて、此勢皆伊勢の大湊に集りて、船をそろへ風を待けるに、九月十二日の宵より、風やみ雲取りて、海上殊に静りたれば、船人櫂をときて、萬里の雲に帆を飛す。兵船五百余隻、宮の御座船を中心立てて、遠江の天龍灘を過ぎける時に、海風俄に吹きあれて、逆浪忽に天を巻きかえす。或は櫓を吹き折られて、弥帆にて馳する船もあり、或は櫓をかき折りて、廻流に漂ふ船もあり。暮れば弥風あらくなりて、一方に吹きも定らざりければ、伊豆の大島、女良湊、かめ河、三浦、由良の濱、津々浦々の泊に、船の吹き寄せられぬはなかりけり。」

沈没した船共ども、あたら命を海底の蔭屏となした將兵や、漂着の先で凶徒の刃にかかるて斃れた將兵も多いのである。

今、「鶴岡社務記録」によつてみると、
九月九日 御敵船二艘、著安房国之間、安房国軍勢馳向岸。
同十二日 又船六艘著安房国了。
十三日 船二艘被放風而被吹寄江島之間、御敵多被生取之内、関八郎左エ門尉其中大將云々、被誅了。
十四日 船三艘、被吹寄神奈河候間、數輩生取之切懸了。
十七日 於稻瀬川、御敵廿一人被誅畢。此内冷泉侍從関八郎宗之者云々、於神奈河廿人、其外猶渉々被誅候由有其聞。
十九日 廿四人被誅。
廿一日 於同所廿六人被誅。此内宗者、阿曾沼、桃井監一族五人。今日又自相模一宮生取五人。
又自武州生取二人、とあるように漂着早々生取られ、または斬殺されてしまった。無情の世とは云え、慘憺のきわみである。

この頃北畠親房は常陸國信太の東条浦に漂着した。親房は『神皇正流記』に「同じ風の紛れに、東国を指して、常陸の國なる内の海に著きたる船侍べりき。」と記している。風浪になやまされて、九死に一生を得た人の書きぶりではないが、難破船で太平洋を奥州へ下らずとも、常陸の信太へ行けば我が兵站部、八條院領、即大覺寺統の莊園があり、また筑波山麓には我が軍に心を寄せている小田治久をはじめ東条、下妻、関、真壁等が居り、既に入国して戦っている榎正家もいると、失望を知らぬ親房は、船頭をはげましてやってきたからであろうと思われる。『神皇正流記』に「また常陸は本より志す方なれば、御心ある輩相計ひて義兵強くなりぬ。」これを以ってみても、万事承知の上で信太へ上陸したのであろう。『千葉県史料中世編』香取文書、海夫注文常陸國の状に、

(応安1368)

阿ばさきの津 東条能登入道
一方難波知行分

むまはだしの津 東条地頭領家

ふっとの津志だ 一方小田知行分
一方吉原知行分

かしはざきの津 小田兵部少輔
入道知行分

ふっとの津 一方東条能登入道

ひろとの津同人 ふなこの津同人

あんぢうの津 小田知行分

以下略

上記を見て察すれば、常陸國信太の東条、西条は北畠親房にとって味方の地であることがわかる。

しかし、船の発着する津港は時代的に人の出入りが多いし、台風、颶風、時には船の

流失を防ぐため、特に警戒を厳重にするから、北畠親房の難破船も臨検を受けたであろうが、味方であるからすぐ相通じ、応援を得て上陸し、阿波崎の満願寺あたりで休養している最中、情報を受けた太田の東条氏が馳せつけ、神宮寺城へ迎え入れたようである。

東条氏は常陸大掾の一族であるが、当時小田治久の麾下に属していたので直ちに小田へ急報、小田氏は同盟軍及び麾下より援軍を送り、北畠親房が居をかまえた神宮寺城の守備についていたのである。

親房は起死回生、直に次の段取りにかかっている。次の書状はそれを示すが。神宮寺城から発した書類のひとつである。

御義當國之後、無殊事候、囚徒等打廻之由、其間候之間、小田以下發向候畢、抑宮御船、直令者奥州給之由、其間候、宇多歟、牡鹿歟、両所之間、相構急被尋申御座之所、可被馳申候、件御船禪門乘船候、新国司三位中将家、春日少將、併四保、長沼、大内以下、同參波御船候、経泰等祇候、依風難義、無御同道候之間、不審無極候、船少々於海路及難義之由、其説候、頗雖無念次第候、御座之船等無為候、聖運神憲令然候歟、御座之所治定之後、可被申成令旨國宣候、猶々急々被尋申奥左右、不廻時刻、可被馳申候、諸事其時委細可被仰旨所候也、恐々

九月廿九日

越後權守秀仲奉

結城大藏權大輔殿

この書は奥州の結城親朝に送った書状であるが、風聞をもとに発した書であるから正確ではないが、宮を思い、國を思う親房の心情が手にとるようにわかる。

宮の船は義良親王の船、禪門とあるのは結城宗広のことである。越後權守秀仲奉は北畠親房の秘書、奉は秘書秀仲が北畠親房の意を書いたことを意味する。宛名の結城大藏權大輔殿は結城親朝を指す。

そうこうしている間に足利高氏の幕下、常陸の衆雄佐竹義篤は、麾下の小野崎治郎左エ門尉、二方七郎左エ門尉を初、府中（石岡）大掾高幹、鹿島、行方の囚徒に動員をかけて、神宮寺城を急襲、いかんせん神宮寺城は寡兵、大軍をささえることができなかつたのである。親房は阿波崎城へ移って防戦これつとめたが、遂に陥落。この時の囚徒の目安軍患状がある。

目 安

常陸国鹿島郡畠田又太郎時幹申軍忠事

右者吉野没落朝敵人、北畠大納言入道、以下囚徒等、経海路、当國東条庄、着岸之間、為誅代之被發向之間、時幹罷向之處、今年十月五日押寄神宮寺城、致至極合戦之處、若

党新堀修理亮公夏、右脛被疵訖、此條預御実檢者也、次家子烏栖太郎三郎貞親、切破壁、責入城内、致散々合戦、令切捨訖、此條小野治郎左エ門見知畢、同若党富田次郎太郎信行、同城内責入、切捨畢、是又二方七郎左エ門尉見知畢、此等次第、鹿島又次郎幹寛、宮崎又太郎朝顥、令見知者也、如此致忠節、追落御敵等、令対治城廓訖、其後阿波崎城罷向之處、所々御敵等、為後攻、引率多勢、寄來之間馳向致散々合戦、打散御敵之處、阿波崎城令没落訖、如此異干他抽軍忠上者、預御注進給御澄判為備向後龜鑑、仍目安如件

建武五年十月一日

志波殿

承了 在判

とある如く、十月五日、神宮寺城は凶徒に攻撃された。

北畠大納言入道は北畠親房である。建武五年は南朝の延元三年にあたる。志波殿は志波家兼かと横井氏は注を加えている。目安状の後条に、「其後阿波崎城罷向之處、所々御敵等、為後攻、引率多勢、寄來之間馳向致散々合戦」とあるから、伏兵を置いて挾撃作戦も立てたようであるが、親房の軍は寡兵、大軍の凶徒には勝てなかつたのである。親房は阿波崎城を出でて船に乗り、霞ヶ浦を航して土浦の入江から筑波山麓の小田城へ移つたのである。

阿波崎城は築城したのではなく、海の中へ舌状につき出した天然の丘で、海の航行船を観視したり、兵乱などに防着、防戦に適している処から、北畠親房も城として使用したのである。

延元三年（1338年）前後の神宮寺城、阿波崎城、また当時の村落の名主にまつわることが多々あり、記録したいが、本項から脱するからここに筆を置く。

第75圖 昭和18年阿波城跡圖面



稻敷郡東村文化財報告第1集
平 台

編集・発行 茨城県稻敷郡東村結佐 1545
東村教育委員会

発行年月 昭和 57 年 3 月

印 刷 所 茨城県行方郡潮来町 97-7
聯 敬 文 館